



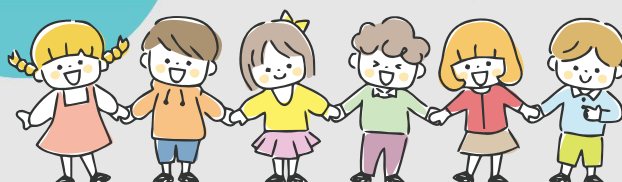
2025 年度▶2029 年度
(令和 7 年度) (令和 11 年度)

山都町こども計画

かがやく未来へ 山都ならではのづくり



令和 7 年 3 月
熊本県山都町



はじめに



我が国における少子高齢化の進行は、現在の社会基盤が維持できない恐れがあるほど、将来の社会全体において極めて深刻な影響を与えるものと懸念されており、少子化対策への取り組みは喫緊の課題となっています。

また、核家族化の進行や女性の就業率の上昇など子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育てに対する不安や負担に感じる子育て家庭に対して、社会全体で支援していくことが必要となっています。

このようななか、国では、令和4年6月に「こども基本法」を公布し、令和5年4月にこども家庭庁の設置、同年12月に「こども大綱」「こども未来戦略」を策定し、「こどもまんなか社会の実現」に向け、大きく動き始めました。

本町においても、国や県の施策や町独自の取り組みなど、これまで様々な子ども・子育て施策を展開してまいりましたが、少子化を緩和することができない状況であり、その対策は、町全体の課題となっています。

本計画では、町の課題を踏まえ、これまでの「山都町子ども・子育て支援事業計画」の理念を継承しつつ、国が示すこども基本法の理念に基づく「こどもまんなか社会の実現」や本計画の基本理念である「かがやく未来へ 山都ならではの人のつくり」の実現に向け、具体的で実効性のあるこども施策の実施や子育て環境の整備を強力に推進していくこととしています。

最後に、山都町「こども計画」策定に係るアンケートやパブリックコメントに御協力をいただいた児童生徒をはじめ保護者のみなさま、若者のみなさま、本計画の策定にあたり貴重なご意見を賜りました山都町子ども・子育て会議委員のみなさまに対し心から厚くお礼を申し上げます。

令和7年3月

山都町長 坂本 靖也

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の期間	2
3 計画の対象	2
4 計画の位置付け	3
5 計画の策定体制	4
(1) アンケート調査	4
(2) 山都町子ども・子育て会議	4
(3) パブリックコメント	4
第2章 山都町のこども・若者を取り巻く現状	5
1 統計的な状況	5
(1) 人口の推移	5
(2) こども人口の推移と推計	6
(3) 世帯の状況	7
(4) ひとり親世帯の状況	8
(5) 出生数の推移	8
(6) 合計特殊出生率の推移	9
(7) 就業率	9
(8) 支援が必要なこどもの状況	10
2 子育て支援サービスの状況	11
(1) 保育施設（保育園・認定こども園）の状況	11
(2) 学童保育（放課後児童クラブ）の状況	12
(3) 地域子育て支援拠点施設の状況	12
(4) 病後児保育事業の状況	12
(5) ファミリー・サポート・センターの状況	12
3 アンケート調査結果	13
(1) 概要	13
(2) 就学前児童保護者・小学生児童保護者調査	14
(3) 小学4年生保護者・中学1年生保護者調査結果	24
(4) 小学4年生・中学1年生調査結果	27
4 山都町のこども・若者を取り巻く課題	31
第3章 計画の基本的考え方	34
1 計画の目指すべき方向性	34
2 施策目標	35
基本目標1	35
基本目標2	35
基本目標3	36

3 施策体系	37
第4章 こども・若者施策の展開	38
成果指標	38
基本施策1 こども・若者の権利の尊重	39
具体的施策① こども・若者の権利に関する理解促進	40
具体的施策② こども・若者の意見表明・参加の促進	41
具体的施策③ こども・若者の居場所・活動の充実	41
具体的施策④ こども・若者の権利侵害の防止、相談	44
基本施策2 質の高い教育・保育の総合的な提供	47
具体的施策② 学校における教育環境の充実	51
基本施策3 若者の自立と社会参加の支援	54
具体的施策① 未来へ踏み出す若者応援	55
具体的施策② 困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援	57
具体的施策③ 出会いや結婚への支援	59
基本施策4 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	60
具体的施策① 親と子の健康づくりに向けた支援	61
具体的施策② 子育て家庭の負担の軽減に向けた支援	65
具体的施策③ 子育てを応援する環境づくり	67
具体的施策④ 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実	69
基本施策5 困難を抱える子育て家庭への支援	71
具体的施策① こどもの貧困対策の推進	72
具体的施策② ひとり親家庭への支援	74
具体的施策③ 特別な支援を必要とする子育て家庭への支援	75
基本施策6 こども・若者の成長を地域全体で支える環境づくり	77
具体的施策① 子育て関連団体の活動促進	79
具体的施策② 地域における子育て支援ネットワークの強化	81
具体的施策③ 子育てしやすいまちづくり	83
具体的施策④ こどもの安全・安心の確保	85
第5章 教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込み	87
1 教育・保育提供区域の設定	87
2 教育・保育の量の見込み	87
3 地域子育て支援事業	89
(1) 時間外保育事業(延長保育)	90
(2) 放課後児童健全育成事業	90
(3) 子育て短期支援事業(ショートステイ)	91
(4) 地域子育て支援拠点事業	91
(5) 一時預かり事業	92
(6) 病児保育事業(病後児保育室)	92
(7) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	93

(8) 妊婦に対する健康診査.....	93
(9) 乳児家庭全戸訪問事業.....	94
(10) 養育支援訪問事業(子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業).....	94
(11) 利用者支援事業.....	95
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	95
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	95
(14) 子育て世帯訪問支援事業(新規).....	96
(15) 児童育成支援拠点事業(新規).....	96
(16) 親子関係形成支援事業(新規).....	96
(17) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(新規).....	97
(18) 産後ケア事業(新規).....	98
(19) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業(新規).....	98
4 教育・保育の一体的な提供及び推進.....	99
(1) 幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策.....	99
(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	99
5 その他推進方策.....	100
(1) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	100
(2) 労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の施策との連携.....	100
6 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組.....	100
第6章 計画の推進.....	102
1 計画内容の住民への周知.....	102
2 推進体制.....	102
(1) 推進体制の整備.....	102
(2) 地域や関係機関等との連携・協働.....	102
3 計画の点検・評価の実施.....	102
第7章 資料編.....	103

「こども」及び「子ども」の表記について

こども基本法（令和４年法律第 77 号）において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義しています。

同法の基本理念として、全ての「こども」について、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」と表記しています。

本計画においても、この基本理念を踏まえ、下記の判断基準により「こども」表記を活用するものとします。

（１）特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。

（２）特別な場合とは、例えば以下の場合をいう。

①法令に根拠がある語を用いる場合

例：子ども・子育て支援法における「子ども」

②固有名詞を用いる場合

例：既存の制度名や施策・予算の事業名

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

国では、こども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、こども基本法を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

また、「こども未来戦略」では、①若者・子育て世代の所得を増やす ②社会全体の構造や意識を変える ③すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していくを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもが笑顔で暮らせる社会の実現をめざしています。

第2期山都町子ども・子育て支援事業計画の最終年度を令和6年度に迎えることにより、社会環境の変化や本町のこどもや子育てを取り巻く現状、現行計画の進捗状況等を踏まえ、こども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、「こども・若者計画」や「こどもの貧困対策計画」を包含した「山都町こども計画」を策定しました。

こども大綱及びこども基本法

こども施策に関する大綱（こども大綱）【こども基本法第9条に規定】

- ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

こども計画の策定【こども基本法第10条に規定】

- ・国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務化
- ・こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる

こども・若者計画

こどもの貧困対策計画

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画

こども等の意見の反映【こども基本法第11条に規定】

- ・こどもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすること等が求められている

こども大綱に掲げられる6本の柱

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

2 計画の期間

- 本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間となります。
- 計画期間中であっても、社会経済情勢や町の状況の変化、こども・子育て家庭・若者のニーズ等に対処するため、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の対象

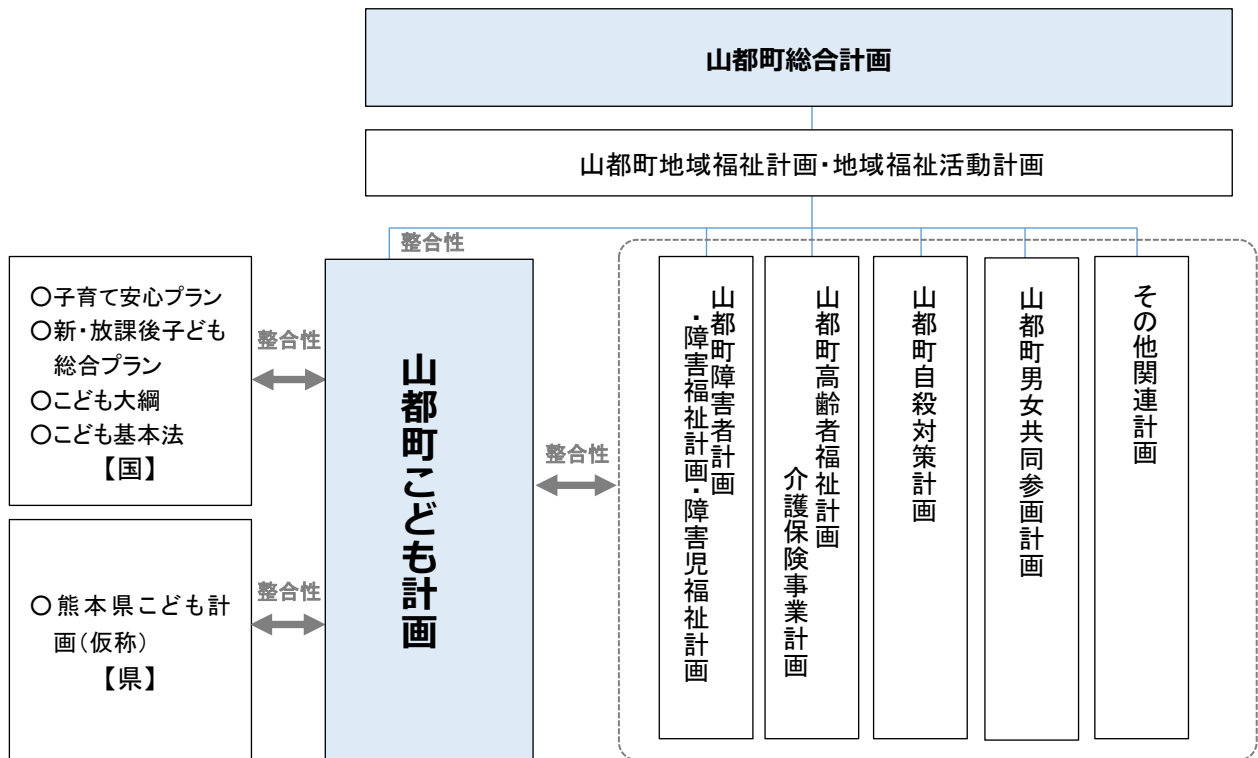
- これまでの「こども・子育て支援」については、計画の対象を「生まれる前から乳幼児期を経て18歳までのこどもとその家庭、地域、企業、行政等すべての個人及び団体」としていました。

新たな「山都町こども計画」においては、「若者支援」も包括されることから、計画の対象年齢を「生まれる前から乳幼児期を経て、おおむね40歳未満のこども・若者とその家庭、地域、企業、行政、学校等すべての個人及び団体」とします。

4 計画の位置付け

本計画は、山都町総合計画に基づく、こどもに関する個別計画であるとともに、こどもに関する以下の法定計画を包含する総合的な計画です。

- ①子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- ②次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
- ③こどもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困対策計画」
- ④子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」



なお、平成27年9月に国連において採択された「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)」の理念である「誰一人取り残さない」の下、本計画を推進することとします。

持続可能な開発目標(SDGs)17ゴール



5 計画の策定体制

(1) アンケート調査

本計画の策定に当たり、子育て支援サービスの利用状況や今後の利用意向、子育てに関する意見や日頃の生活状況を把握し、ニーズを十分に踏まえた計画とするため、次の方々を対象としたアンケート調査を実施しました。

対象者		配付数	回収件数	回収率
①	就学前児童保護者	245件	169件	69.0%
②	小学生児童保護者	220件	169件	76.8%
③	小学4年生保護者	77件	55件	71.4%
④	中学1年生保護者	84件	60件	71.4%
⑤	小学4年生	87件	79件	91.0%
⑥	中学1年生	103件	86件	83.5%
⑦	町民(16～39歳)	1,232件	187件	15.2%

(2) 山都町子ども・子育て会議

学識経験者、教育・保育事業者、子育て支援に関係する団体・機関の代表者等で構成され、本計画の策定に関する審議を行いました。

(3) パブリックコメント

本計画の素案を作成する段階において、計画策定に関する情報を広く町民に提供するとともに、町民の意見を本計画に反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

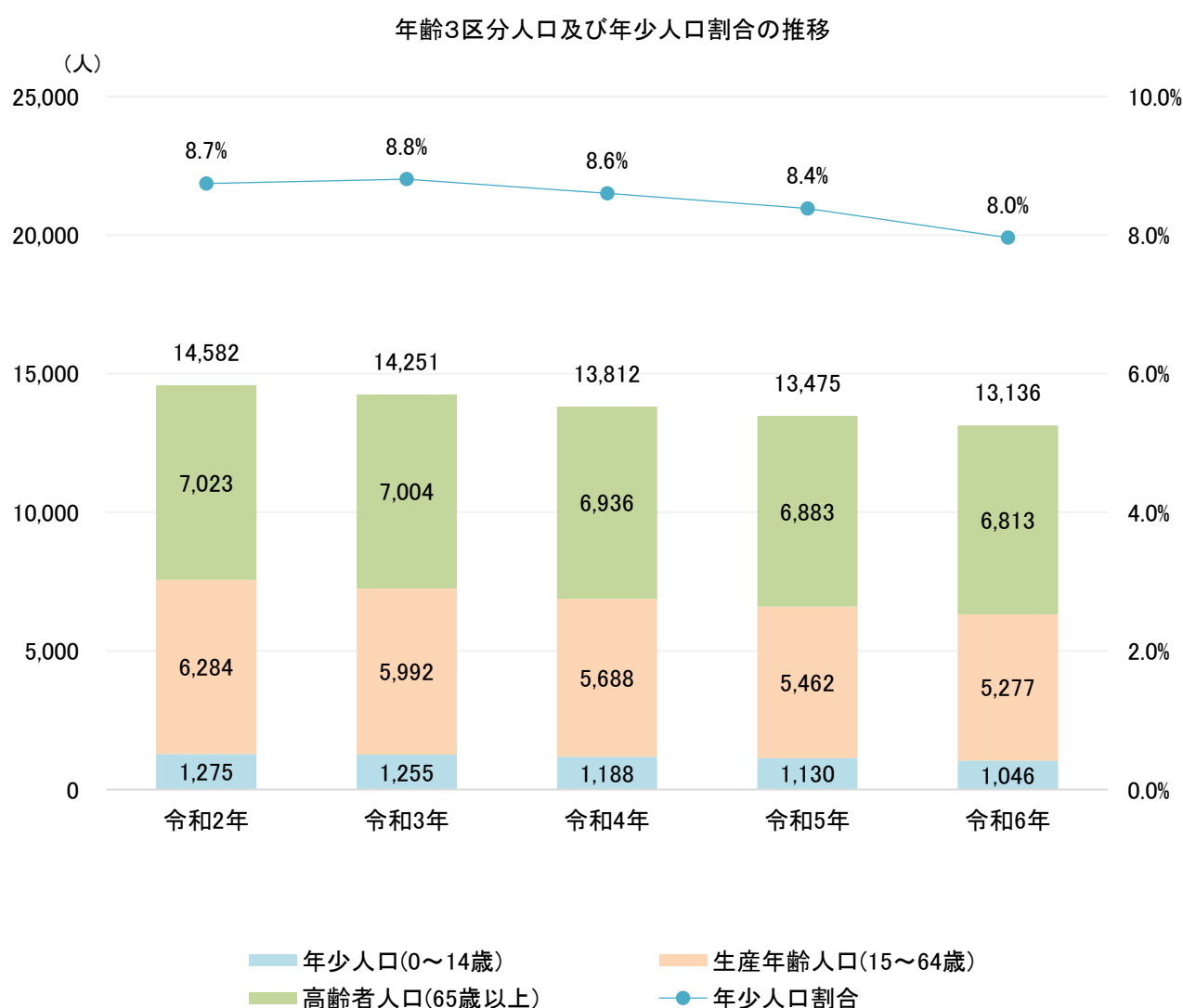
第2章 山都町のこども・若者を取り巻く現状

1 統計的な状況

(1) 人口の推移

本町の総人口は、令和6年4月1日現在、13,136人で減少傾向となっています。

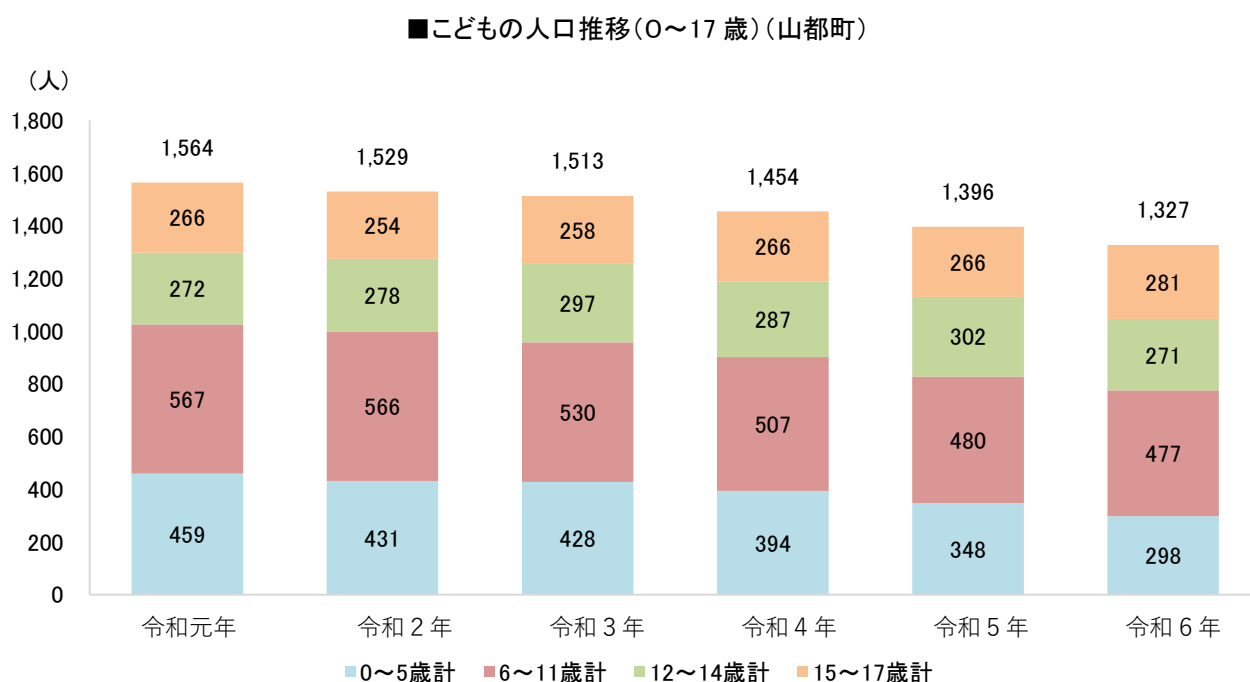
このうち、15歳未満の年少人口は、1,046人で総人口の8.0%となっています。総人口に占める15歳未満の年少人口の割合は、令和2年から令和6年までの5年間で0.7%減少しています。



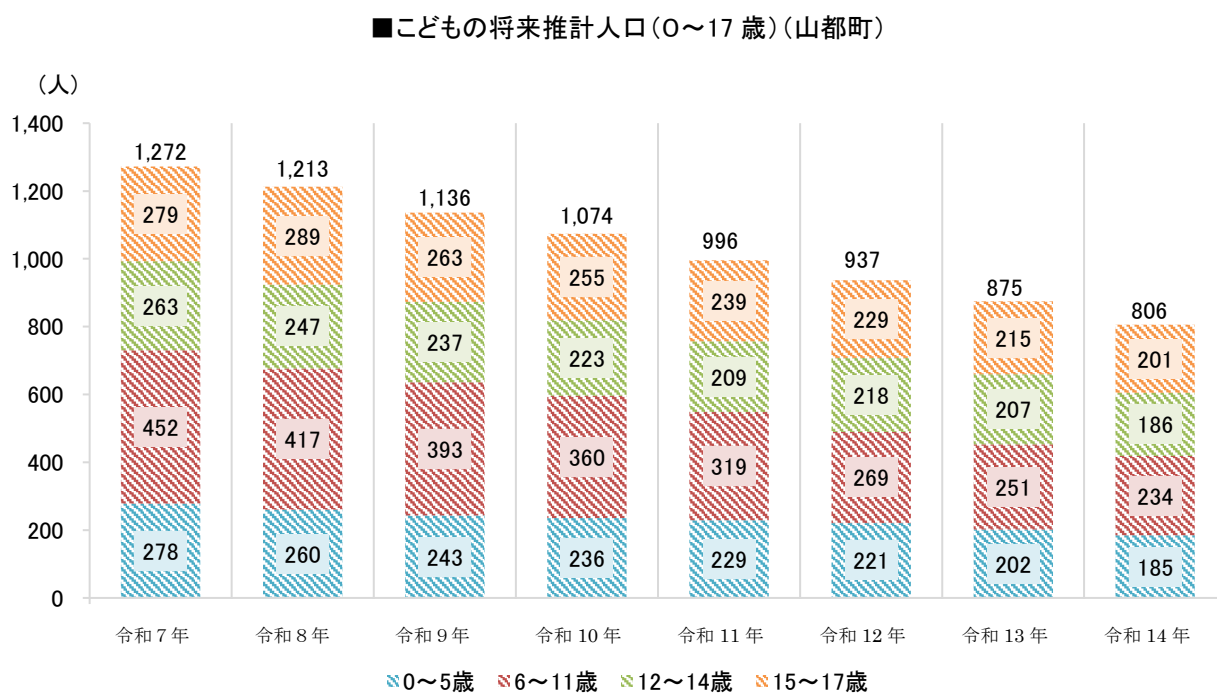
(2) こども人口の推移と推計

本町のこども人口は、年々減少傾向となっており、令和6年は1,327人となっています。

一方、こどもの将来推計人口は、令和14年度には806人とされ、さらなる減少が見込まれています。



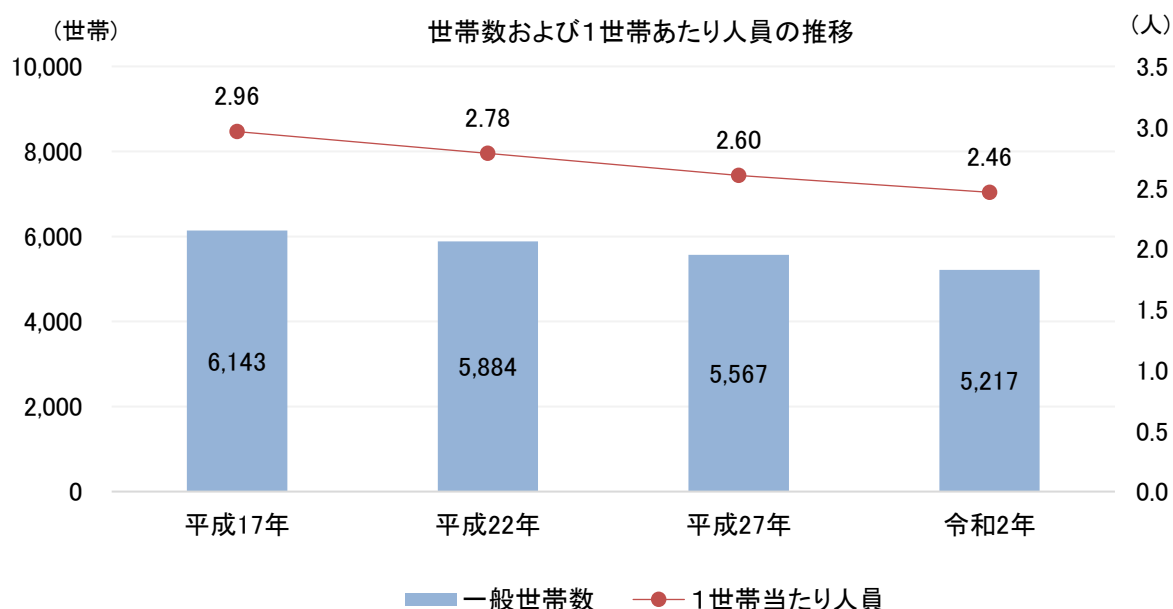
出典:「住民基本台帳」各年4月1日現在



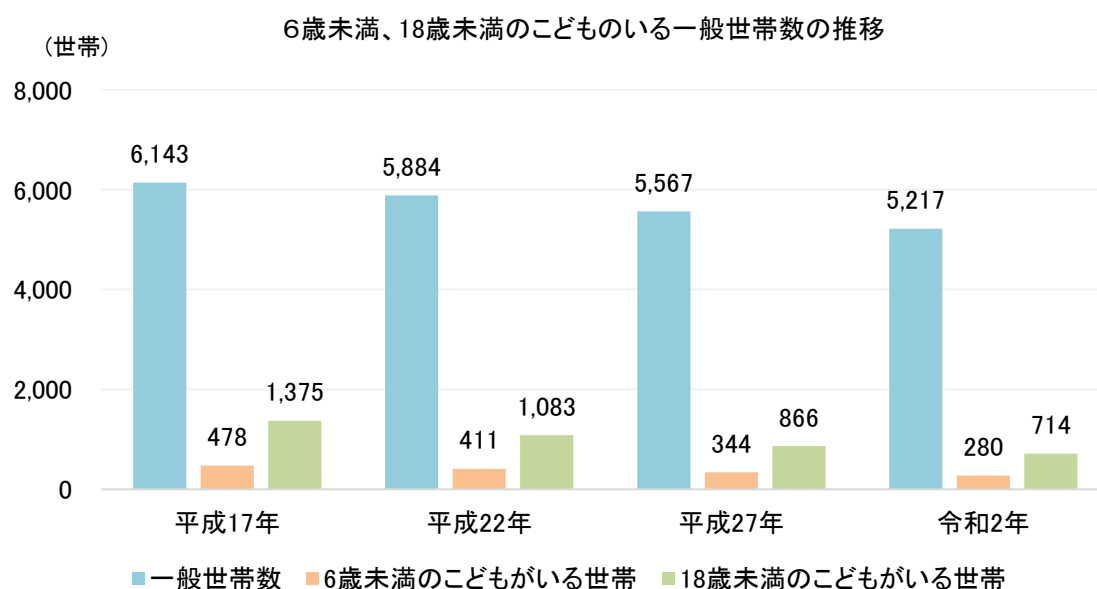
出典:「住民基本台帳」各年4月1日現在、コーホート変化率法による推計データ

(3) 世帯の状況

世帯数は、令和2年では5,217世帯で平成17年から926世帯の減少となっています。また、世帯あたり人員も平成17年以降、減少傾向で推移しており、令和2年では2.46人と核家族化の進行が伺えます。



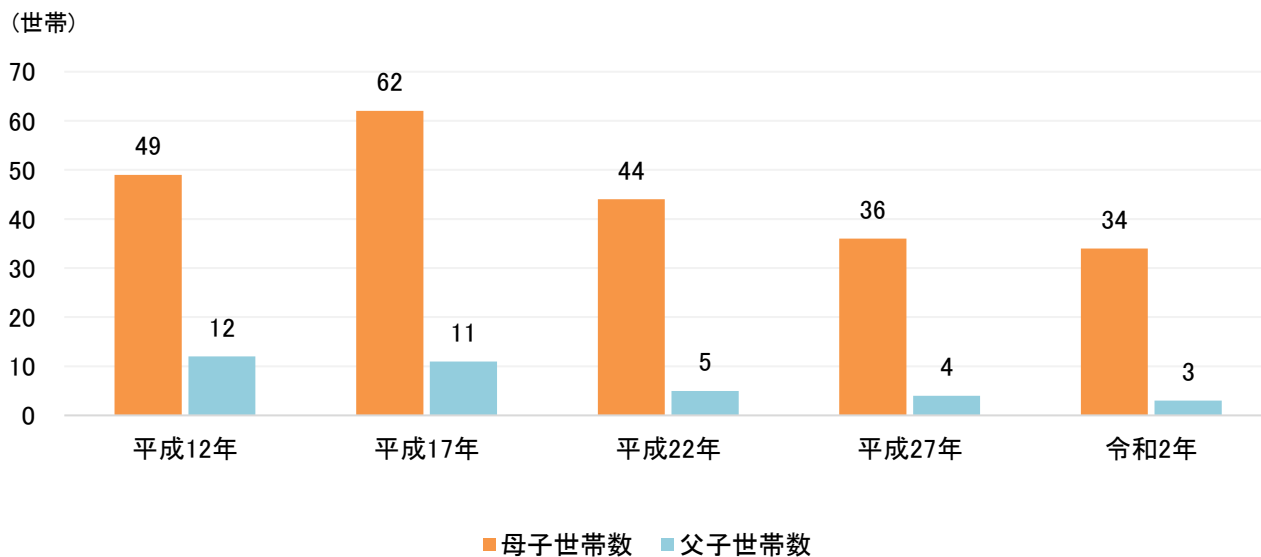
出典:「国勢調査」



出典:「国勢調査」

(4) ひとり親世帯の状況

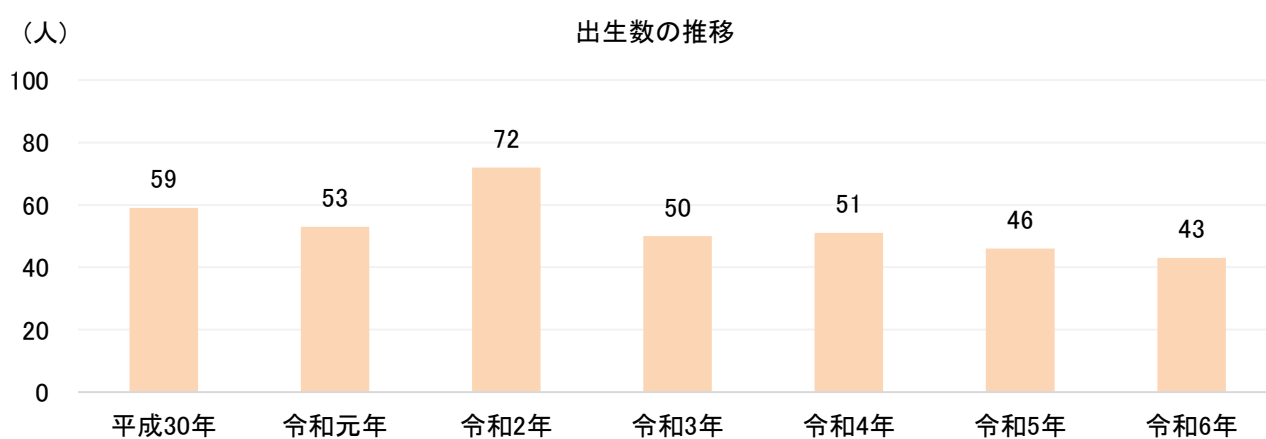
本町のひとり親世帯は、減少傾向で推移しています。



出典:「国勢調査」

(5) 出生数の推移

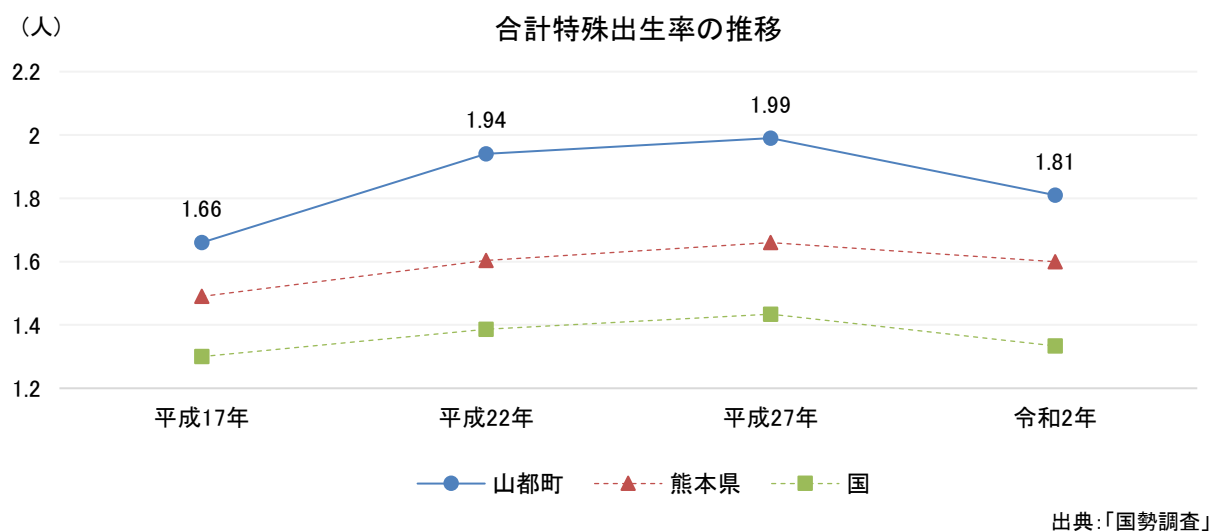
本町の出生数は減少傾向で推移し、近年においては 50 人を割り込んでいます。



出典:「住民基本台帳」各年4月1日現在

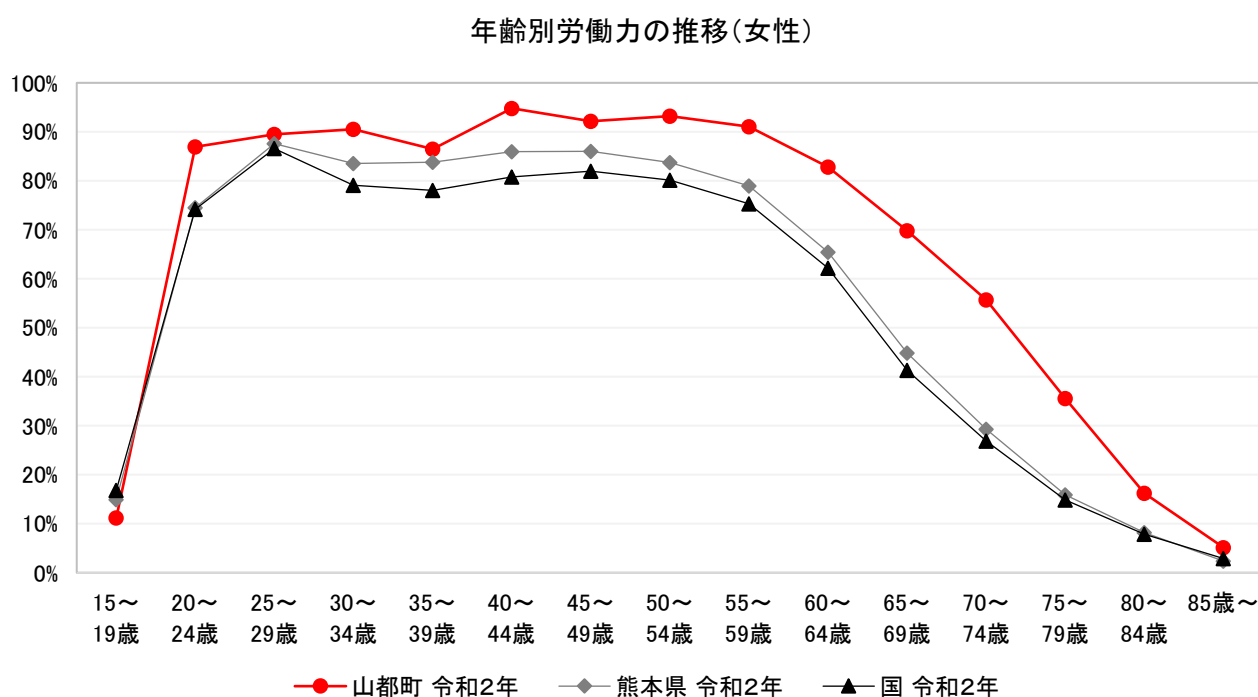
(6) 合計特殊出生率の推移

本町の一人の女性が生涯に生むこどもの数を示す合計特殊出生率は、県、全国と比較すると高い状況にあります。平成27年までは上昇傾向にありましたが、令和2年に減少に転じています。



(7) 就業率

就業率を熊本県・全国と比較すると、女性、男性ともに全世代で、熊本県・全国よりも高くなっています。女性は、熊本県・全国と類似したM字型を示しており、特に35～39歳においては凹みが顕著となっています。



(8) 支援が必要なこどもの状況

①障がい児等への支援状況

(18 歳未満の手帳所持者数)

(単位: 人)

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
身体障害者手帳	13	12	12	12	10
療育手帳	34	33	29	30	31
精神保健福祉手帳	1	2	4	5	3
合計	48	47	45	47	44

出典: 山都町福祉課

(障害児通所支援利用者数)

(単位: 人)

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達支援	4	2	3	5	6
放課後等デイサービス	18	17	22	24	27
保育所等訪問支援	7	4	3	3	25

出典: 山都町福祉課

②児童虐待相談受付件数の推移

(単位: 人)

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
山都町	8	8	3	22	20
国	193,780	205,044	207,660	214,843	-

出典: 山都町福祉課

③外国籍のこどもの状況

(単位: 人)

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
山都町	1	1	1	1	1

出典: 山都町税務住民課

2 子育て支援サービスの状況

(1) 保育施設（保育園・認定こども園）の状況

町内には保育施設（保育園・認定こども園）が 10 箇所（公立 5・私立 5）、あります。定員数 380 名に対して、令和 6 年 7 月 1 日現在の園児数は 275 名（公立 124 名・私立 151 名）となっています。

■保育施設（保育園・認定こども園）（公立：5、私立：5）

区分	施設名	入園者数							定員数
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6 時点
公立	馬見原保育園	28	30	31	34	34	34	24	45
	二瀬本保育園	37	34	36	28	23	19	12	45
	金内保育園	21	15	16	16	19	16	13	45
	大川保育園	49	41	40	39	40	33	33	45
	山都みらい保育園	48	43	41	43	46	43	42	45
	小計	183	163	164	160	162	145	124	225
私立	御岳保育園	19	36	44	42	47	34	31	30
	明光保育園	56	64	55	53	41	32	30	30
	さくらんぼ愛園	48	52	45	47	40	42	33	30
	はるか保育園	36	37	45	46	46	44	38	40
	菅尾保育園	26	28	29	25	25	24	19	25
	小計	185	217	218	213	199	176	151	155
合計		368	380	382	373	361	321	275	380

(2) 学童保育（放課後児童クラブ）の状況

令和6年4月1日現在、町内には放課後児童クラブが6箇所あります。定員数240名に対して、児童数は149名となっています。

■学童保育（放課後児童クラブ）

施設名	学校区	公・私	定員（名）	児童数（名）
さくらんぼ愛園	矢部小	私設	40	35
放課後児童クラブそよかぜ会	蘇陽南小	公設	40	34
蘇陽小学校学童保育 キッズクラブ	蘇陽小	公設	40	21
清和児童育成クラブ	清和小	公設	40	32
矢部小学校放課後児童クラブ	矢部小	公設	40	13
中島小学校放課後児童クラブ	中島小	公設	40	14
合計			240	149

出典：山都町福祉課（令和6年4月1日現在）

(3) 地域子育て支援センターの状況

■地域子育て支援センター

施設名	対象	開設日	開設時間
山都町子育て支援センター	未就園児の親子	平日（土日祝を除く）	9：00～16：00

出典：山都町福祉課（令和6年4月1日現在）

(4) 病後児保育施設の状況

■病後児保育施設（公立：1）

施設名	公・私	受入年齢	利用児童数（名）
・山都町病後児保育室	公立	1歳から小学3年生まで	13人

出典：山都町福祉課（令和6年4月1日現在）

(5) ファミリー・サポート・センターの状況

■ファミリー・サポート・センター

施設名	対象	援助時間等	利用者数（名）
山都町 ファミリー・サポート・センター	生後6か月～12歳	7:00～19:00	1人

出典：山都町福祉課（令和6年4月1日現在）

3 アンケート調査結果

本計画の策定に当たり、子育て支援サービスの利用状況や今後の利用意向、子育てに関する意見や日頃の生活状況を把握し、ニーズを十分に踏まえた計画とするため、次の方々を対象としたアンケート調査を実施しました。

(1) 概要

①調査時期 令和6年1月～2月に実施

②調査対象

- ・町内在住で就学前のこどもを持つ保護者
- ・町内在住で小学生のこどもを持つ保護者
- ・小学校4年生
- ・小学校4年生の保護者
- ・中学校1年生
- ・中学校1年生の保護者
- ・町内在住で16歳以上～39歳未満の町民

③調査方法 郵送及び学校（園）を通じた配付・回収

④回答状況

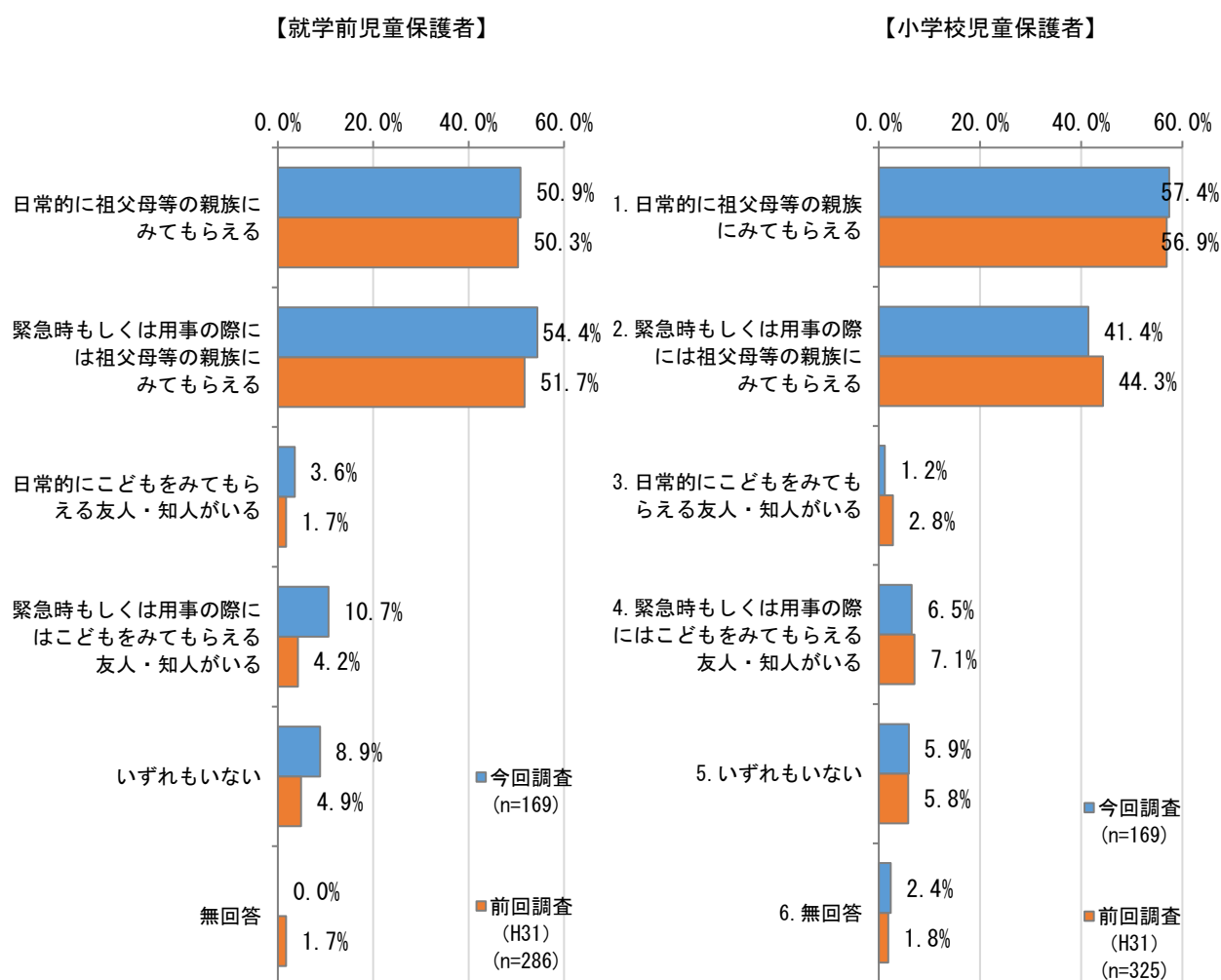
対象者	配付数	回答件数	回答率
町内在住で就学前のこどもを持つ保護者	245件	169件	69.0%
町内在住で小学生のこどもを持つ保護者	220件	169件	76.8%
小学校4年生の保護者	77件	55件	71.4%
中学校1年生の保護者	84件	60件	71.4%
小学校4年生	87件	79件	91.0%
中学校1年生	103件	86件	83.5%
町内在住で16歳以上～39歳未満の町民	1,232件	187件	15.2%

(2) 就学前児童保護者・小学生児童保護者調査

①こどもの育ちをめぐる環境

・こどもをみてもらえる親族・知人等の有無について、就学前児童保護者では、54.4%の人が「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」、50.9%の人が「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」、50.9%の人が「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」環境にあります。前回調査と比較すると大きな変化はみられません。小学校児童保護者では、57.4%の人が「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」、41.4%の人が「緊急時若しくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」環境にあります。

★こどもをみてもらえる親族・知人等の有無

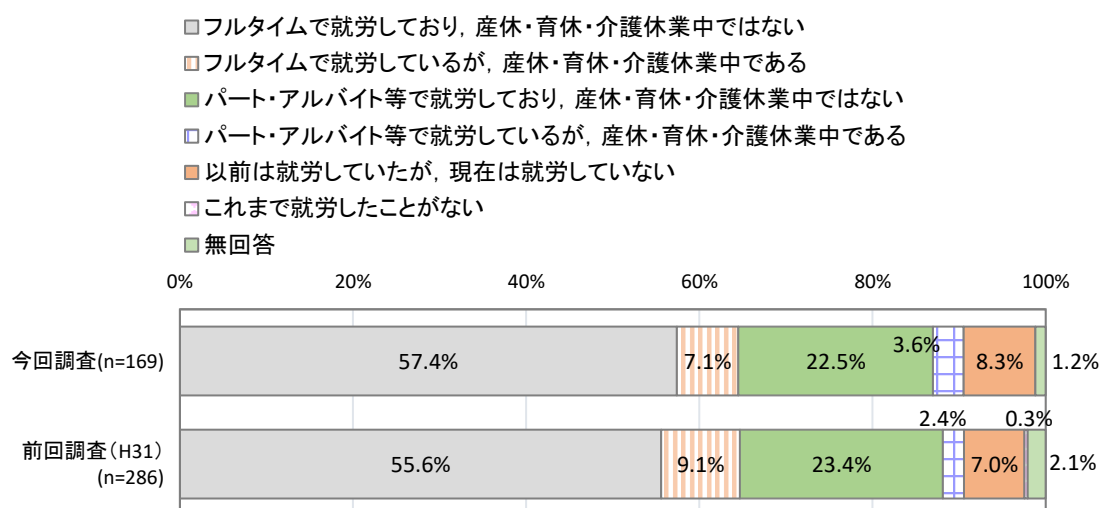


②保護者の就労状況

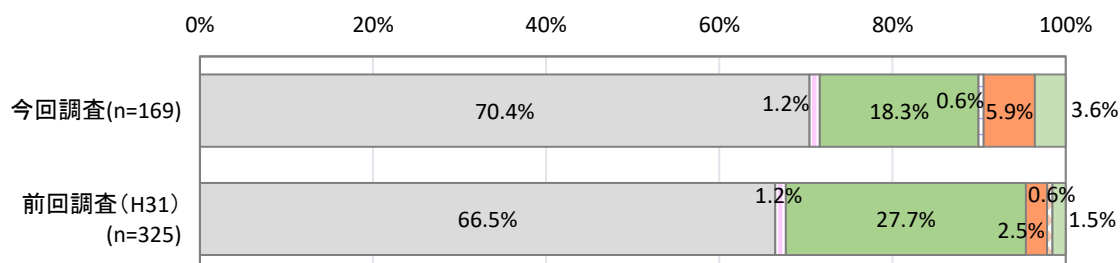
- ・母親の就労形態の現状をみると、就学前児童保護者では、「フルタイム」が57.4%、「未就労」が8.3%、「パート・アルバイト等」が22.5%となっている。前回調査と比較すると、大きな変化はみられません。小学校児童保護者（母親）では、「パート・アルバイト等」が18.3%、「フルタイム」が70.4%、「未就労」が5.9%となっています。
- ・就学前児童保護者では、未就労の母親の50.0%が「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」としています。小学校児童保護者では、未就労の母親の30.0%が「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」としており、潜在的な保育需要がみられ、保育・教育サービスニーズの増加が予測されます。

★保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）

【母親（就学前児童保護者）】

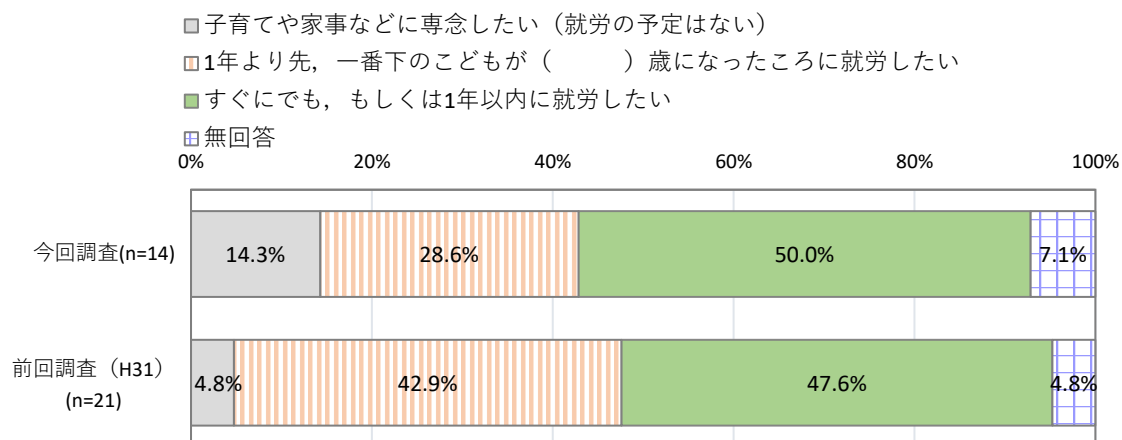


【母親（小学校児童保護者）】

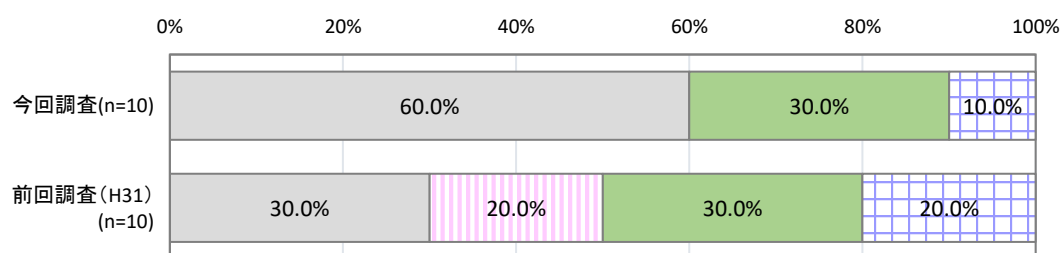


★未就労の保護者の意向

【母親（就学前児童保護者）】



【母親（小学校児童保護者）】

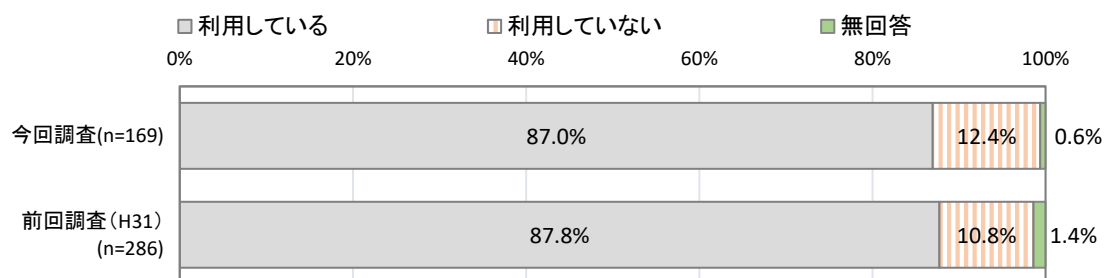


③お子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

- ・ 定期的な教育・保育事業について、「利用している」人が87.0%で、「利用していない」人は12.4%。前回調査と比較すると、大きな変化はみられません。
- ・ 定期的な教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」が89.8%と最も高く、次いで「こどもの教育や発達のため」が74.1%と高くなっています。
- ・ 定期的にご利用したい教育・保育事業は、「認可保育所（保育園）」が78.9%と最も高く、次いで「認定こども園」の割合が9.5%、「幼稚園」の割合が6.1%となっています。

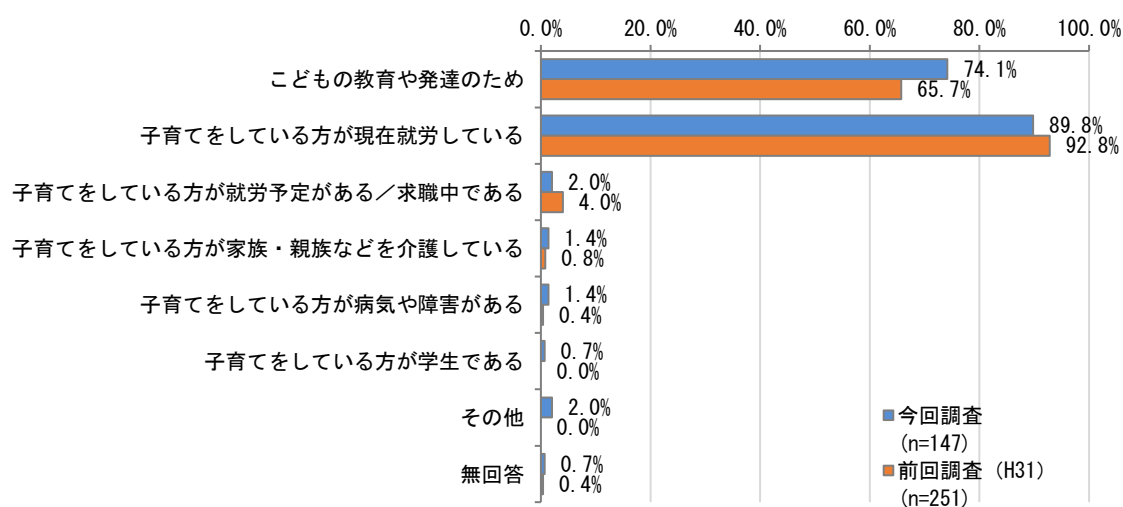
★「定期的な教育・保育事業」の利用の有無

【就学前児童保護者】

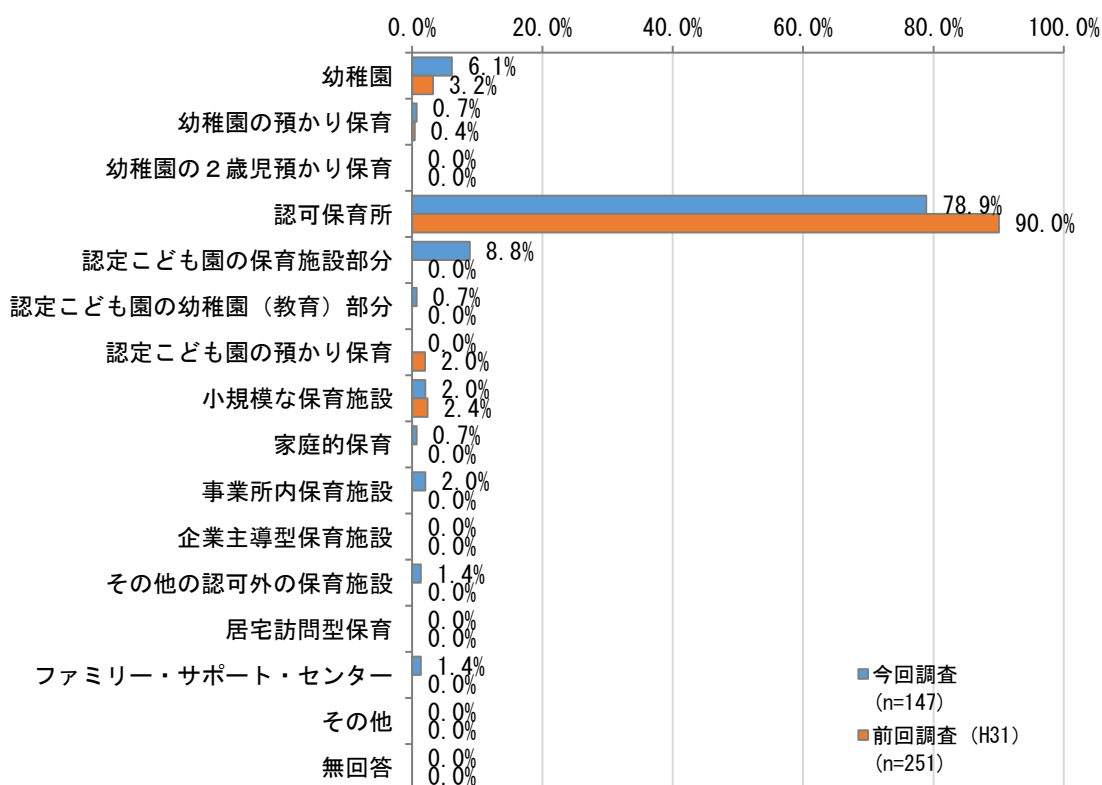


★「定期的な教育・保育事業」の利用している理由

【就学前児童保護者】



★年間を通じて「定期的に」利用している事業

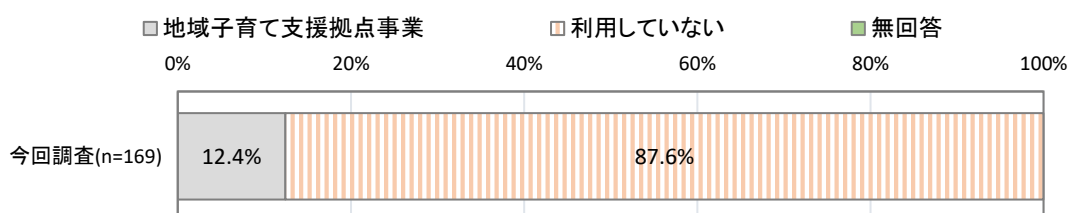


④お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況

- ・地域子育て支援拠点事業を利用している人は回答者全体の12.4%だが、「利用していないが、今後利用したい」が22.5%となっており、潜在的なニーズがみられます。
- ・今後の事業の利用意向については、「保育園や幼稚園の園庭等の開放」59.2%が最も高く、次いで「子育て支援センター」が56.2%、「親子教室等」が50.3%と、今後利用したい人の割合が高くなっています。

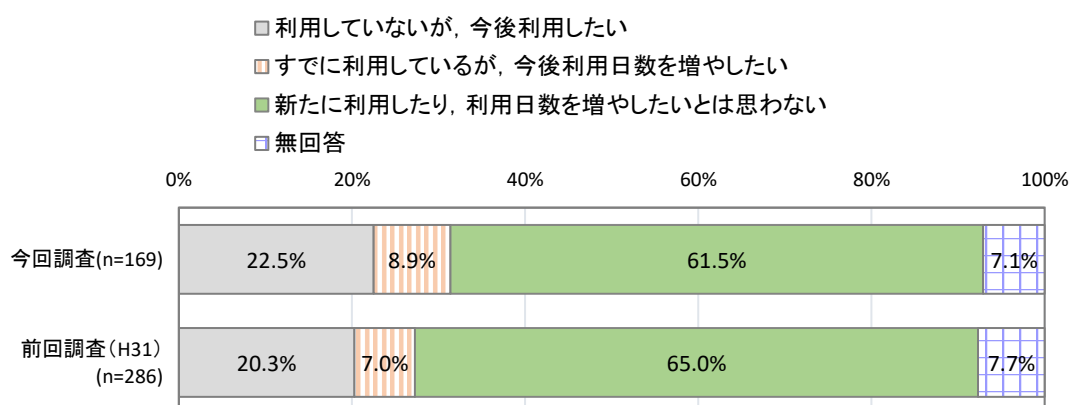
★利用している地域子育て支援拠点事業

【就学前児童保護者】



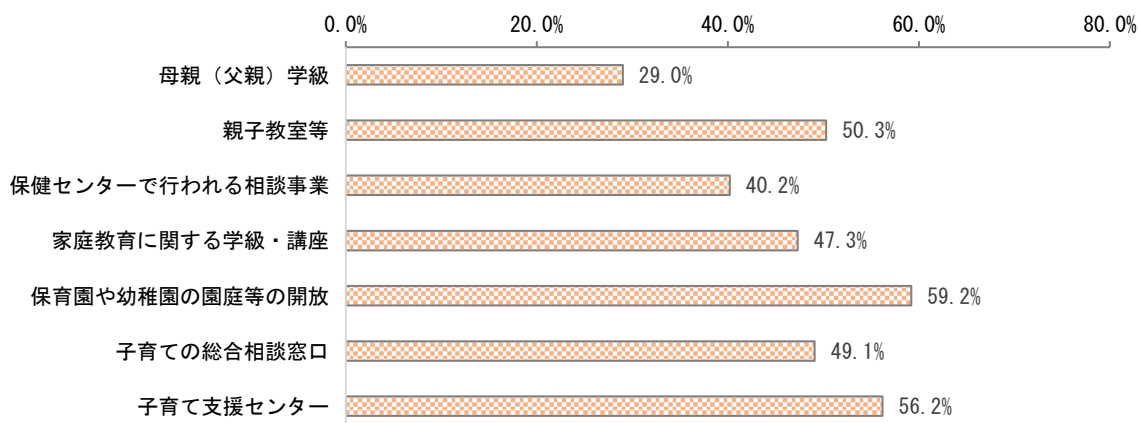
★地域子育て支援拠点事業の利用意向

【就学前児童保護者】



★子育て支援事業の今後の利用意向

【就学前児童保護者】

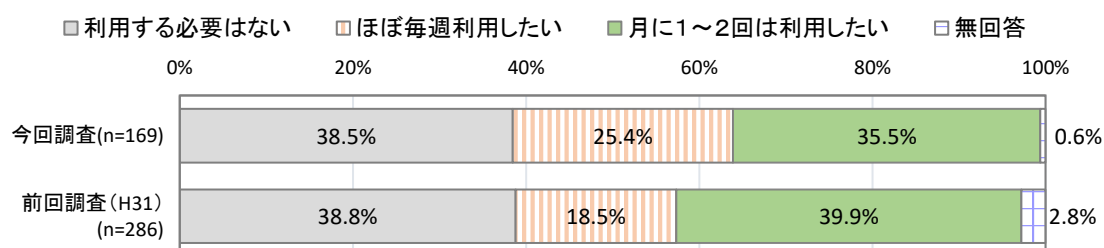


⑤お子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望

- ・「定期的」な教育・保育事業の利用希望は、土曜・休日に「ほぼ毎週利用したい」が25.4%、日曜・祝日の「月に1回～2回は利用したい」が35.5%と前回調査と比較していずれも増加しています。幼稚園等の長期休暇中に「休みの期間中、週に数日利用したい」が33.3%など、土日・休日等の「定期的な」教育・保育事業に対して、潜在的なニーズがあることがうかがえます。

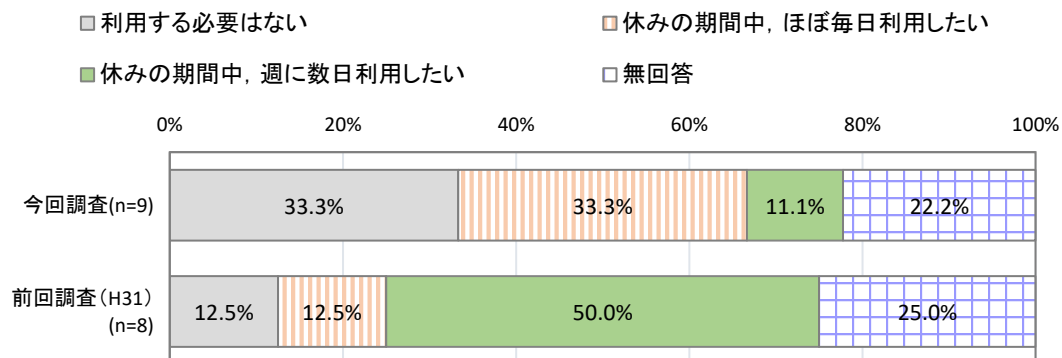
★土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望

【土曜・休日（就学前児童保護者）】



★幼稚園利用者の夏休み・冬休みなど長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望

【長期休暇中（就学前児童保護者）】

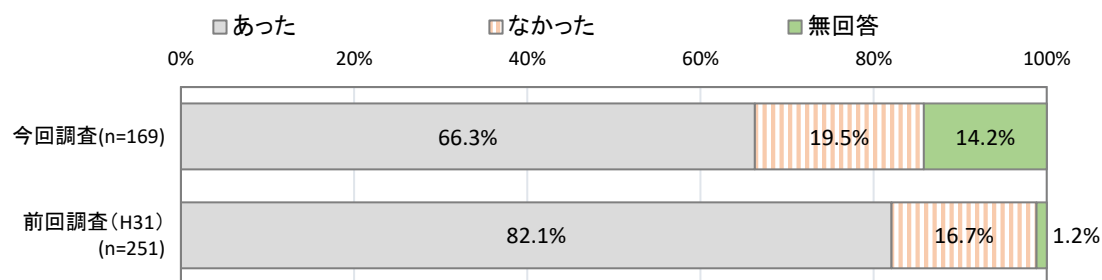


⑥お子さんの病気の際の対応

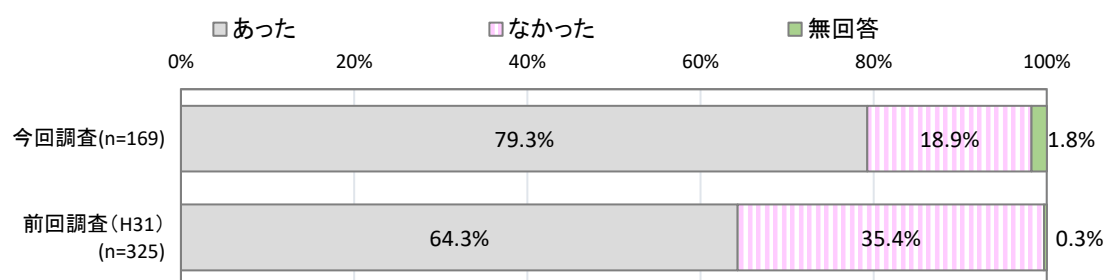
- ・お子さんの病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験がある人について、就学前児童保護者は66.3%、小学校児童保護者は79.3%となっています。
- ・その際の対処法として、就学前児童保護者では95.5%が「母親が休んだ」、44.6%が「親族・知人にこどもをみてもらった」としており、小学校児童保護者では76.1%が「母親が休んだ」、37.3%が「親族・知人にこどもをみてもらった」となっています。
- ・就学前児童保護者の29.4%が「できれば病児・病後児保育を利用したい」と回答しています。

★病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験

【就学前児童保護者】



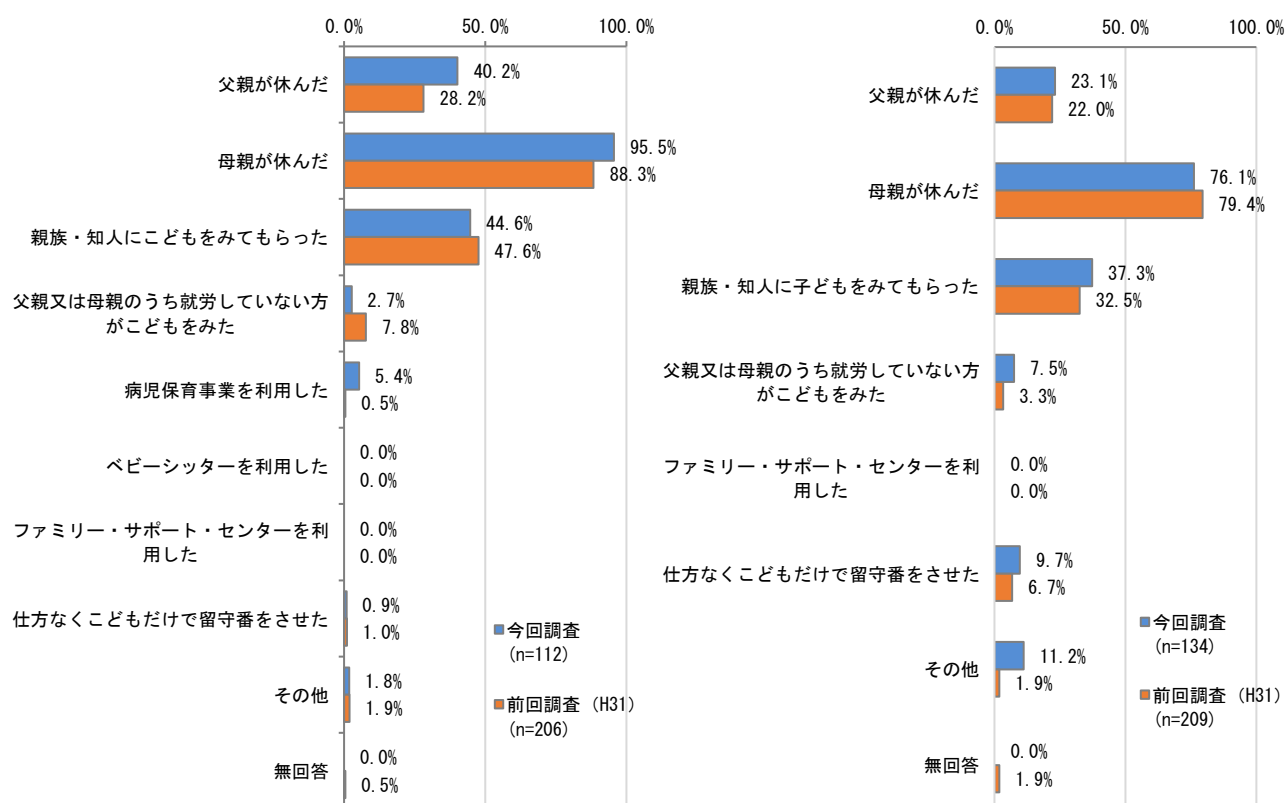
【小学校児童保護者】



★お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合の対処法

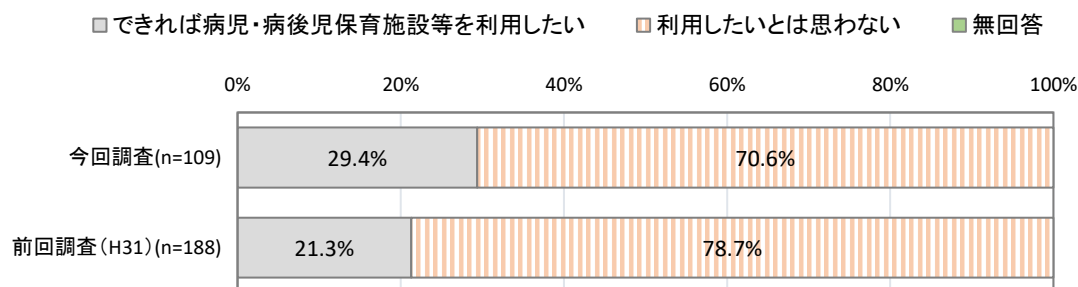
【就学前児童保護者】

【小学校児童保護者】



★病児・病後児保育施設等の利用意向

【就学前児童保護者】

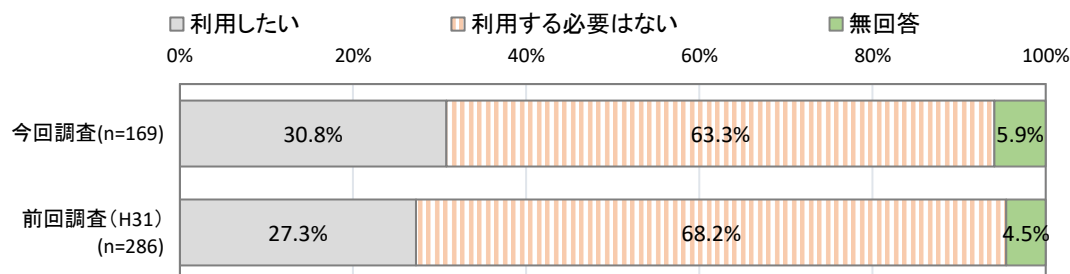


⑦「不定期」の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

・一時預かりについて、就学前児童保護者の30.8%が今後、「利用したい」と回答しています。利用したい目的としては、「私用、リフレッシュ目的」が53.8%と最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、こどもや親の通院等」が50.0%、「不特定の就労」が36.5%となっています。

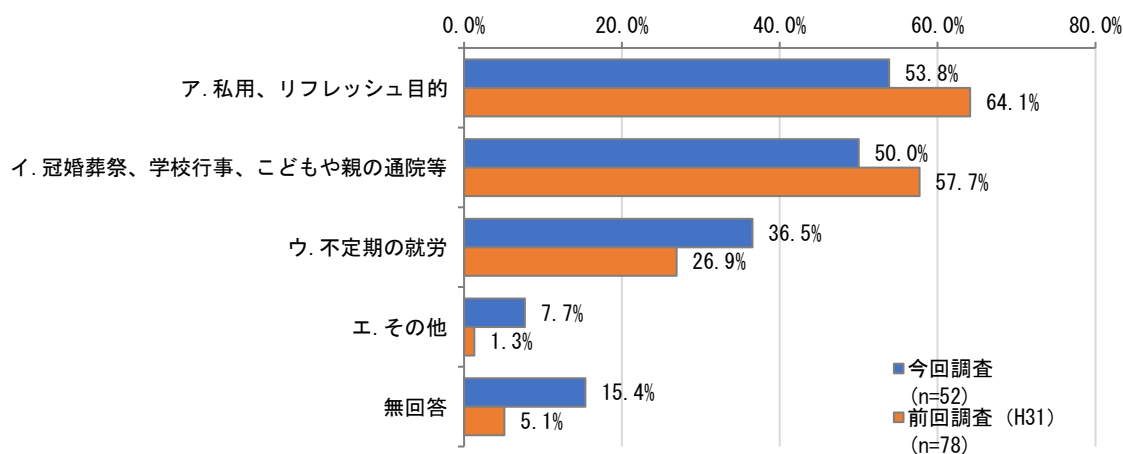
★一時預かり等の利用意向

【就学前児童保護者】



★一時預かり等の利用目的

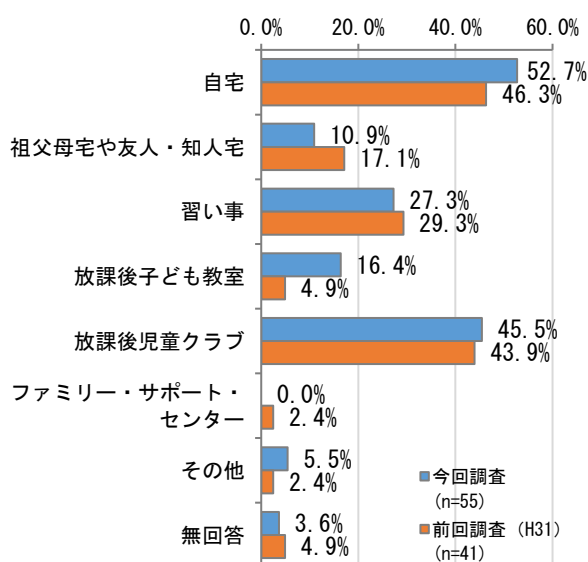
【就学前児童保護者】



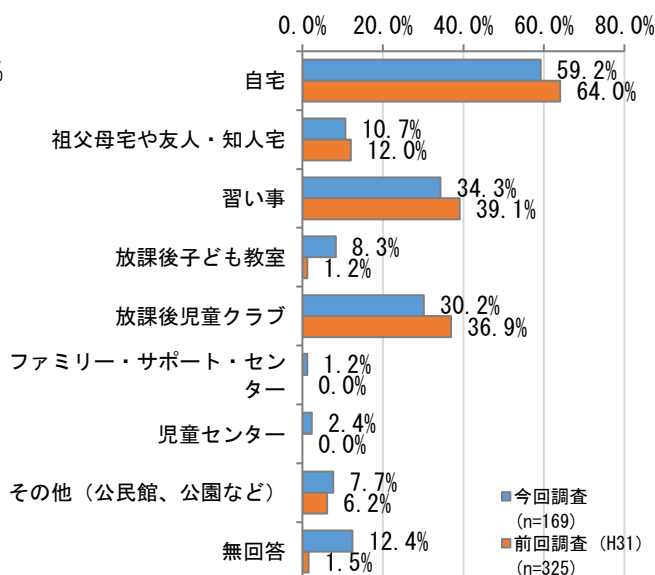
⑧小学校就学後の放課後の過ごし方

- ・就学前児童保護者では、小学校低学年（１～３年生）のうちに放課後を過ごさせたい場所として「自宅」が52.7%、「放課後児童クラブ」が45.5%としており、前回調査と比較すると、「自宅」、「放課後児童クラブ」の割合がいずれも増加しています。また、小学校高学年（４～６年生）になった時は「習い事」が38.2%と低学年と比較して高くなっています。前回調査と比較すると「放課後児童クラブ」の割合が5.2ポイント増加しており、利用ニーズが高くなっていることがうかがえます。
- ・「放課後児童クラブ（学童保育）」に対する利用意向を持った保護者の土曜・休日や長期休暇中の利用意向をみると、「利用する必要はない」が高くなっています。
- ・小学校低学年児童保護者では、59.2%の保護者のこどもが放課後に「自宅」で過ごさせたいとしています。

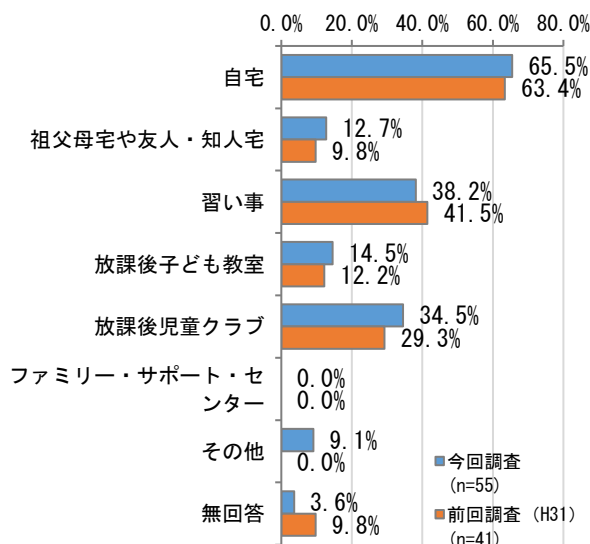
【就学前の保護者が低学年時に過ごさせたい場所】



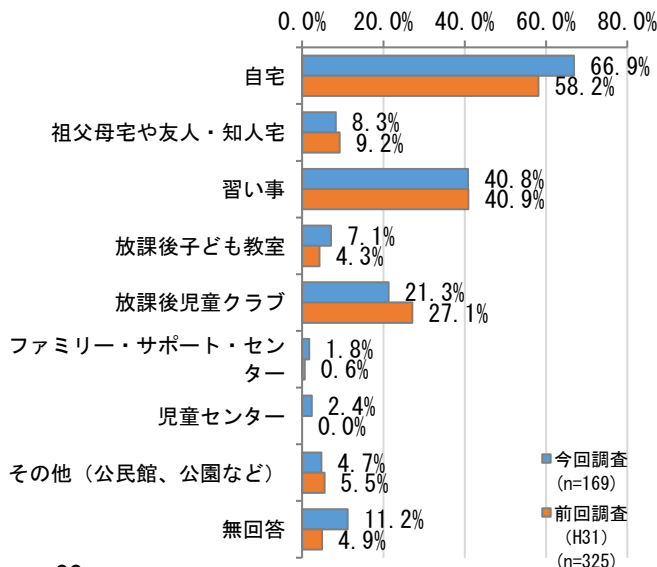
【小学生の保護者が高学年時に過ごさせたい場所】



【就学前の保護者が高学年時に過ごさせたい場所】



【小学生の保護者が高学年時に過ごさせたい場所】

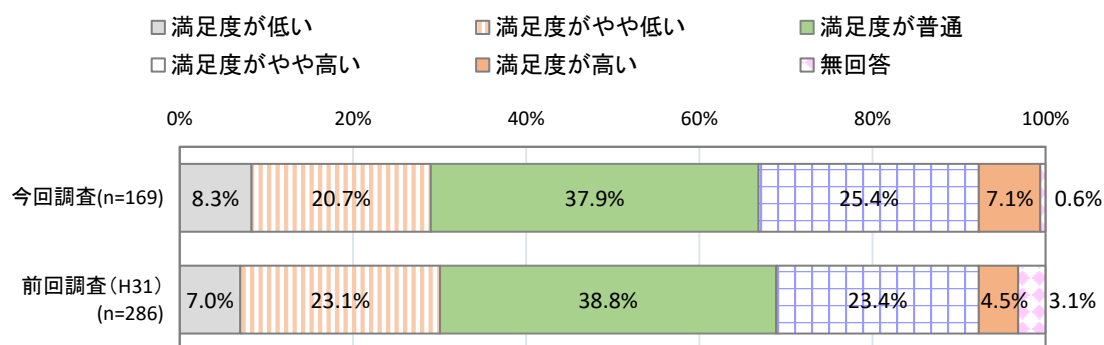


⑨子育て支援対策の全般について

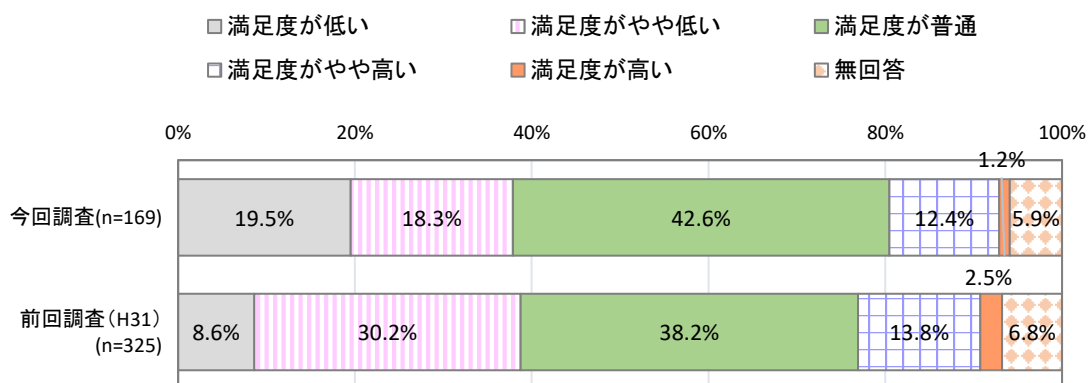
- ・山都町の子育ての環境や支援への満足度について、就学前児童保護者では「満足度が普通」が37.9%と最も高く、次いで「満足度がやや高い」が25.4%、「満足度がやや低い」が8.3%となっています。『満足度が高い』（「満足度がやや高い」＋「満足度が高い」）は、32.5%となっています。小学校児童保護者では「満足度が普通」が42.6%と最も高く、次いで「満足度が低い」が19.5%、「満足度がやや低い」が18.3%となっています。『満足度が高い』（「満足度がやや高い」＋「満足度が高い」）は、13.6%となっています。

①山都町の子育ての環境や支援への満足度

【就学前児童保護者】



【小学校児童保護者】

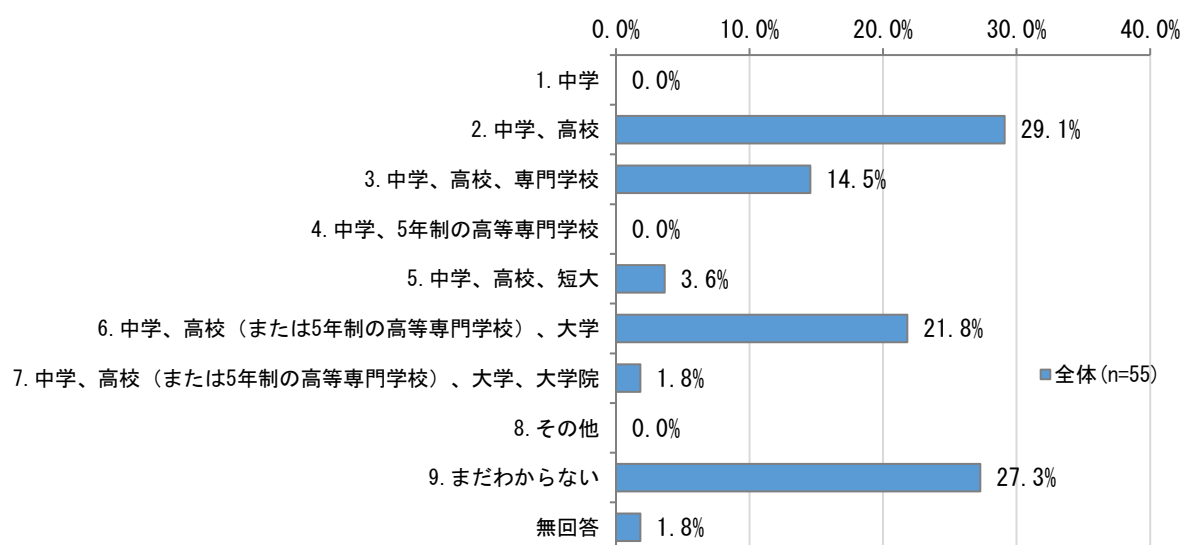


(3) 小学4年生保護者・中学1年生保護者調査結果

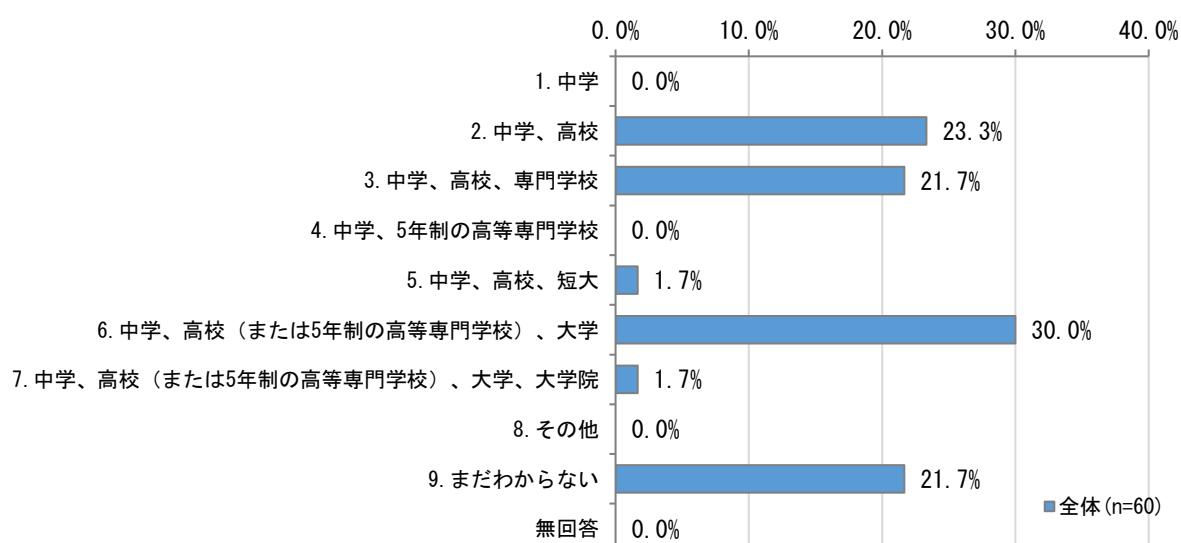
①現実的にみたお子さんの進学先

- ・小学4年生保護者では、「中学、高校」の割合が29.1%と最も高く、次いで「まだわからない」の割合が27.3%、「中学、高校（または5年制の高等専門学校）、大学」の割合が21.8%となっています。
- ・中学1年生保護者では、「中学、高校（または5年制の高等専門学校）、大学」の割合が30.0%と最も高く、次いで「中学、高校」の割合が23.3%、「中学、高校、専門学校」の割合が21.7%となっています。

【小学4年生保護者】



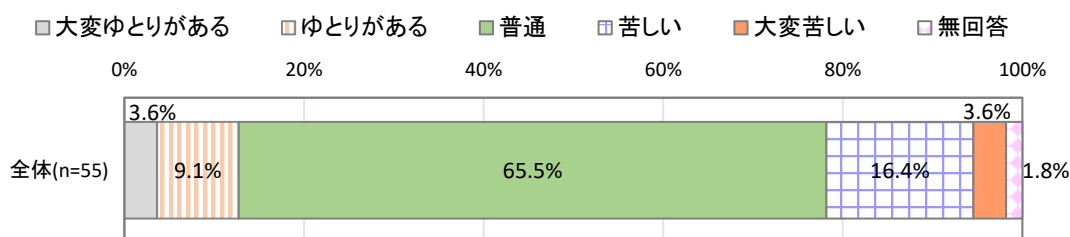
【中学1年生保護者】



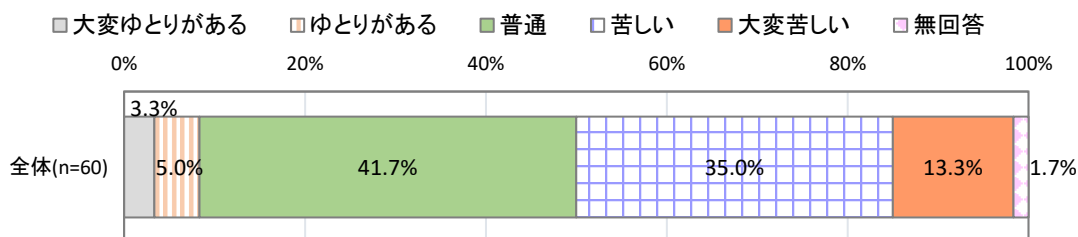
②現在の暮らしの状況

- ・小学4年生保護者では、「普通」の割合が65.5%と最も高くなっています。『ゆとりがある』（「大変ゆとりがある」＋「ゆとりがある」）と回答した人の割合は全体で12.7%である一方、『苦しい』（「苦しい」＋「大変苦しい」）と回答した人の割合は全体で20.0%を占めています。
- ・中学1年生保護者では、「普通」の割合が41.7%と最も高くなっています。『ゆとりがある』（「大変ゆとりがある」＋「ゆとりがある」）と回答した人の割合は全体で8.3%である一方、『苦しい』（「苦しい」＋「大変苦しい」）と回答した人の割合は全体で48.3%となっています。

【小学4年生保護者】



【中学1年生保護者】

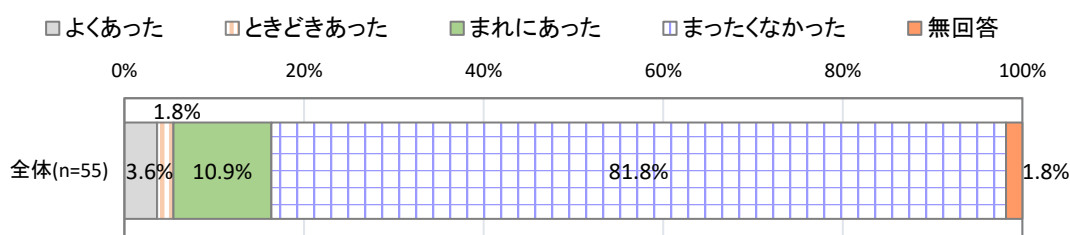


③過去1年間の経験

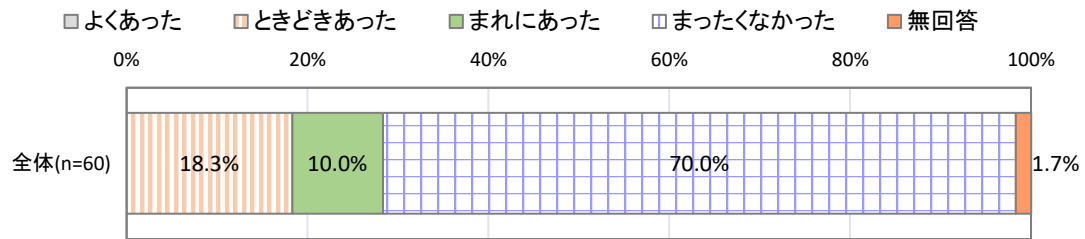
★家族が必要とする食料が買えなかった経験

- ・小学4年生保護者では、「まったくなかった」の割合が81.8%と最も高く、次いで「まれにあった」の割合が10.9%となっています。
- ・中学1年生保護者では、「まったくなかった」の割合が70.0%と最も高く、次いで「ときどきあった」の割合が18.3%となっています。

【小学4年生保護者】



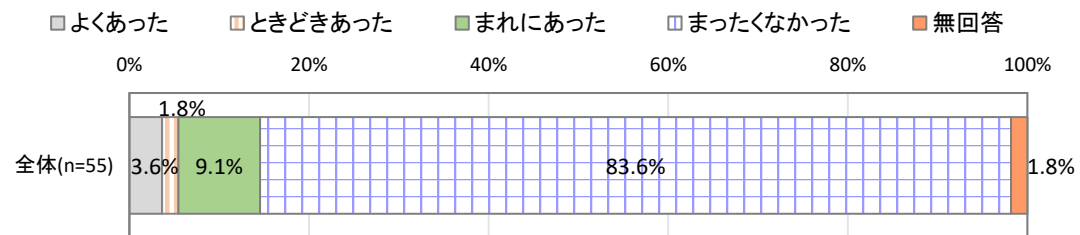
【中学 1 年生保護者】



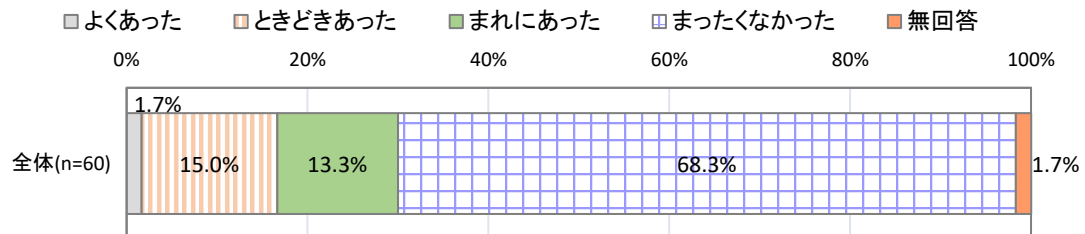
★家族が必要とする衣服が買えなかった経験

- ・小学 4 年生保護者では、「まったくなかった」の割合が83.6%と最も高く、次いで「まれにあった」の割合が9.1%、「よくあった」の割合が3.6%となっています。
- ・中学 1 年生保護者では、「まったくなかった」の割合が68.3%と最も高く、次いで「ときどきあった」の割合が15.0%、「まれにあった」の割合が13.3%となっています。

【小学 4 年生保護者】



【中学 1 年生保護者】

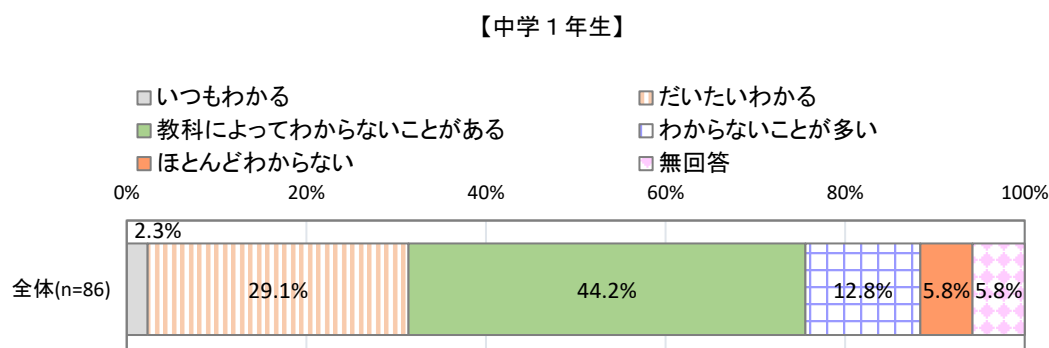
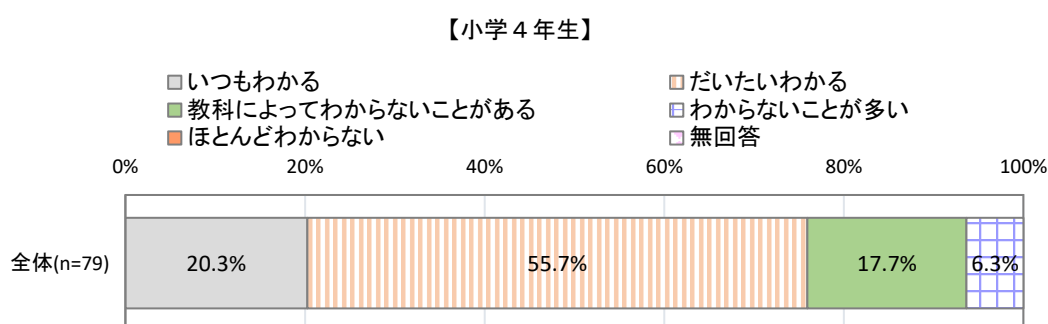


(4) 小学4年生・中学1年生調査結果

①学校の授業の理解度

★学校の授業でわからないことの有無

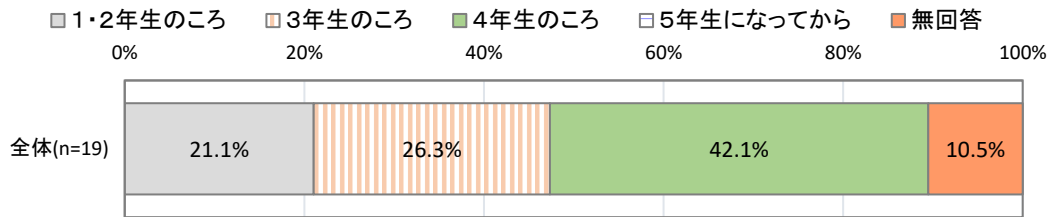
- ・小学4年生では「だいたいわかる」の割合が55.7%と最も高く、次いで「いつもわかる」の割合が20.3%、「教科によってはわからないことがある」の割合が17.7%となっています。
- ・中学1年生では「教科によってはわからないことがある」の割合が44.2%と最も高く、次いで「だいたいわかる」の割合が29.1%、「わからないことが多い」の割合が12.8%となっています。



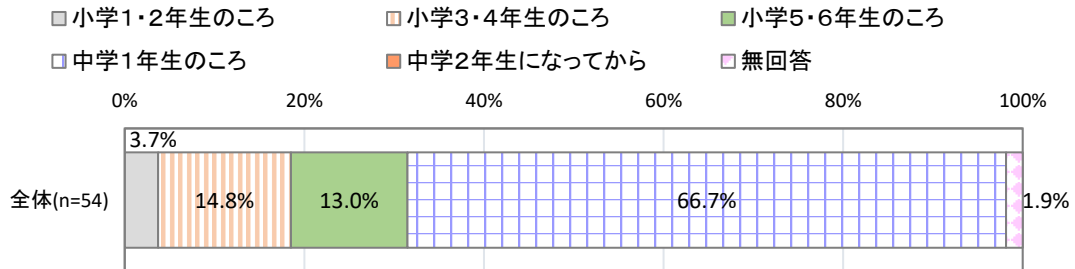
★授業がわからなくなった時期

- ・小学4年生では「4年生のころ」の割合が42.1%と最も高く、次いで「3年生のころ」の割合が26.3%、「1・2年生のころ」の割合が21.1%となっています。
- ・中学1年生では「中学1年生のころ」の割合が66.7%と最も高く、次いで「小学3・4年生のころ」の割合が14.8%、「小学5・6年生のころ」の割合が13.0%となっています。

【小学4年生】



【中学1年生】

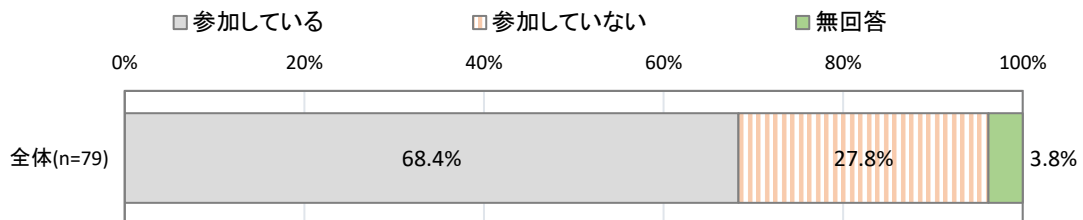


②地域のスポーツクラブなどへの参加

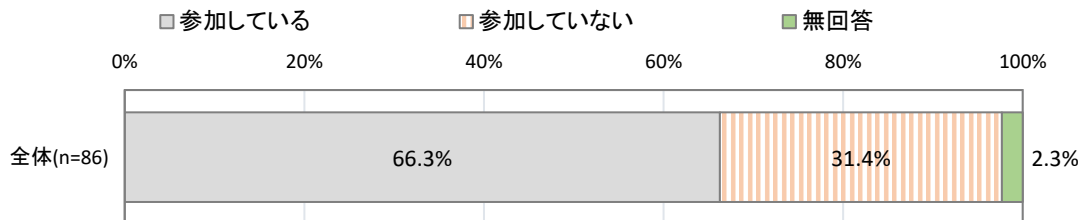
★参加状況

- ・小学4年生では「参加している」の割合が68.4%、「参加していない」の割合が27.8%となっています。
- ・中学1年生では「参加している」の割合が66.3%、「参加していない」の割合が31.4%となっています。

【小学4年生】

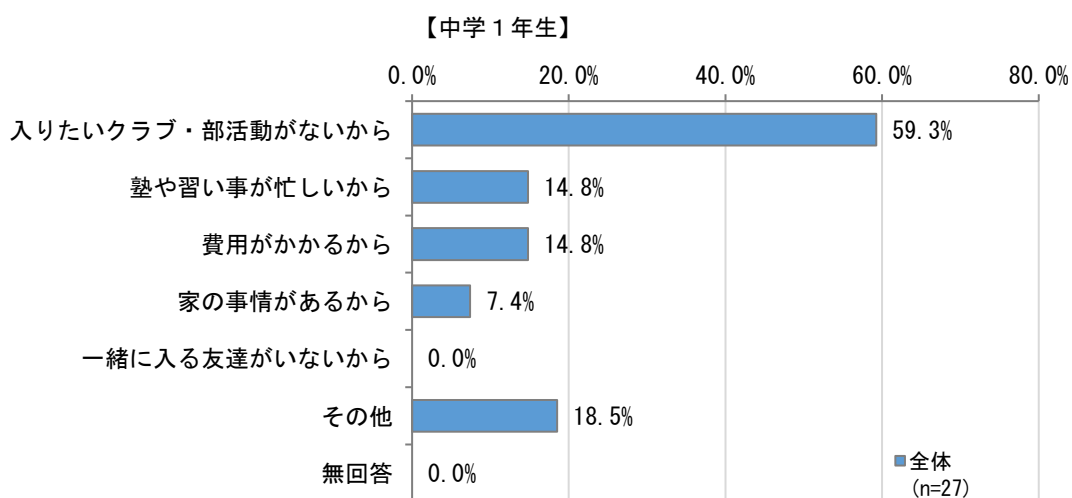
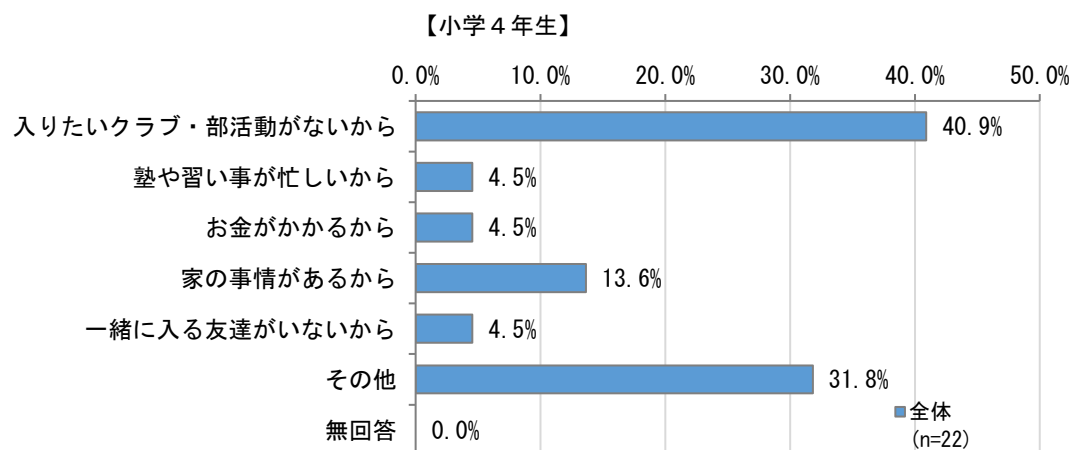


【中学1年生】



★参加していない理由

- ・小学4年生では「入りたいクラブ・部活動がないから」の割合が40.9%と最も高く、次いで「その他」の割合が31.8%、「家の事情があるから」の割合が13.6%となっています。
- ・中学1年生では「入りたいクラブ・部活動がないから」の割合が59.3%と最も高く、次いで「その他」の割合が18.5%、「塾や習い事が忙しいから」、「費用がかかるから」の割合がいずれも14.8%となっています。

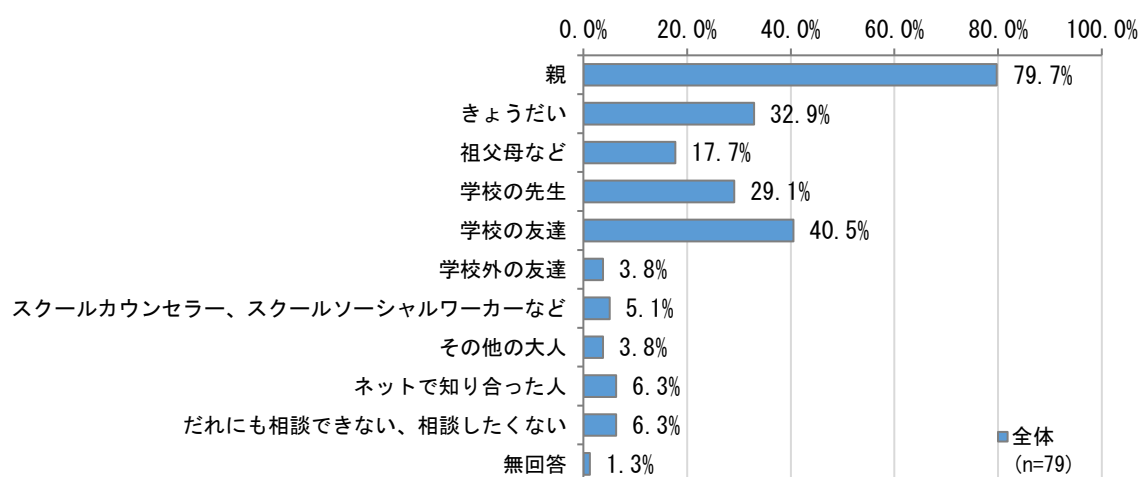


③困っていることや悩みごとの相談相手

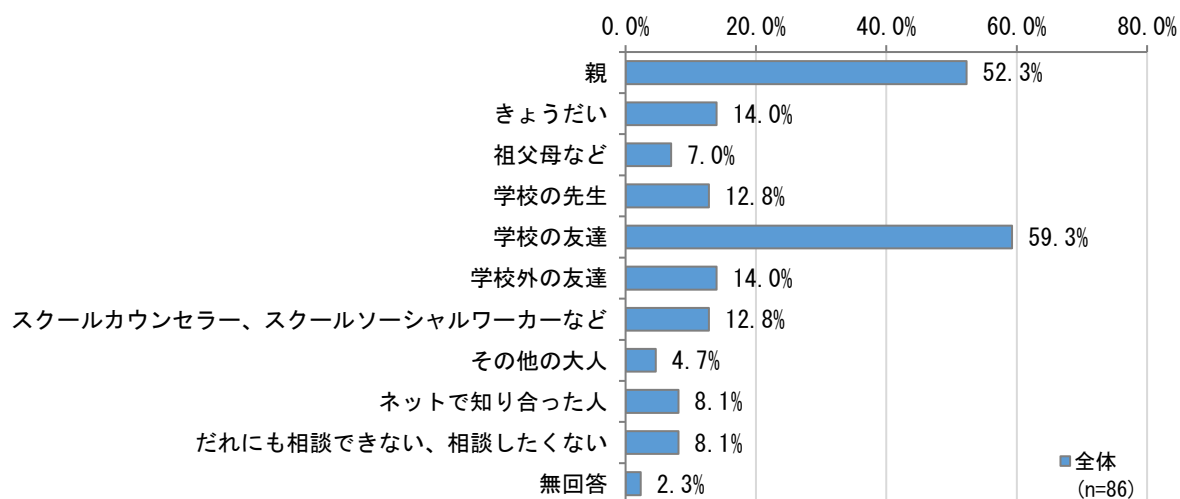
★困っていることや悩みごとがあるとき相談できる人

- ・小学4年生では「親」の割合が79.7%と最も高く、次いで「学校の友達」の割合が40.5%、「きょうだい」の割合が32.9%となっています。
- ・中学1年生では「学校の友達」の割合が59.3%と最も高く、次いで「親」の割合が52.3%、「きょうだい」、「学校外の友達」の割合がいずれも14.0%となっています。

【小学4年生】



【中学1年生】



4 山都町のこども・若者を取り巻く課題

○ 少子化対策

- ◆本町の出生数は減少傾向となっています。合計特殊出生率は、国や県より高い値ではあるものの令和2年度で1.81と減少傾向に転じており、少子化の進行は今後も進むものと予想されます。また、女性の就業率は25～34歳では約9割となっており、仕事と子育ての両立は重要な課題と考えられます。

○ 幼児期までのこどもの育ちの支援

- ◆アンケート調査結果では、母親における「フルタイム」「パート・アルバイト等」での就労意向の高まりが伺えます。今後も共働きやひとり親家庭における保育需要が見込まれますが、少子化に伴う利用児童数の減少等も踏まえて、保育・教育ニーズの変化に柔軟に対応していくことが求められます。また、放課後児童健全育成事業の利用者も増加傾向にあることから、適切な遊び及び生活の場を提供できる環境が必要です。
- ◆アンケート調査結果では、多くの家庭は、日常的に、あるいは緊急時・用事の際に親族にみてもらえる状況にありますが、こどもをみてもらえる親族・知人がいない保護者も約1割存在します。仕事等の理由で、こどもを自宅でみることのできない場面も増えています。こうした家庭が、子育てに対して孤立感や負担感が増すことのないよう、相談体制や地域子育て支援の体制を充実させていくことが大切です。

○ 質の高い教育・保育の総合的な提供

- ◆アンケート調査結果（小学生4年）では、授業の理解度については『わかる』（「いつもわかる」＋「だいたいわかる」）は76.0%を占めています。将来の進学については「まだわからない」が約3割とする一方で、「大学または大学院まで」約2割と将来への進学希望の高さが伺えます。こどもの確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育みながら、未来を担う人づくりに向けた教育活動と教育環境の充実が求められます。

○ 若者の自立と社会参加の支援

- ◆アンケート調査結果から、今の幸福感について否定的な回答（幸せだと思わない）は約2割弱となっています。また、将来に関しても、約4割が自身の将来への希望について否定的な認識を示していることから、若者が自信を持って、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付けていくための支援が求められます。
- ◆将来、結婚については、若者の2人に1人が「結婚・同棲・恋人はいずれも、必ずしも必要ではない」と回答し、結婚生活について不安に感じることにについては、「結婚生活にかかるお金」30.5%が最も高くなっています。仕事や就労に関する支援など、結婚を望む若者が自らの結婚に関する希望をかなえることができる支援が必要になるのではないかと考えられます。

○ 妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援

- ◆本町では保育施設の整備が進み、約9割が認可保育園や幼稚園等の教育・保育事業を利用していますが、事業を利用していない方における子育てに対する育児疲れや孤独感等の不安解消に向けた支援やアプローチも重要です。
- ◆効果的な事業の周知を行うとともに、SNS やインターネット上での子育てに関する情報の交流も踏まえつつ、必要な人に必要な情報を確実に届け、こども・子育て支援へのアクセスを向上させていく視点・工夫が求められています。

○ 仕事と子育ての両立支援

- ◆アンケート結果から、特に男性の育休等の取得率の低さがうかがえます。子育て家庭では依然として母親が子育てを主に行っている場合が多く、社会の理解も十分に進んでいないことから、企業へのワーク・ライフ・バランス等の意識啓発を進め、仕事と家庭生活、地域活動等を調和させた暮らしに向けて情報発信していくことが必要と考えられます。

○ 困難を抱える子育て家庭への支援

- ◆支援の必要なこどもが増加している中、就学前の保育・教育体制の整備や療育に携わる施設の質の維持・向上が、課題となってきます。早期発見が難しく支援の取り組みが遅れがちな、学習障害、注意欠陥・多動性障害など、発達障害のあるこどもとその家庭への支援の充実が求められています。
- ◆こどもが家事やきょうだい等の世話を担っているヤングケアラー等については、家庭内での問題や、本人や家族に自覚がない、誰にも相談できないといった理由から、支援に繋がりにくい場合があることから、困難を抱えているこどもや家庭に気づき、見守り、必要に応じて適切な支援につなげていくことを考える必要があります。

○ こども・若者や子育て世帯の意見反映

- ◆こども基本法において、こどもの意見表明と意見の尊重は基本理念とされており、地方公共団体は、こどもに関する施策を策定・実施・評価する際には、当事者であるこども・若者や子育て世帯の声を聞き、反映させることが義務付けられています。こうした状況を踏まえ、施策に関するこどもの意見聴取と反映については、全庁的に取り組む必要があります。

○ こども・若者の安全・安心の確保

- ◆昨今、こどもを巻き込んだ事故、犯罪の度重なる発生により、保護者においては、安心・安全に子育てできる環境への意識が高まっていることが考えられます。こどもの安全を確保するため、地域全体での見守り体制の充実や、道路や公園、関係施設設備の点検等が必要です。
- ◆インターネットの急速な発展によりこどもを取り巻く情報環境は、大きく変化し、利便性が高まる一方で、仲間はずしやいじめ等のトラブルの原因にもなっています。

このような状況を受け、フィルタリングや適正な使用のためのルールづくりなど、こどものみならず保護者にも、丁寧な周知啓発を行う必要があります。

- ◆アンケート調査結果では、「こどもが安全で安心して遊べる公園等の整備」など、遊び場の充実を求める声が多くなっており、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間などの取組が求められています。

○ 地域でこども・若者を育てる環境整備

- ◆ニーズが多様化する中、専門的知識・技術を有する人材の育成、確保も課題となっています。こどもの健やかな育成のためには、こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築が求められています。
- ◆子育てに関しては家庭や地域での支え合いが必要ですが、適切な相談やアウトリーチ型の支援を積極的に活用した体制づくりが求められます。総合的・包括的支援の推進には、行政だけではなく、NPO、ボランティア団体など地域の多様な主体等による「地域づくり」と、関係機関等による「本人・家族支援」のより一層の充実を進める必要があります。

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の目指すべき方向性

本町のこども・若者に関する施策を推進するにあたり、本計画で目指す基本理念を次のとおり掲げます。

こども・若者は、未来を担うかけがえのない存在であることは言うまでもありません。

すべてのこどもや若者が、身近な愛情に包まれながら、自尊感情や自己肯定感を育み、社会との関わりを自覚しながら、自立した大人へと成長していくためには、切れ目のない支援が重要となります。

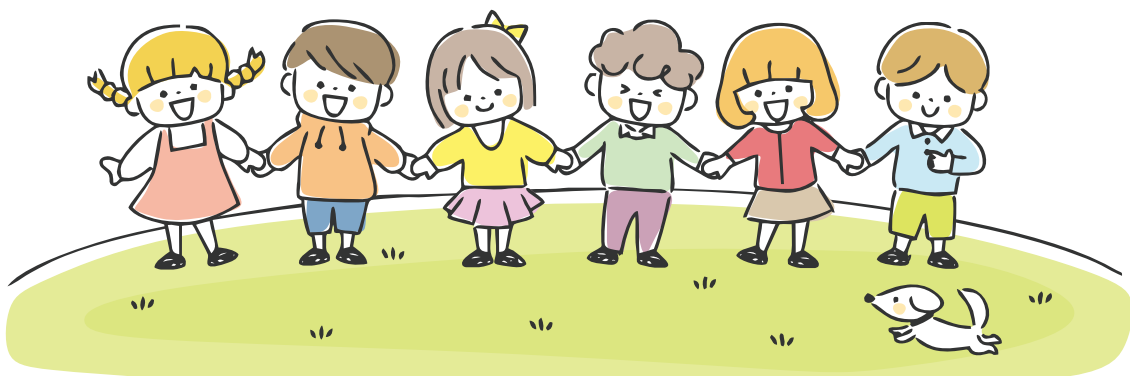
そのためには、一人ひとりのこども・若者の立場に立ち、こどもの権利を尊重しつつ、その最善の利益が確保される必要があります。

また、安心してこどもを産み育てることができる社会の実現に向けて、地域社会全体で、こどもや子育て家庭に寄り添いながら、しっかりと支える地域環境づくりの推進が求められます。

本町の強みである大自然の中での多世代家族における子育てや地域コミュニティの繋がり、の強さ、地元産の安心安全な食材を使った食育、農林業などの産業を活かした人づくりなどを最大限生かし、こども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、誰もが互いに助け合い・支え合えることのできるまちを目指します。

「基本理念」

かがやく未来へ 山都ならではの人づくり



2 施策目標

本計画の基本理念の実現に向け、以下の3つの基本目標に基づき、こども・若者に関する施策を推進します。

基本目標 1

こども・若者が生き生きと育つまちづくり

子育て家庭やこどもの育ちをめぐる環境は変化していますが、こどもは、一人ひとりがかけがえのない存在であるとともに、次代の社会を支える重要な役割を担っています。

子ども・子育てに関わる施策により、大きく影響を受けるのはこども・若者自身であることから、こども・若者の幸せを第一に考え、こども・若者の利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。

こども・若者の視点を大切にし、すべてのこども・若者が豊かな心とたくましく生きる力、自己肯定感を育みながら成長し、自立できるよう支援します。

基本目標 2

だれ一人取り残さない、安心して子育てができるまちづくり

本町が目指すべき社会の姿は、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てができる社会、そして、こどもが、いかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせる社会です。

様々な子ども・子育て支援に関しては、親の就業形態にかかわらず、どのような家庭状況にあっても分け隔てなく、ライフステージに沿って切れ目なく支援します。

貧困の状況にあるこどもや虐待を受けているこども、障がいを持つこどもや医療的ケアが必要なこども、ヤングケアラー、社会的養護の下で暮らすこども、ひとり親家庭のこどもなど、多様な支援ニーズを有するこども・若者や、これらのこどもの家庭に対してよりきめ細かい対応を図ります。

基本目標 3

こども・若者の成長を地域全体で育むまちづくり

こども・若者がのびのびと育つ地域社会にするためには、こども・若者が安全・安心に過ごすことができ、子育て家庭が子育てしやすい環境の整備が必要です。

これからの世代を担うこどもの成長は、家庭の養育力の低下や家族の繋がり希薄化等、親や家庭の問題にするのではなく、本町のすべての人々の温かい交流・連帯によるコミュニティ意識の醸成を促し、地域全体でこども・若者やその家庭を支えあうことができるよう支援します。

3 施策体系

基本理念

かがやく未来へ 山都ならではのづくり

基本目標

基本目標 1 こども・若者が生き生きと育つまちづくり

基本目標 2 だれ一人取り残さない、安心して子育てができるまちづくり

基本目標 3 こども・若者の成長を地域全体で育むまちづくり

分野別取組

基本理念、基本目標実現のために6分野の目標を定め、下記体系に基づき取り組むことで指標の動向を確認しつつ、目標達成に向け取り組みます。

基本施策1 こども・若者の権利の尊重

- ① こども・若者の権利に関する理解促進
- ② こども・若者の意見表明・参加の促進
- ③ こども・若者の居場所・活動の充実
- ④ こども・若者の権利侵害の防止、相談

基本施策2 質の高い教育・保育の総合的な提供

- ① 乳幼児期の教育・保育の充実
- ② 学校における教育環境の充実

基本施策3 若者の自立と社会参加の支援

- ① 未来へ踏み出す若者応援
- ② 困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援
- ③ 出会いや結婚への支援

基本施策4 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援

- ① 親と子の健康づくりに向けた支援
- ② 子育て家庭の負担の軽減に向けた支援
- ③ 子育てを応援する環境づくり
- ④ 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実

基本施策5 困難を抱える子育て家庭への支援

- ① こどもの貧困対策の推進
- ② ひとり親家庭への支援
- ③ 特別な支援を必要とするこどもや家庭への支援

基本施策6 こども・若者の成長を地域全体で支える環境づくり

- ① 子育て関連団体の活動促進
- ② 地域における子育て支援ネットワークの強化
- ③ 子育てしやすいまちづくり
- ④ 子どもの安全・安心の確保

第4章 こども・若者施策の展開

国・県の指針、ならびに山都町における課題と基本目標を踏まえ、体系化した6つの基本施策ごとに、「具体的施策」及び「主な取組・事業」の取りまとめを行います。

また、本計画の計画期間である令和7年度から令和11年度までの5年間の成果指標については、国・県の指標と整合性を図るとともに本町の状況を踏まえ、以下の8つを達成すべき指標として設定します。

成果指標

	項目	現状値	目標値（令和11年度）
①	子育ての環境や支援への満足度 ※『満足度が高い』（「満足度がやや高い」＋「満足度が高い」）	32.5% （令和5年）	40%
②	「自分が幸せだと思う」と思うこども・若者の割合 ※『思う』（「思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）	77.5% （令和5年）	90%
③	「あなたの周りには、こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にある」と思うこども・若者の割合 ※『ある』（「ある」＋「どちらかといえばある」）	21.3% （令和5年）	30%
④	「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合 ※『思う』（「思う」＋「どちらかといえば、そう思う」）	7.5% （令和5年）	30%
⑤	「孤独であると感じる」と思うこども・若者の割合 ※『ある』（「たまにある」＋「時々ある」＋「しばしばある・常にある」）	46.5% （令和5年）	30%
⑥	合計特殊出生率	1.81 （令和2年）	2.00
⑦	40歳時点の未婚率（30～34歳）	男性 50.0% 女性 32.6% （令和2年）	男性 40.0% 女性 25.0%
⑧	こども食堂の数 （こどもの居場所づくりを含む）	2箇所 （令和6年）	4箇所

基本施策 1 こども・若者の権利の尊重

国は、「こども家庭庁」を創設し、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることとしています。

また、こども大綱では、こども・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができ、それらに基づいて将来を自らが選択でき、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言える環境づくりを求めています。また、すべてのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことを求めています。

本町においては、いじめの認知件数及び不登校件数は横ばいの状況ではありますが、子育て相談室（現こども家庭センター）の設置等から、児童虐待を含む相談件数は増加しており、こどもの権利侵害が危惧されています。したがって、こどもの権利に関する啓発活動など、こどもの権利を大切にするまちづくりの一層の推進が必要です。

山都町が目指す方向性

- “山都” に暮らすこどもすべてが、人として尊ばれ、安心して育つ環境のもと、夢に向かって自分らしく成長できるまちを目指します。
- こどもの意見が尊重され、地域やまちづくりに反映されるこどもにやさしいまちづくりを推進します。

基本施策体系

基本施策 1

こども・若者の権利の尊重

- ① こども・若者の権利に関する理解促進
- ② こども・若者の意見表明・参加の促進
- ③ こども・若者の居場所・活動の充実
- ④ こども・若者の権利侵害の防止、相談



コラム

「こどもたちの権利」を知っていますか？

すべてのこどもは、健やかに成長するための権利を持っています。平成元年に「こどもの権利条約」が採択されました。この条約では、こどもの権利を4つに分け、すべてのこどもの権利を守るよう定めています。✧

生きる

すべてのこどもの命が守られること

育つ

能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友達と遊んだりすること

守られる

暴力や搾取、有害な労働などから守られること

参加する

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること



具体的施策① こども・若者の権利に関する理解促進

こどもの権利が真に尊重される社会をつくるため、すべての町民がこどもの権利について理解を深めることができるよう、様々な機会をとらえて「こども基本法」や「こどもの権利条約」の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。

こどもや若者、こども・若者に関わり得るすべての大人を対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

●こども・若者の権利に関する普及啓発

こども・若者が様々な人権問題への関心や理解を深め、人権意識を高められるよう、こども向けのパンフレット等の配布や、動画をホームページに公表することで、こどもの権利条約について広く発信します。

●人権啓発活動の推進

地域における生涯学習・社会教育の拠点施設である公民館や図書館等を中心に、こども・若者の人権に関する学習の場の提供や研修会、講演会等の啓発事業を推進します。

●豊かな心の育成

教育活動全体を通じ、こども・若者が人権に関し、正しい理解を深め、自他の人権や多様性が尊重された社会づくりを進める行動力を身につけることができるよう、人権を尊重する意識の育成に取り組みます。

(主な取組・事業)

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
こどもを産み育てることの意義に関する教育等	山都町男女共同参画社会促進懇話会を毎年実施し、町の状況や取り組み等の協議を実施しています。	男女共同参画の推進に向け、積極的に普及啓発を実施します。また男女共同参画社会促進懇話会を定期的に開催します。	福祉課
あらゆる差別をなくす人権教育の充実	5・23集会への参加、各種研修会への参加、人権「同和」問題研修会の開催等、同和教育・同和保育の理念を広げました。	これまで同様に同和教育・同和保育の理念の周知に努めます。	福祉課 生涯学習課
こどもたちの豊かな心を育むネットワークづくり	人権教育年間計画に基づき、実施しています。	人権教育年間計画に基づき、実施していきます。	学校教育課

具体的施策② こども・若者の意見表明・参加の促進

こどもの権利条約ならびにこども基本法においては、こどもの意見表明権と意見の尊重は基本理念とされており、こどもに関する施策を策定・実施・評価する際には、当事者であるこども・若者等の意見を聞き、反映させることが義務付けられています。

これらを踏まえ、こどもの意見表明権について、広く周知・啓発に努めるとともに、施策に関するこどもの意見聴取と反映については、全町的に取り組みます。

●教育・保育、学校におけるこどもの意見表明・参加

教育・保育や学校での日常的な活動において、こどもの意見表明・参加を促進するよう、こども、親・保護者、住民の意見を聴く機会を設ける取り組みを支援します。

また、職員がこどもの意見表明・参加の意義を学び、こどもの意見を受けとめ尊重するための研修を支援します。

●まちづくりへのこどもの意見表明・参加

こども・若者の生活や将来に多大な影響を及ぼす町の重要施策や計画を審議する際には、多様な機会を活用する等、まちづくり事業へのこどもの意見表明・参加を促進します。

不登校、外国人、障がいを持つこどもや若者等が、意見表明・参加しやすい環境づくりを検討します。



(主な取組・事業)

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
町民意見募集事業	-	こどもを含む町民等から意見を求め、その意見を検討し町政に反映できる体制を検討します。	企画政策課
学校教育活動	-	生徒会、学級会等の活動を通じて、こどもの意見の尊重と活動への反映を促進していきます。	学校教育課
子ども議会	各中学校の生徒会を中心に構成された生徒が、町執行部に対し、町政への要望や提案を実施する機会を設けています。	生徒から幅広く意見や要望、提案を伺う場として開催していきます。	学校教育課

具体的施策③ こども・若者の居場所・活動の充実

本町のすべてのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会を創出します。

自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりの実現を目指します。

●こどもの健全育成

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、地域におけるこどもの居場所づくりを推進するとともに、こどもの健全育成を図るために児童館や公民館等を拠点とした、様々な健全育成活動を進めます。



●こどもの居場所づくり

本町のすべてのこどもが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育む「こども第三の居場所¹」づくりを推進します。

この居場所が地域の核となり、行政、NPO、町民、企業等と協力し、誰一人取り残されない地域子育てコミュニティをつくることで、地域全体でこどもを育てる社会の充実を目指します。

●遊びや体験の場の充実

身近で気軽な遊び・集い・交流の場である公園や公民館、児童館等において、こども・若者の自由な遊びや多様な体験活動の機会を提供し、すこやかな育ちを支援します。

保育園、子育て支援センター等での、こどもと地域の高齢者の遊びを通じたふれあいや、世代間交流を図ります。

●放課後児童クラブの充実

就労等により昼間、保護者が家にいない小学生の居場所としてのニーズに対応できるよう放課後児童クラブの整備・充実を図ります。

¹こども第三の居場所¹：家庭や学校にとどまらず、こどもが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育む場所

「放課後児童クラブ」、「放課後こども教室」の実施について、福祉課と学校教育課が、それぞれの役割・責任体制等について協議し、放課後活動の円滑な実施を図ります。

(主な取組・事業)

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
放課後や週末等の居場所づくりの推進	放課後児童クラブ7箇所実施。生涯学習課による自然観察会など開催しています。	放課後児童クラブの安定的な運営と週末におけるこどもの居場所の確保に向け、検討します。自然観察会は継続して開催します。	生涯学習課 福祉課
様々な社会資源や団体の連携による児童健全育成の取組み	公民館30支館 少年スポーツクラブ18クラブ 放課後児童クラブ7箇所	今後も地域のニーズを把握し、継続していきます。	生涯学習課 福祉課
健全育成の拠点としての児童館活動の充実	児童館1箇所。令和5年度利用者数6,454人。保・小中高、各関係団体と緊密な連携を保ち、こどもの健全育成に務めています。	過疎化、少子化の中、各関係機関と連携しながら、内容の充実に努めます。(利用者数6,000人)	福祉課
夏季及び冬季の休業日等における児童の居場所づくり	児童館1箇所。第1日曜日、祝日、年末年始を除き、開館し、児童の居場所づくりに務めています。	児童館1箇所。第1日曜日、祝日、年末年始を除き、開館し、児童の居場所づくりに務めます。	福祉課
こども居場所づくり	-	家庭や学校以外に、こどもが自分の居場所と感じ、安心して多世代と交流できる場所を確保するため、こどもの居場所づくりを推進します。	福祉課

具体的施策④ こども・若者の権利侵害の防止、相談

すべてのこどもの人権が尊重され、いかなる身体的・精神的な暴力、虐待、放置、不当な取り扱い等から保護されるよう、家庭、学校、地域、事業者、NPO等との連携を強化し、まち全体での取り組みを推進します。

こどもに関する様々な問題について相談・支援体制の充実を図るとともに、重大な人権侵害である児童虐待や、ヤングケアラーの問題については、早期発見及び状況を把握し、適切な支援につなげていきます。

●相談体制の充実

児童・生徒が悩みを抱え込まず、心にゆとりが持てるよう、学校等でこどもが気軽に相談でき、効果的なカウンセリングが行えるような相談体制の強化を推進します。

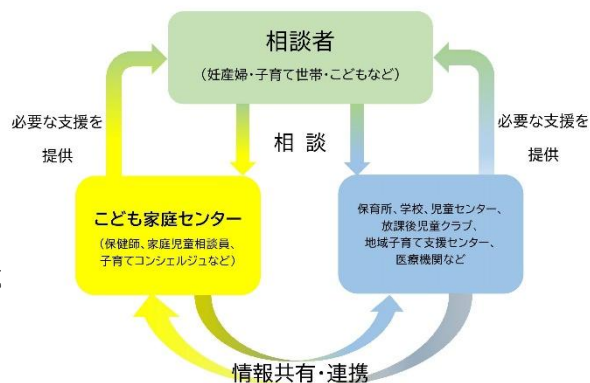
児童・生徒がお互いを思いやる心を育てる教育の実践を推進し、いじめが起きない・いじめを起こさせないよう、「いじめ防止基本方針」に基づき、学校の教育相談体制の充実を図ります。

また併せて、保育園等、小中学校、高校の連携による情報共有や支援体制の構築を図ります。

●こども家庭センターの機能強化

すべての妊産婦、こども、子育て世帯への相談体制や支援をより一層充実させるため、令和6年4月から、福祉課内に「こども家庭センター」を設置しています。

「こども家庭センター」の機能強化を図るため、より身近な場所での気軽な相談や環境づくりなど、必要な方々への切れ目のない相談・支援メニューの充実を図ります。



こども家庭センターにおける支援体系

●児童虐待の予防や早期発見・早期対応

妊娠期からの繋がりを大切に、切れ目なく支援することで、児童虐待の予防につなげます。子育てに対する相談をはじめ、児童虐待等の防止啓発を行うとともに、

「山都町要保護児童対策地域協議会」を中心に、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止に対する取組を推進します。

●ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラー²における問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いた上で、こどもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。

●学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

自己肯定感の育成や社会の一員として、自立した生活を育むための保健対策を図ります。また、小児生活習慣病予防やむし歯予防の事業を充実させ、児童の生活習慣の改善を図ります。

(主な取組・事業)

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
民生委員児童委員の児童健全育成、児童虐待防止活動の推進	主任児童委員3人 民生委員児童委員57人	主任児童委員3人 民生委員児童委員61人	福祉課
少年非行等の問題を抱える児童及び保護者への地域ぐるみの支援ネットワークの整備	主任児童委員を中心とした民生委員児童委員のネットワークの構築に努めています。また、子育て相談室の設置により、様々な子育て相談を実施しました。	こども家庭センターを中心に主任児童委員を含む民生委員児童委員とのネットワーク強化と連携強化を図っていきます。	福祉課 社会福祉協議会
専門家による相談体制の強化	やまと教室、心の相談員（全中学校）を設置。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談を行っています。	やまと教室、心の相談員（全中学校）を設置。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談を行います。	学校教育課
被害を受けたこどもに対するカウンセリングの実施	スクールカウンセラー等を活用しています。	教育相談員やスクールカウンセラー等の専門家の対応を図ります。	福祉課 学校教育課
学校等の関係機関との連携によるきめ細かな支援の実施	児童相談所、教育事務所等による支援（ケース会議等）を行っています。	要保護児童地域対策協議会の機能強化を図ります。	福祉課
虐待の防止ネットワークの設置	要保護児童対策地域協議会による支援（ケース会議等）を行っています。	要保護児童地域対策協議会の機能強化を図ります。	福祉課
総合的な親と子の心の健康づくり対策	児童相談所、医師、スクールソーシャルワーカー、保健師等に対応しています。（随時）	要保護児童地域対策協議会との連携を図ります。児童相談所、医師、スクールソーシャルワーカー、保健師での対応を行います。	健康ほけん課 福祉課
こども家庭センターにおける取組	こども家庭センターを設置し、相談体制を強化しています。	関係機関との連携を深め、重篤な課題に対しては、要保護児童地域対策協議会の機能強化を図ります。	福祉課

ヤングケアラー²：家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
在宅支援の充実	要保護児童対策地域協議会による支援（ケース会議等）を行っています。	民生委員児童委員等の協力を得ながら、要保護児童地域対策協議会の機能強化を図ります。	福祉課
こども家庭センターの機能強化	-	より身近な場所での気軽な相談や、必要な方々への切れ目のない相談・支援メニューの充実を図ります。 また併せて保育園等や学校をはじめ関係機関との連携や情報共有・支援のための体制構築を目指します。	福祉課
いじめ・不登校対策	いじめ、不登校対策として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置しています。 併せて適応指導教室「やまと教室」を設置しています。	いじめ、不登校対策として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、適応指導教室「やまと教室」の機能充実を図ります。	学校教育課

基本施策 2 質の高い教育・保育の総合的な提供

こども大綱では、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、保育園、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えていくことを求めています。

本町では、共働き家庭等の増加により、放課後児童クラブの利用割合は増加傾向にあります。引き続き、こどもが放課後を安全に過ごすために、適切な遊び及び生活の場を提供できるよう環境の整備を行うなど、居場所づくりの充実が必要です。

教育・保育に関わる施策により、大きく影響を受けるのはこども自身であることから、こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。こどもの視点を大切にし、すべてのこどもが豊かな心とたくましく生きる力、自己肯定感を育みながら成長し、自立できるよう支援します

山都町が目指す方向性

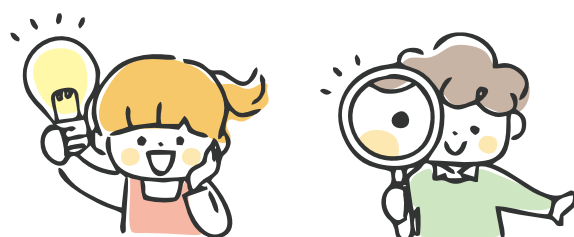
- 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期までのこどもへの教育・保育内容の充実を図ります。
- 夢や志を持ち、粘り強く挑戦し、自らの人生を切り拓き、社会に貢献できる人づくりを推進します。

基本施策体系

基本施策 2

質の高い教育
・ 保育の総合的な提供

- ①乳幼児期の教育・保育の充実
- ②学校における教育環境の充実



具体的施策① 乳幼児期の教育・保育の充実

質の高い教育・保育の確実な提供に向けた体制・人材の確保や、保護者のニーズを踏まえた多様な保育サービスの充実、教育・保育の質の向上等に取り組みます。

乳幼児期の発達の特性を踏まえ、幼児教育・保育の基本である遊びと学びの充実を図りながら、安定した情緒のもとで「生きる力」の基礎をはぐくむ幼児教育・保育を推進します。

教育・保育に携わる職員の資質や専門性の向上のため、職員の研修の充実に努めるなど、教育・保育を支える基盤の強化を図ります。

●生きる力を育む幼児教育・保育の推進

教育・保育施設それぞれの理念や独自性に基づいた教育・保育を尊重しながら、さらに「生きる力を育む」という観点に基づき、各施設間の連携、家庭や地域社会との連携、小学校との連携を深め、より多角的な取組を支援し、こどもたちが健やかに成長できる環境の充実を図ります。

●多様化する教育・保育ニーズへの対応

保育サービスについては、こどもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備していきます。また、こどもを預ける保護者の安心の確保の観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供に努めます。

●こども・子育てを支える専門人材の確保・育成

保育士等を安定的に確保するため、潜在保育士等の掘り起こしや既に就業中である保育士等の就業継続への取り組み、また、新規採用者の確保に向けた取り組みを行い、保育の質の確保及び定員の維持を図ります。

●こどもが健やかに育つ環境づくり

施策を実施するにあたり、地域の高齢者の参画を得るため、世代間の交流を推進します。

また、一定規模を有する集団の中でさまざまな体験をすることにより児童の社会性が醸成されていくことから、可能な限り適切な集団規模を確保に努めつつ、支援が必要なこどもについては、専門機関と連携し支援を実施します。

老朽化する施設においては、保育施設の将来的なあり方にも考慮した施設の改築等を検討し、災害対策や保護者の送迎等の利便性も考慮した施設環境の改善を図り、こどもたちの安全確保に努めます。

(主な取組・事業)

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
保育園受入と質の向上	公立保育園5園 私立保育園4園 認定こども園1園 待機児童数0人 少子化及び保育人材不足により、 公立保育園再編計画を策定し、保 育の量から質への転換を図ってい ます。	公立保育園再編計画に基づき、公 立保育園の再編を視野に検討を進 め、保育サービスの質の向上及び 適正な保育運営に努めます。 また私立保育園等にも運営の安定 化及び保育の質向上のための施策 や支援の充実を検討していきます。	福祉課
私立保育園運営補助	山都町私立保育園等運営費補助金 交付要綱に基づき、予算の範囲内 で支給しています。	山都町私立保育園等運営費補助金 交付要綱に基づき、実施します。 満額の予算が確保できるよう努め ます。	福祉課
延長保育事業	公立保育園5園で事業を展開して おり、私立保育園は人材配置の関 係で3園のみ実施しています。	今後も継続していきます。	福祉課
休日保育事業	-	ニーズに応じた対応を検討しま す。	福祉課
夜間保育事業	-	ニーズに応じた対応を検討しま す。	福祉課
障害児保育事業	全保育園で実施しています。	全保育園等で実施します。(障がい の程度に応じて保育園等で対応)	福祉課
保育サービスに関する積 極的な情報提供	町ホームページ及び広報誌等によ る情報提供を行っています。	町ホームページ及び広報誌、子育て 支援センター情報誌等による情 報提供に努めます。	福祉課
保育サービス評価制度の 実施	子ども・子育て会議での報告、点 検を行っています。	福祉サービス第三者評価事業の導 入検討と併せ、各保育園等の実情 に応じた評価制度のあり方を検討 します。	福祉課
認定こども園・保育園等 間の連携の推進 (新肥後っ子かがやきプ ラン)	各種行事や地域の祭り等で交流を 実施しました。	保育園間の交流事業を計画的に推 進します。	福祉課
認定こども園・保育園等、 小学校、中学校の連携の 推進(新肥後っ子かがや きプラン)	保小中連携は年間計画書を作成 し、活動。講演会等を行っています (清和地区)。高校に関してプロ グラムはありませんが体験交流や 各種行事等での積極的な交流を図 っています。	保育園、小・中学校、高校までの 連携プログラムを作成します。	福祉課 学校教育課
地域と連携した認定こど も園・保育園等づくり (新肥後っ子かがやきプ ラン)	行事等で各々交流を行っています。	老人交流事業や世代間交流での事 業を各保育園等で実施します。	福祉課

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
保護者の保育ニーズへの対応（新肥後っ子かがやきプラン）	延長保育、病後児保育を実施しています。	延長保育、休日、病児・病後児保育等のニーズを把握し、体制づくりに努めます。	福祉課
こども家庭センター運営事業	-	子育てに関する情報をはじめ保育関連情報の提供等を行うとともに、子育てに関する相談支援及び関連機関と連携した見守り事業を実施します。	福祉課
保育人材の確保及び育成	保育士採用試験を実施しています。また、保育人材不足のため、派遣職員を配置しています。併せて国・県等が主催する研修会に積極的に参加し、保育スキルの向上に努めています。	保育士採用試験を計画的に実施するとともに、人材が不足する場合は、人材派遣職員を効率的に配置します。また、職員研修等に積極的に参加し、スキル向上に努めます。	総務課 福祉課



具体的施策② 学校における教育環境の充実

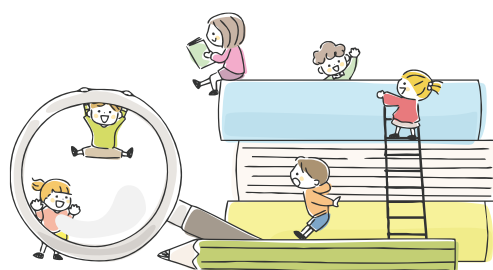
グローバル化や情報化、少子高齢化等、こどもを取り巻く環境が大きく変化するなか、多様な変化に対応できる教育環境づくりを推進します。

こどもの将来が家庭の経済状況等によって左右されないよう、支援の充実を図ります。

また、いじめ・不登校等の対応や特別支援教育の充実など、複雑かつ多様な課題に適切に対応することができるよう、学校、家庭、地域及び関係機関が連携した指導・相談体制の充実を目指します。

●グローバル人材の育成

急速に進む技術革新やグローバル化に対応する質の高い教育環境や安全で安心な学習環境の整備、児童生徒一人ひとりの資質・能力を最大限に伸ばす主体的・対話的で深い学びを実現する教育及び小中一貫教育の推進、学校や家庭、地域、企業等の連携・協働に関する取り組みを促進し、地域社会全体で次世代の担い手となる人材を育成します。



●地域の教育力向上

地域における山都町地域未来塾等を推進し、こどもの学習機会の提供による学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成を図ります。地域ぐるみでこどもの教育、学習をサポートする仕組みづくりにより、地域の教育力向上を図ります。

●すべてのこどもの学びの保障

経済的理由等により修学困難な児童生徒に対する就学支援及び高等学校以上の学校に在籍する方への奨学制度の継続に努めます。

いじめ・不登校等の課題に対してスクールソーシャルワーカーと連携し、相談支援体制の充実を図り、学習環境の維持確立に努めます。

●教育環境の充実

少子化に伴う児童数・生徒数が減少する中、こどもにとってより良い教育環境の実現のため、山都町学校規模適正基本方針を踏まえ、義務教育学校の設置検討及び整備を進めます。

●放課後児童クラブの充実（再掲）

就労等により昼間、保護者が家にいない小学生の居場所としてのニーズに対応できるように放課後児童クラブの整備・充実を図ります。

「放課後児童クラブ」、「放課後こども教室」の実施について、福祉課と学校教育課が、それぞれの役割・責任体制等について協議し、放課後活動の円滑な実施を図ります。

（主な取組・事業）

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
こども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実	学校教育努力目標を定め、生き抜く力を付けるための教育を推進しています。	学校教育努力目標を定め、生き抜く力を付けるための教育を推進していきます。	学校教育課
ゲストティーチャー等を招いての学校教育の活性化	総合的な学習の時間を用いて、地域の方等を招いての授業を実施しています。	総合的な学習の時間を用いて、地域の方等を招いての授業を実施していきます。	学校教育課
学校におけるスポーツ環境の充実	中学校に部活動指導員を導入しました。	中学校部活動の方向性を決めます。	学校教育課
健康教育の推進	学校保健年間計画により実施しています。	学校保健年間計画により実施していきます。	学校教育課
教員に対する適正な評価の実施	自己評価及び評価者評価を実施しています。	自己評価及び評価者評価を実施していきます。	学校教育課
安全で豊かな学校施設の整備	計画的に修繕等の長寿命化を実施しています。	今後も継続していきます。	学校教育課
児童生徒の安全管理	継続して児童生徒の安全管理を実施しています。	今後も継続していきます。	学校教育課
学校評議員制度の活用	—	コミュニティスクールによる運用を図ります。	学校教育課
地域に根ざした特色ある学校づくり	地域学校協働活動推進員については、全8校のうち6校に配置しました。事業については全8校で取り組んでいます。	推進員を全8校に配置し、より充実した事業を展開します。	学校教育課 生涯学習課
幼児教育の振興に関する政策プログラムの策定	保育士の積極的な研修の参加を促しています。	保育園人材確保に努め、積極的な幼児教育に関する研修会の参加を促していきます。	福祉課 学校教育課
教育・保育内容、指導・援助方法の工夫改善 (新肥後っ子がやきプラン)	学校教育指導員を設置し学校訪問と指導を行っています。校内研究授業も毎年実施しました。	今後も継続していきます。	福祉課 学校教育課

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
認定こども園・保育園等の保護者間の交流や小・中学校の保護者との交流 (新肥後っ子かがやきプラン)	保育園等の年長さんは進学する小学校へ体験入学等により交流をしています。また、園の状況等を各学校へ繋いでいます。小・中は町PTA連絡協議会や学校保健委員会に各保護者会長等が出席し、交流を図ることでネットワークの構築に繋がっています。	今後も継続していきます。	福祉課 学校教育課 生涯学習課
青少年の性に関する問題等についての教育・啓発	学校教育の中で実施しています。	学校教育の中で実施していきます。	学校教育課
性に関する正しい知識の普及	学校教育指導の中で実施しています。	今後も継続しています。	健康ほけん課 学校教育課
喫煙や薬物に関する教育	学校教育指導の中で行った。町では年に1回啓発の文書を各学校に配布しています。	各学年へ年に1回啓発の文書の配布を継続しています。	学校教育課
学校ICT活用推進事業	-	ICTを活用し、児童生徒の興味・関心を高める分かりやすい授業により、学力の向上を図ります。	学校教育課

基本施策 3 若者の自立と社会参加の支援

こども大綱では、若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにすることを求めています。

若者が自信を持って社会へはばたき、自らの力で未来の社会をよりよいものに変えていく力を身に付けていくための支援策が求められます。

社会的自立の礎となる「生きる力」は、乳幼児期から若者期まで、それぞれの発達段階に応じて、切れ目なく継続的に培われるものです。

福祉・保健・教育・医療など様々な分野との連携をさらに強化し、義務教育以降においても切れ目ない支援と、社会的自立に向けた学びや参画の機会の創出が必要です。

山都町が目指す方向性

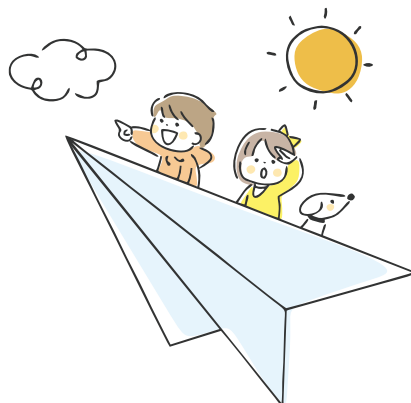
- 若者たちが、多様な価値観にふれながら、未来に向かって自分らしく歩んでいけるよう、様々な人や地域との関わりを創出します。
- 悩みを抱えた若者が、安心感を得ながら、社会と自分の距離感で繋がりを育んでいけるよう、一人ひとりの状況に応じた支援に努めます。

基本施策体系

基本施策 3

若者の自立と社会参加の支援

- ①未来へ踏み出す若者応援
- ②困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援
- ③出会いや結婚への支援



具体的施策① 未来へ踏み出す若者応援

若者が多様な活動に参加しながら、新たなことにチャレンジしていけるよう応援します。山都町に暮らす若者が「現在」を充実させていく中で、未来を描けるよう、様々な体験・活動の機会を創出し、若者の可能性を高めます。

●若者のキャリア形成

若者が安心して働き、安定した生活を送ることができるよう、ハローワークや県との連携により、若者を対象とした就職相談や面接会、セミナー等を行います。

大学や地元企業等と連携し、若者の職場体験や、インターンシップの機会を提供するとともに、地域課題やまちづくりをテーマとした情報提供や生涯学習講座の開催を支援するなど、キャリア支援を行います。

●プレコンセプションケアの推進

誰もがいきいきと暮らせる社会を目指し、人の一生涯の健康づくりに取り組むためのプレコンセプションケア³を推進します。

誰もが希望に満ちた明日を夢みて描いたライフデザインを実現できるよう、未就学児期、児童・生徒期（小中学生）、成人期（高校生以上）に対する取り組みを推進します。

●若者による社会参加・社会貢献活動の促進

ボランティアについての啓発講座や、社会との繋がり大切に関する講座など、若者の視野が広がるような教育機会を創出し、若者へ積極的に周知します。

また、観光ボランティアや、農業体験など、若者が参加しやすい活動の充実を図ります。

●青少年の健全育成

若者が巻き込まれやすいトラブルの情報等をわかりやすく周知し、若者が安心感や生きやすさを得られるよう努めます。

また、犯罪被害を防ぐために行政、警察・関係機関・団体間の定期的な情報交換の体制づくり、場づくりを推進します。

プレコンセプションケア³：将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと

(主な取組・事業)

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
中学生・高校生の乳幼児ふれあい体験	中学校で職場体験事業の受け入れを行っています。	中学生の職場体験の受け入れ継続と小学生との交流事業等も検討していきます。	福祉課 学校教育課
基幹産業である農林業の振興	令和5年度実績 農業後継者就農交付金交付者数5人 農業に従事する女性や農業後継者の役割、地位を明確にし積極的に農業経営に参加してもらう「家族経営協定」が5件となっています。	就農者が減少傾向にありますが、引き続き取組みます。	農林振興課
起業（家）支援	山都町事業所改修等支援事業全7件の補助金交付	町に人の流れを呼び込み、商工業の発展と地元客や観光客でにぎわうまちづくりを推進することを目的として、経営力向上支援事業、従業員宿泊施設整備支援事業、起業支援事業、経営革新計画推進支援事業の4項目に分け、事業所の改修、空き店舗活用、起業等に係る経費の一部補助を継続します。	商工観光課
プレコンセプションケア推進事業	-	誰もが希望に満ちた明日を夢みて描いたライフデザインを実現できるよう、自らの体を正しく知り、自分も他人も大切にすることなど、意識の醸成を図っていきます。	健康ほけん課 福祉課
青少年育成健全会議	こどもの日常の暮らしや思いに接し、地域や家庭の教育力を高めるとともに、こども自身やまわりのこどもを見つめなおす機会として開催しています。	今後も継続して実施していきます。	生涯学習課

コラム



「ライフデザイン」ってなに？

ライフデザインとは、自分の人生を意図的に計画し、目標を設定し、それに向かって行動するプロセスを指します。これは、個人の価値観やライフスタイル、目標に基づいて、自分自身の人生をどのように形作っていくかを考えることを含みます。

ライフデザインを実践することで、自分の人生に対する主体性が高まり、より充実した生活を送ることができるようになります。また、目標に向かって計画的に行動することで、達成感や満足感を得ることができ、自己成長にもつながります。



具体的施策② 困難さや生きづらさに直面する若者に対する支援

悩みや不安を抱える若者やひきこもりの状態になった若者が、一人で悩まず、自らのペースで歩みを進められるよう、安心できる居場所を確保するとともに、一人ひとりに合った支援を行っていきます。

●気軽に相談できる体制の整備

若者の悩みや不安を受け止める総合相談窓口を設置し、本人やの家族が相談しやすい環境を整えるとともに、支援が必要な若者にアウトリーチの手法も取り入れ、社会的自立を支援します。



●生活に困っている若者への支援

生活に困っている若者に対し、関係機関と連携し、就労に向けたコミュニケーション能力の育成や就労訓練など、一人ひとりの状況に合った支援を行います。

●ひきこもり状態にある若者や家族への支援

関係機関との連携を強化し、ひきこもり状態にある若者やその家族へのアウトリーチによる取り組みを推進していくとともに、普及啓発にも努めます。

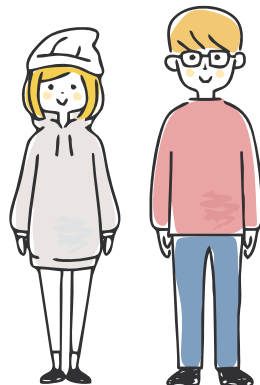
●こころの健康に向けた支援

こころの健康の保持増進や精神障がい者の早期発見、早期対応に向けた保健師や精神科医による相談機会を提供するとともに、思春期の課題を抱える家族支援を行います。

(主な取組・事業)

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
学童期・思春期の心の問題に係る相談体制の充実	健全な心身は、適切な生活習慣や直接的に心の問題には対応しないが、健全な身体や生活習慣を維持することで、心の健康を保てることもを増やすことに寄与すると考え、小児生活習慣病予防健診に取り組んでいます。 受診率 41.3%	今後も継続していきます。	健康ほけん課

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
こころの健康づくり	-	「適度な運動」「バランスのとれた栄養・食生活」に、疲労回復と充実した人生を目指すための「休養」を加えた取り組みを推進します。	健康ほけん課
こども等多世代及び若者の居場所づくり支援事業 (重層的支援体制整備事業等)	-	様々な状況の人が繋がり、安心して過ごす場を確保し、支えあい意識の醸成や世代・属性の相互理解、外出・交流機会の確保等につなげます。 また、ひきこもり等の若者が安心して過ごすことのできる居場所づくりを支援します。 併せて複雑複合化する課題に対し、関係機関が連携した支援体制を整えます。	福祉課



具体的施策③ 出会いや結婚への支援

若者が自らの主体的な選択により、結婚、出産、育児を望む若者の希望がかなえられるよう、ライフデザインや、出会い・結婚への支援を推進します。

●多様な出会いの機会の提供

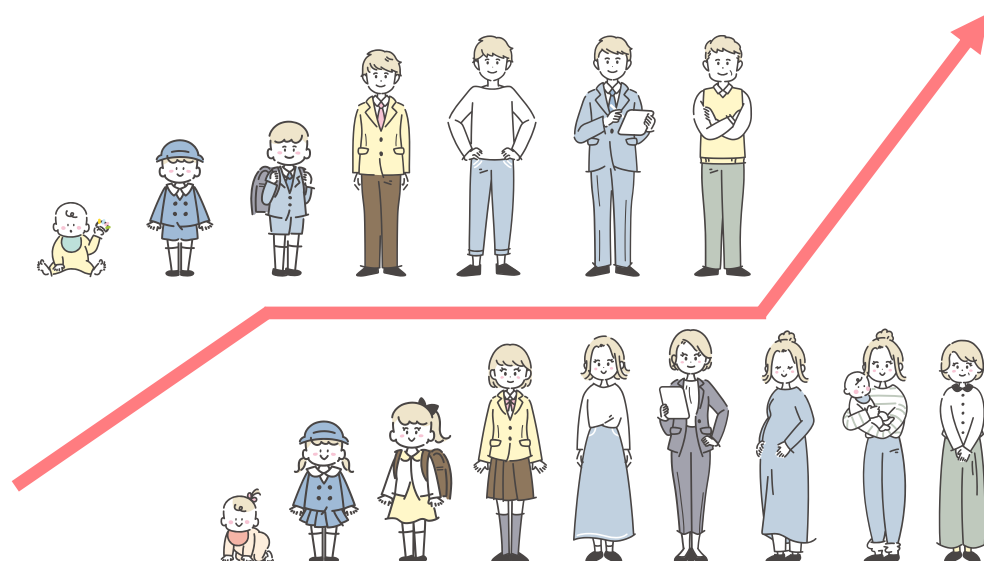
熊本連携中枢都市圏内の市町村と連携し、出会いの機会の提供を図るとともに、交際に向けたスキルアップセミナーや出会いのきっかけとなる交流会など出会いの機会を提供します。

●ライフデザインを考えるきっかけづくり

仕事や働き方、恋愛・結婚・妊娠・出産・子育て等、ライフステージごとの様々な情報を総合的に提供することにより、個々の希望どおりの生き方ができるよう、人生設計を考える機会を設けることを目的に、セミナーやシンポジウムを実施します。

(主な取組・事業)

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
結婚新生活への支援	結婚新生活にかかる費用の一部を2世帯に補助しています。	事業のチラシを作成し、婚姻届を提出された新婚世帯に配布するなど周知を強化します。	山の都創造課
婚活支援	結婚相談員を配置し、また婚活イベント等を開催しています。	熊本連携中枢都市圏事業に参画し、近隣市町村と連携し、婚活支援の充実強化に努めます。	山の都創造課



基本施策 4 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援

こども大綱では、不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化や、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制の構築を求めています。

母親にとって、妊娠・出産期は身体の変化により不安や悩みも多く、心身に大きな負担がかかる時期です。核家族化が進み、家族からの十分なサポートが難しい家庭も存在することから、適切な支援が課題です。

子育て家庭では依然として母親が子育てを主に行っている場合が多く、社会等の理解も十分に進んでいないことから、子育てに関して母親が孤立し、ストレスを感じている場合が少なくありません。

ワーク・ライフ・バランスに向けた制度のさらなる周知を行いながら、企業へのワーク・ライフ・バランス、働き方改革への意識啓発を進め、仕事と家庭生活、地域活動等を調和させた豊かな暮らしを実現させることが求められます。

親子が気軽に集えるような場の提供や、子育てに対して悩みを抱えている場合の相談体制を充実するなど、子育て家庭の不安や負担を少しでも軽減する必要があります。

山都町が目指す方向性

- 母子保健事業と子育て支援事業を一体的に実施することで、安心してこどもを産み育てられる環境づくりを進め、妊娠期から子育て期にわたるまでの包括的な切れ目のない支援を推進します。
- 家族が協力して子育てをし、それを地域社会全体で支える環境を整備するため、保育園等における一時預かりや子育て支援短期利用事業、産後ケア事業等の一時的な保育関連サービスの充実を図ります。また、ワーク・ライフ・バランス⁴や共働き・共育てに関する周知・啓発を推進します。
- 保護者が気軽に子育て相談できる居場所の確保や、デジタル技術を活用した情報提供に努め、こども・子育て世代のウェルビーイング⁵の向上を図ります。

ワーク・ライフ・バランス⁴：仕事と、仕事以外の生活との調和を図る働き方・生き方
ウェルビーイング⁵：心身だけでなく、社会的な面も含め満たされている状態

基本施策体系

基本施策 4

妊娠から子育てにかかる 切れ目のない支援

- ①親と子の健康づくりに向けた支援
- ②子育て家庭の負担の軽減に向けた支援
- ③子育てを応援する環境づくり
- ④妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実

具体的施策① 親と子の健康づくりに向けた支援

妊娠から出産後もこどもの生涯にわたる心と身体の健康づくりに向けて、健康診査や訪問、講座等を行い、継続的な相談支援や情報提供に取り組みます。

また、適切な生活習慣の形成を図るとともに、親と子の望ましい食習慣の確立に向け、学校・家庭・地域が連携し、体験活動をはじめとする食育の機会の充実に努めます。

●不妊治療への理解促進と支援

不妊治療について正しく理解してもらうために、広報やホームページ等を通じて啓発するとともに、不妊治療に関する不安や悩みを軽減・解消するため、医療機関等と連携して情報提供や相談体制の充実に努めます。

こどもを望む夫婦に対し、不妊治療への助成を実施します。

●次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及びこどもを生み育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携しつつ効果的な取り組みを進めるとともに、家庭を築きこどもを生み育てたいと思う男女が、その希望を実現できるような地域社会の環境整備を進めます。

●乳幼児健康診査等の充実

こどもの適切な健康指導と病気や発達の遅れの早期発見・早期治療が行えるよう、各種健診の受診率の向上と充実に努めます。

また、乳幼児健診後、支援の必要なこどもへの継続的なフォロー体制を充実するとともに、母親の体調や育児の悩み等を把握し、必要に応じて専門機関による相談支援や医療機関の受診につなげます。

●地域における子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、施設における児童養育の支援等の諸問題に対し、相談業務に応じて必要な情報提供及び助言を行う等、地域においてきめ細やかな子育て支援サービスを効果的・効率的に提供するサービスを図ります。

●小児医療体制の確保

小児医療体制の確保や切れ目のない支援に向けて連携強化を図るとともに、こどもの疾病予防・早期発見のために、「かかりつけ医・かかりつけ歯科医」の普及・啓発に努めます。

●産後の支援体制の充実

安全で安心した子育てができるよう、すべての赤ちゃんを対象に保健師等が訪問して、乳児の発育や母親の健康についての確認や相談、保健指導を行います。また、出産後に家族からの支援が受けられない等の家庭については、一定期間の宿泊等による母子への心身のケア・育児指導等の支援を行います。



●食育の推進

「健康山都21」に基づき、こどもの食に対する意識の向上を図ります。こどもの朝食欠食等の食生活習慣の乱れや、特に思春期に見られる摂食障害など、心と身体の問題について、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の体験活動等の充実を図ります。

(主な取組・事業)

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
乳幼児健康支援一時預かり事業（産褥期ヘルパー）	-	サービスを提供できる資源を開拓しつつ、産後ケア事業等の保事業の充実を図ります。	健康ほけん課 福祉課
家庭訪問支援事業（子ども家庭支援員）	生後1～2ヶ月までに訪問しています。ほぼ全ての母子に面会できています。	出産後1～2ヶ月児に面談や訪問により実施し、切れ目のない支援を実施します。	健康ほけん課
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育〈派遣型〉）	-	実施の必要性を検討します。	福祉課
乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育〈施設型〉）	各拠点（清和・蘇陽）での開設を可能としており、また事業の周知も進む、登録者・利用者も増加しています。	保護者ニーズに沿えるよう今後も同様に事業を進めます。	福祉課

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
乳幼児健診、新生児訪問、保健指導の充実	令和5年度乳幼児健診の受診率は97%でした。未受診者にも勧奨を行っています。欠席の場合、次の健診へ期間をあけず受診できるよう体制を維持しています。	町内の小児科医の閉院や出生児数が減少する中、乳幼児健診が安心して受けられるよう実施方法を検討し体制を維持します。	健康ほけん課
乳幼児健診の場を活用した相談指導等の実施	コロナが5類に移行したため、年度途中から個別指導だけでなく、集団指導も実施しています。	対象者の状況に応じて、集団と個別指導の併用でこどもノートを教材にし、効率的に実施していきます。	健康ほけん課
妊娠期から継続した支援体制の整備	年間を通して随時対応しています。出産子育て応援交付金事業による伴走型支援を保健師により、母子手帳交付時、妊娠7～8ヶ月時、出産1～2ヶ月時に面談や訪問により実施しています。	今後も継続していきます。	健康ほけん課
妊婦検診	母子手帳交付時に県内の産科医療機関で検診が無償で受診できる妊婦健診受診票(14回分)を交付しています。	今後も継続していきます。	福祉課
早産予防	早産予防事業として妊婦歯科健診と膣分泌物細菌検査を妊婦健診の初回に実施しています。R5、歯科健診は12人、膣分泌物細菌検査は39人が受診しています。歯科健診は受診者が伸び悩んでいます。	妊婦歯科健診の受診率を高めるため、町内歯科医院と協力して必要性の啓発を行います。	健康ほけん課
産後うつ対策	産後うつは医療機関からの情報提供をもとに訪問や面接で個別に対応しています。令和5年は3件あり。1件は問題なし、2件は保健師による支援を実施しました。	継続支援の必要な対象者については町内連携会議において情報を共有し支援していきます。	健康ほけん課
むし歯の予防	フッ化物洗口実施箇所数 保育園等 10箇所、学校 9箇所 実施者数 144、実施率 95.4%	福祉課、健康ほけん課、教育委員会と協力して保育園等や小学校、中学校で実施できる体制を維持します。	健康ほけん課 福祉課 学校教育課
発達段階に応じた食に関する学習機会や情報の提供	発達段階や月齢時の体重により、評価し食品の目安量、必要量について教材を用いて乳幼児健診で指導を行っています。	1歳半や3歳児において、肥満傾向のこどもが増えているため、栄養士雇用を確保し、食生活や生活習慣の指導を実施していきます。	健康ほけん課
食事づくり等の体験活動の推進	有機野菜を含め低農薬野菜や地元産野菜及び保育園内等で栽培する野菜等を積極的に利用しています。また給食献立会を開催しています。	これまで同様に有機野菜をはじめ、地元野菜及び保育園内の野菜を積極的に活用します。また給食献立研究会を定期で開催します。	福祉課
不妊症の相談 不妊治療の助成	令和4年から保険適用となったため、助成制度の変更点をホームページにて周知しました。 令和5年の実績 低不妊治療助成8件、一般不妊治療助成4件	ホームページで周知を継続し、相談は随時対応します。今後は通年で助成が受けられるよう申請時期を変更します。	健康ほけん課

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
産後ケア事業	出産後の母子に対する心身のケアや育児のサポートを行うため、居宅訪問（アウトリーチ）型の支援に加えて、宿泊型、通所型の支援を実施しています。	今後も事業を継続するとともに、資源の新規開拓をはじめ、事業の充実に努めます。	福祉課

具体的施策② 子育て家庭の負担の軽減に向けた支援

こどもと家庭の状況に応じた手当の支給や医療費助成、住宅支援など、子育てにかかる経済的な支援を継続するとともに、実施している各種手当等の周知に努めます。

共働き家庭の増加やひとり親家庭等による保育ニーズに対応し、子育てと仕事の両立を支援するため、就労形態の多様化に対応できるよう、保護者の選択に基づき、必要な保育を受けられるよう、延長保育や一時預かり等の多様なサービスの充実を図ります。

●出産・子育て応援給付支援

妊娠期から出産・子育てまで一貫して必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体として実施する「出産・子育て応援交付金」を活用し、すべての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできるよう、妊娠届出(母子手帳交付)や出生届出を行った妊産婦等に対し、出産・子育て応援ギフトを支給します。

●子ども医療費助成

こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健康増進と健やかな育成に寄与するため、0歳～18歳の医療費の全額支援（無償化）を継続します。

また、これまで、町内及び町外の一部医療機関でのみ実施していた現物支給（窓口無料）を県内の医療機関すべてに拡大し、保護者の負担軽減に努めます。

●地域における子育て支援の充実

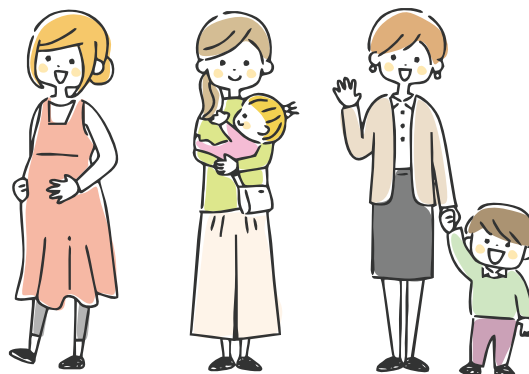
放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業等の就労保障をはじめ出産祝い金等の経済的支援など子育て世代の就労や心身、経済的な負担軽減の取り組みを進めていくとともに、子育てに関するニーズの把握に努め、子育て支援策の充実を図ります。

また併せて、各種事業の利用促進のための町広報等を活用し、周知広報の取り組みを進めます。

（主な取組・事業）

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
ファミリー・サポート・センターの設置	周知していますが、協力会員の増には繋がっておらず、利用も年に1回程度となっています。	事業の運用方法等を検討します。	福祉課

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
放課後児童健全育成事業 (学童保育)	町内7箇所では事業を実施しており、順調に運営されています。	ニーズを把握し、新設・解散を含め、適正な運営が確保できるよう運営費の確保に努めます。	福祉課
子育て短期支援事業 (ショートステイ事業) (トワイライト事業)	町外の2事業所と連携し、事業を実施しています。	連携先の事業所を増やすなど、適正なサービスが提供できるよう努めます。	福祉課
一時預かり事業	町内全保育園、認定こども園で実施しています。	保護者ニーズに沿えるよう今後も同様に事業を進めます。	福祉課
児童手当	児童手当法に基づき実施しています。	児童手当法に基づき実施していきます。	福祉課
出産祝い金	1子目3万円 2子目5万円 3子目10万円 4子目以降20万円	今後も継続していきます。	福祉課
保育料の軽減	国基準の4～5割程度軽減。保育料無償化制度を令和元年10月1日から実施しています。	今後も継続していきます。	福祉課
子ども医療費助成	0歳～18歳の医療費の全額支援（無償化）並びに町内、町外の一部医療機関等での現物支給（窓口無料）を実施しています。	0歳～18歳の医療費の全額支援（無償化）ならびに県内医療機関等における現物支給（窓口無料）の継続を図ります。	福祉課
出産・子育て応援交付金事業 (妊婦のための支給給付 妊婦等包括相談支援事業)	子育て支援として、妊娠期及び出産後の各ステージにおいてそれぞれ5万円を妊婦等へ支給する経済的支援と、子育てに関する伴走型支援を実施します。	今後も国事業を活用し、継続するとともに、ニーズの多様化に対応するため、経済的支援及び伴走型支援を継続します。	健康ほけん課 福祉課



具体的施策③ 子育てを応援する環境づくり

少子高齢化の進行や共働き家庭の増加による多様な子育てニーズ・要望への対応を図ります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進強化、男女共同参画の推進など、子育てしやすい就労環境づくりを推進していきます。

保護者の就労の有無や利用目的を問わず、0～2歳のこどもが保育施設に通える「こども誰でも通園制度」に対応した環境づくりを推進します。

●仕事と子育ての両立支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、性別に関わらず仕事と子育てが両立できる働き方への意識啓発や企業の取り組みに対する啓発を行います。

また、男性の育児参加を促すための支援を行うとともに、関係機関や企業等との連携を通じて、出産や育児により退職した女性の再就職の支援を推進します。

●男女共同参画の推進

男女共同参画についての正しい理解の浸透が図られるようあらゆる機会を捉えて広報啓発に取り組みます。



（主な取組・事業）

事業及び取組	実施状況 （令和5年度）	今後の取組	主管課
家庭教育に関する学習機会や情報の提供 （新肥後っ子かがやきプラン）	PTA等の家庭教育講演会は毎年実施しています。また、広報活動として年2回の町P連だよりの発行を行うなど、年間を通して子育てや人権問題等についての学習を行い、人権講演会の参加を促しています。	今後も継続していきます。	福祉課 学校教育課 生涯学習課
家庭教育や子育てに関する相談体制の充実 （新肥後っ子かがやきプラン）	子育て支援センターの充実を図るため、広報誌、ホームページでの情報提供を実施しています。	子育て支援センターの充実を図るため、子育てサークルの活動支援、広報誌、ホームページでの情報提供を実施します。	福祉課
地域で子育てを支援する仕組みづくり （新肥後っ子かがやきプラン）	子育てセミナーで食生活改善推進委員の方々と交流しました。	子育て支援センターを中心に対応します。老人会との交流、公民館活動への参加を推進します。	福祉課 学校教育課
男女共同参画社会づくり推進事業	広報やまとへの掲載 パネル展 チラシ等での回覧など	今後も継続していきます。	福祉課
父親の育児参画意識の啓発	広報やまとへの掲載 パネル展 チラシ等での回覧など	今後も継続していきます。	関係各課

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
固定的な性別役割分担意識の見直し	広報やまとへの掲載 パネル展 チラシ等での回覧など	今後も継続していきます。	関係各課
認定マーク(くるみん)の周知、表彰制度等仕事と生活の調和を実現している企業を社会的に評価することを促進	-	実施の必要性について検討します。	関係各課
企業での子育てのための環境整備	町は、令和3年度に「よかボス宣言」をしており、職場の環境整備に取り組んでいます。	今後も継続していくとともに、多団体への周知啓発に努めます。	関係各課
仕事と子育ての両立のための社会資源の整備	放課後児童クラブ6箇所 ファミリー・サポート・センター1箇所	放課後児童クラブ6箇所 ファミリー・サポート・センター1箇所	福祉課
仕事と子育ての両立支援のためセミナー、会議の開催等	子育て支援センターでの実施 令和5年度はセミナー6回 福祉まつり1回	子育て支援センターで実施します。 セミナー12回 福祉まつり1回	福祉課



具体的施策④ 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実

子育て家庭が抱える不安や悩みに対して、各家庭の状況に応じた相談に対応できるよう体制強化と充実及び子育てに関する情報の周知啓発を図りつつ、関係機関と連携しながら、相談を受けた後も切れ目のない支援に取り組みます。

●家庭教育への支援

こどもが基本的な生活習慣等を身につけられるよう、妊娠・出産・育児についての勉強会や講演会、イベントを行い、親同士が子育てについて楽しく学び、情報交換ができる機会を提供し、家庭における教育力の醸成を支援します。

●身近な相談体制の充実

こども家庭センターをはじめ、子育て支援センターや、保育園・認定こども園等、地域の身近な場所における子育てに関する情報提供や相談支援の充実を図るとともに、相談しやすい環境整備も併せて実施します。

●子育て支援情報の発信

本町の子育て関連情報を一元化して発信する山都町子育て情報誌「だっこ」の内容の充実を図るとともに、町ホームページや町広報誌等の媒体での情報発信の充実を図ります。



(主な取組・事業)

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
地域子育て支援センター事業	矢部地区1箇所で開催、蘇陽・清和地区は出張ひろばで対応しています。	保護者ニーズに沿えるよう今後も同様に事業を進めます。	福祉課
子育て支援総合コーディネート事業	地域子育て支援センター並びにこども家庭センターにおいて対応しています。	保護者ニーズに沿えるよう今後も同様に事業を進めます。	福祉課
子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布	山都町子育て情報誌「だっこ」の情報を毎年更新しています。また内容や見易さ等の充実を図っています。	山都町子育て情報誌「だっこ」の情報を毎年更新。内容や見易さ等の充実を図ります。また町ホームページに掲載します。	福祉課
子育てに関する意識啓発等の推進	子育て支援センター、こども家庭センターなど随時子育て相談を受け付け、相談体制の充実を図っています。	子育て支援センターやこども家庭センターでの相談体制の充実を図るとともに、広く周知を図っていきます。	福祉課

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
出産準備教育や相談の場の提供	年間を通して随時対応しています。母子手帳交付時や妊娠7～8か月時に伴走型支援により出産準備教育を実施しています。	今後も継続していきます。	健康ほけん課
子育て世帯への情報提供	広報に地域子育て支援センターのページを設け各家庭へ情報提供を行っています。ホームページは毎月更新し新しい情報を掲載しています。	地域子育て支援センターによる情報紙の各家庭への配布を行います。ホームページの充実を図ります。ICTの活用も含め、町民と情報のやりとりが出来る情報ネットワークの充実を目指します。	福祉課



基本施策 5 困難を抱える子育て家庭への支援

本町における子育てを取り巻く環境は、核家族化、障がい児サービスの利用者の増加、そして共働き家庭の一般化や地域コミュニティの希薄化等の進行により変化しています。

こども大綱では、一人ひとりのこどもの健やかな育ちを等しく保障することが掲げられており、虐待や貧困など家庭の状況、障がい等の事情により、社会的な支援の必要性が高いこどもやその家庭を含め、それぞれの事情・状況に応じた適切な支援が求められています。

子育てには、保育、教育、医療等のさまざまな費用が必要です。その中で、ひとり親家庭が就業により一定の安定した収入を得て経済的に自立できるよう支援することや、安心して子育てができるような相談体制の充実を図り、子育てへの経済的・心理的負担の軽減を図っていく必要があります。

また、障がいを持つこどもが増加している中、就学前の保育・教育体制の整備や療育に携わる施設の質の維持・向上が課題であり、発達障害のあるこどもとその家庭への支援の充実が求められています。

さらには、こどもが家事や弟や妹等の世話を担っているヤングケアラーは、本人や家族に自覚がなく、また家族の問題として誰にも相談できないといった理由から、支援に繋がりにくい場合があるため、困難を抱えているこどもや家庭に気づき、見守り、必要に応じて適切な支援につなげていく必要があります。

山都町が目指す方向性

- こども・若者が、家庭環境に関わらず、夢や希望を持って生きていくことができるよう、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労の支援など、様々な面から、関係機関との連携により、こども・若者の貧困対策に取り組みます。
- こども基本法に基づき、外国人や障がいを持つこども・若者が社会から取り残されないことがないよう、関係機関との連携を一層強化し、情報を共有しながら切れ目のない支援を行っていきます。

基本施策体系

基本施策 5

困難を抱える子育て家庭 への支援

- ①こどもの貧困対策の推進
- ②ひとり親家庭への支援
- ③特別な支援を必要とするこどもや家庭への支援

具体的施策① こどもの貧困対策の推進

すべてのこどもは、可能性に満ちたかけがえのない存在であり、自分らしく、豊かに成長し、発達していく権利を有しています。

こどもまんなか社会の視点に立って、貧困や困難を抱えているこどもとその家庭の背景に様々な社会的要因があることも踏まえ、必要な支援に結びつくための体制づくりや、こどもの成長の段階に応じた切れ目のない支援により、こどもが生まれ育った環境等に左右されることなく、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指します。

●成長段階に応じた切れ目のない相談支援

妊娠期から学齢期、社会的自立に移行する時期まで、それぞれの成長段階に応じた切れ目のない相談支援の充実を図ります。

役場（こども家庭センター等）や学校、相談機関など、こどもが成長する過程で接する様々な機関が、それぞれの関わりの中で異変や困難を把握し、必要とする支援につなげていきます。

また、困難を抱えているこどもと家庭・若者に、必要とする情報が届くよう、ICTも活用したわかりやすい情報提供の充実に努めます。

●こどもの健やかな育ちと多様な学びの支援

一人ひとりのこどもが家庭の状況等に関わらず、将来に向かって「学ぶ力」を身につけ豊かな心を育むために、ニーズを踏まえた学びの提供や、育ちを推進します。

学習に困難を抱えるこどもや不登校のこどもに対しても、学校以外の場における多様な学習活動も含めた支援に取り組んでいきます。

●子育て世帯への経済的支援

保護者が経済的に自立できるよう、準備段階も含めた就労支援を実施するとともに、地域での居場所や繋がりづくりなど、家族が安定した生活を継続していくために必要な総合的な支援を行います。

さらには、各種手当や貸付等支援制度の情報の周知徹底を引き続き図るとともに、子育て家庭の実態に即し、こどもの養育に資する経済的支援を実施します。

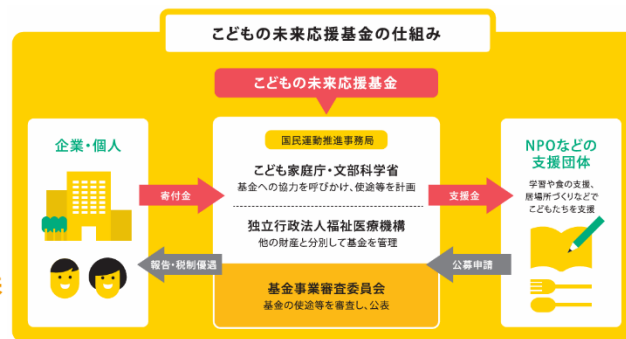
●こどもの居場所づくり・学習応援

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲のあるこどもが、能力・可能性を伸ばすことができるよう、ひとり親家庭等、生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の児童・

生徒を対象に学習支援のほか、日常生活支援や仲間と出会い、活動ができる居場所づくりにつながるような支援を行います。

(主な取組・事業)

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
教育の支援	就学支援金や奨学金等の経済的支援や適応指導教室「やまと教室」支援学級等を活用し、学習支援を実施しています。	一人ひとりのこどもの状況に寄り添いながら、家庭環境や経済的な状況に関わらず、学習意欲や学習習慣を身につけ、希望に応じた学習ができるように支援していきます。	学校教育課
生活の支援	こども家庭センターを設置し、すべてのこどもや保護者、妊産婦のお困りに対し、相談支援を実施しています。	すべてのこどもや保護者が社会的孤立に陥ることのないよう、妊娠・出産期から相談支援の充実を図り、こどもと保護者が社会に自立するまで切れ目のない支援をします。	福祉課
就労の支援	社会福祉協議会と連携し、就労に関する相談や支援を実施しています。	困難な状況にある家庭に対して、就労や自立を促進するための支援を行い、家庭の生活基盤が整うようにサポートの充実を図ります。	福祉課
経済的な支援	出産祝い金、児童手当、子ども医療費等の経済的支援を実施しています。	家庭の状況に応じた各種手当や医療、教育・保育等にかかる費用に対する助成や減免等の経済的支援の充実により、安定した生活基盤の確保を図ります。	福祉課
包括的な支援	重層的支援体制整備導入に向け準備事業を実施し、関係機関と連携し、包括的な支援体制づくりを進めています。	困難な状況にあるこどもや家庭が、社会的に孤立して必要な支援が受けられないことのないように、地域全体で支え合う環境を整備します。	福祉課



具体的施策② ひとり親家庭等への支援

安定した生活及び安心して子育てできるよう、ひとり親家庭の総合的な支援を推進します。

なお、教育の支援や、生活の支援、保護者に対する就労の支援においては、国や県とも連携を図りながら取り組みます。

●ひとり親家庭の就業自立支援

ひとり親家庭等の方が抱えている様々な課題の解消を図るため、関係機関と連携し、自立に必要な情報提供や生活全般の相談に応じるとともに、求職活動に関する支援を行います。

●ひとり親家庭の経済的支援

ひとり親家庭等が抱える、子育てをはじめとした生活及び就労等に関する様々な悩みについて、保健師をはじめとする担当者が相談を受け、支援等に対する情報を提供するとともに、支援機関等に適切につなぐ相談機能の充実に努めます。

児童扶養手当の支給、医療費助成、母子・父子福祉資金の貸付、自立支援給付金の支給など、引き続き経済的な支援を実施するとともに、制度の周知徹底に努めます。

(主な取組・事業)

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
児童扶養手当	児童扶養手当法に基づき実施しています。	児童扶養手当法に基づき実施していきます。	福祉課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等に対し、医療費一部負担金の一部助成を実施しています。	今後、利便性の向上等も視野に継続していきます。	福祉課
福祉サービス等利用に際しての配慮	熊本県の事業を中心にパンフレット等を配布し、窓口での相談に対応しています。	今後も継続していきます。	福祉課
相談体制の充実や情報提供	こども家庭センターを設置し、相談体制を強化しています。	今後も継続していきます。	福祉課
就業促進のための協力要請	熊本県の事業を中心にパンフレット等を配布し、窓口での相談に対応しています。	今後も継続していきます。	福祉課

具体的施策③ 特別な支援を必要とする子育て家庭への支援

障がいを持つ子どもやその家族のライフステージに沿った保健、医療、福祉、保育、教育、就労等の支援（縦の連携）と支援者等による関係者間のスムーズな連携の推進（横の連携）を促進し、ライフステージに応じた切れ目の無い支援の推進（縦横連携）による地域支援体制を目指し、子育て支援施策全体の連続性の中で、インクルージョン（地域社会への参加・包摂）を推進します。

外国人が安心して子育てできるよう、多言語とやさしい日本語による子育て支援情報の提供に取り組んでいきます。

●障がいを持つ子どもへの支援

こどもの成長に不安を感じる家族に対し、「気軽に相談できる窓口」の存在をわかりやすく、利用しやすくなるよう情報提供に努め、家庭の子育てへの負担軽減につなげるとともに、適切な支援が提供可能である各機関や専門相談につなぐなど、家族に寄り添った継続的な支援を行います。

障害特性からくる生活の困難さ等の養育上の課題を抱える場合においても、子ども及びその家族の思いを尊重し、家族に寄り添いながら、こどもの健やかな発達に沿った支援に努めます。

医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育等の関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、サービスの質の確保・向上に取り組むなど医療的ケア児の支援体制の構築に取り組めます。



●多文化共生社会への対応

外国人等を対象に多言語翻訳機能を活用した窓口対応や、分かりやすい日本語の普及の取り組みを進め、情報格差の解消を図るとともに、国籍や民族等の違いに関わらず、誰もが地域の一員として活躍・交流できる機会や場を創出します。

（主な取組・事業）

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
障がいのある子どもへの支援（新肥後っ子がやきプラン）	障がいを持つ子どもを全保育園等で受け入れています。 また巡回相談専門員による園での様子確認や各種相談を実施しています。	障がいを持つ子どもを受け入れのための施設改修や保護者や専門機関との連携を充実強化に努めます。	福祉課

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
発達や学びの連続性を図る条件整備（新肥後っ子ががやきプラン）	公立保育園においては、保育の質向上のための改修を実施しています。私立保育園等に関しては、補助金交付等により対応しています。	こども一人ひとりに寄り添った保育が可能となるようなクラス編成に努めます。	福祉課
発達検査や発達相談の体制整備	各種乳幼児健診や歯科健診を利用して簡易発達検査や発達相談を行い、結果を療育機関と共有し、また全保育園等への訪問も実施しています。	今後も継続していきます。	健康ほけん課
適切な医療・福祉サービスの充実、及び教育支援体制の整備	支援の必要なこどもに対し、児童発達支援、放課後等ディサービス、保育園等訪問支援、育成医療等の事業を実施しています。	今後も継続していきます。	健康ほけん課 福祉課
保育園等や放課後児童健全育成事業における障がいを持つこどもの受入れ	障がいを持つこどもの受け入れを全保育園等や全学童で実施しています。 保育園 全9箇所 （公立5園、私立4園） 認定こども園全1箇所 放課後児童クラブ全7箇所	今後も継続していきます。	福祉課
多文化共生社会への対応	-	子育てをする外国人の親のために多言語に対応した子育て支援パンフレットを作成するなど、異文化との共生と尊重を柱とする啓発を検討します。	福祉課



基本施策 6 こども・若者の成長を地域全体で支える環境づくり

近年、こどもが巻き込まれる事件・事故が大きな社会問題になっています。

こども大綱では、こども・若者の自殺対策、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備、こども・若者の性犯罪・性暴力対策、犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備の充実を求めています。

こども・若者の自殺対策については、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因分析や、ＳＯＳの出し方や心の危機に陥った友人等からのＳＯＳの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育が必要です。

また、年齢や性別にかかわらず、また、どのような状況に置かれたこども・若者であっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識の下、こども・若者への被害の防止、相談・被害申告をしやすくする取り組み、被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施など総合的な取組が求められます。

こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することがすべてのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等を進める必要があります。

社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題といえます。

さらには、こども大綱では、教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である１８歳、２０歳といった特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制の構築・強化を求めています。

支援を必要とするこどもやその家庭のニーズが多様化する中で、専門的知識・技術を有する人材など、必要な社会資源が充足していないことも要因と考えられ、人材の育成、確保が課題です。

また、福祉分野のみならず、教育分野、医療分野との連携不足など、関係分野との連携の場を求める意見が挙げられています。こどもの健やかな育成のためには、こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築が求められています。

ひきこもりや虐待等においては、適時・適切な相談やアウトリーチ支援を積極的に活用した体制づくりが必要です。

総合的・包括的支援の推進のためには、行政だけではなく、ＮＰＯ、ボランティア団体など地域の多様な主体等による「地域づくり」と、関係機関等による「本人・家族支援」のより一層の充実が重要です。

山都町が目指す方向性

- “山都”には、子育ての人材、経験、施設等の福祉・教育資源を有しており、これらの資源を有効に活用しつつ、こどもや若者を見守り、支えあうことができる仕組みづくりに取り組みます。
- 地域の人々をはじめ社会を構成する様々な団体や企業等が協力し、保護者に寄り添い一体となって子育てやこどもの育ちを支援できるよう環境づくりを進めます。
- 歩道や道路の段差の解消や住宅環境の整備、公共施設におけるこども用トイレの設置等により、こども・若者にもやさしい「福祉のまちづくり」を進めます。
- 事故の防止等の交通安全対策や、防犯や犯罪被害に遭わないための取り組みや情報提供に努めます。

基本施策体系

基本施策6

こども・若者
の成長を地域全体で支える環境
づくり

- ① 子育て関連団体の活動促進
- ② 地域における子育て支援ネットワークの強化
- ③ 子育てしやすいまちづくり
- ④ こどもの安全・安心の確保



具体的施策① 子育て関連団体の活動促進

子育ては保護者のみならず、地域との繋がりの中で、地域ぐるみで取り組むことが必要です。地域コミュニティの多様な人材、資源を活用して、地域住民が主体となったこどもの活動支援や見守り活動が促進されるよう、関係機関・団体の支援を推進します。

●こども食堂への支援

こどもと地域住民とが繋がり、こどもも大人も安心して過ごすことができる居場所となることができるこども食堂を支援し、こどもの居場所として定着を図ります。



●矢部高校の魅力化

町内唯一の県立高校である矢部高校は、本町の教育環境の重要な拠点のひとつですが、近年、生徒数の急激な減少により、学校の存続さえも危ぶまれる状況にあります。町に高校がなくなれば、若い人の流出が加速するおそれが高まります。地域と一体となって更なる魅力ある学校づくりを推進し、入学者のさらなる誘引に向け、強力な支援を行って連携していきます。

●子育てサークル等の活動支援

子育てサークル等の活動支援を行うとともに、ボランティア活動や住民の自主的な活動の育成・支援により、地域ぐるみで子育てを考え、サポートできるような取り組みを進めます。

●地域の教育力向上

地域における学校応援団活動等を推進し、こどもの学習機会の提供による学ぶ意欲の向上や豊かな人間性の形成を図ります。地域ぐるみでこどもの教育、学習をサポートする仕組みづくりにより、地域の教育力向上を図ります。

(主な取組・事業)

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
保・小・中・高連携	主に青少年健全育成町民会議としてネットワークの構築を図っています。	推進大会の内容について、保・小・中・高の連携を検討していきます。	生涯学習課
世代間交流事業	令和5年度実績 12支館(28自治振興区)	24支館(28自治振興区)の実施を目指します。	生涯学習課

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
各地区青少年健全育成推進大会	町内3支部で実施しています。	旧町村ごとに存在している支部を1つに統合し、山都町青少年健全育成町民会議として活動予定しています。	生涯学習課
地域との連携による多様な体験活動の推進	各保育園等において祖父母参観を実施しています。また地域の祭り等に積極的に参加しています。	各保育園等において祖父母参観や地域の祭り参加等の世代間交流を促進していきます。	福祉課
広域スポーツセンターの整備、スポーツ指導者の育成	児童のスポーツ指導に関する心構えを習得するための「少年スポーツクラブ指導者研修会」を開催しています。	中学校部活動の社会体育移行も視野に入れ、指導者講習会を開催します。	学校教育課 生涯学習課
住民の自主防犯行動を促進するための活動の推進	P T A活動の充実による見守りを実施しています。公民館活動は青少年健全育成事業の中で努力目標としました。	今後も継続していきます。	総務課 生涯学習課
こどもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施	P T A活動の充実による見守りを実施しています。公民館活動は青少年健全育成事業の中で努力目標としました。	今後も継続していきます。	総務課 生涯学習課
関係機関・団体と連携したパトロール活動及びスクールサポーター制度の導入を促進	警察署と情報共有し、不審者等の発生時には防災無線、学校のあんしんメール、HP等により情報発信を実施しています。新年度に小学校入学児に防犯や交通安全グッズの配布を実施予定しています。	スクールサポーター制度は、導入の可否を含め検討していきます。 (※スクールサポーターは警察で署内に配置する職員です。)	総務課 学校教育課
こどもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施	警察署、防犯協会と連携して、防犯講習や薬物乱用防止キャンペーンを実施しています。	今後も継続していきます。	総務課 学校教育課
こどもの安全確保等のために活動する防犯ボランティア等に対する支援	町として防犯ボランティア等に対する支援は未実施。(町防犯協会からの支援は行われています。) 交通指導員が、交通街頭立番と併せて登校時の見守り活動等を行っており、同活動への支援は、物品支給等を行っています。 また、民生児童委員も登下校の見守りを実施しています。	町内防犯ボランティアは、特殊詐欺防止の活動をメインとして行っているため、見守り活動の活性化を促していきます。 それに伴う支援は、町防犯協会と連携して推進していきます。	総務課 福祉課 学校教育課
矢部高校魅力化プロジェクト	高校魅力化については、高校主導で実施しています。町の窓口も一本化し、円滑な支援体制を構築しています。	さらなる生徒数減が予想されるため、「地域みらい留学」の充実を図り、全国募集の強化と周知に努めます。 また、生徒の受け皿として、寮などに対する支援充実に努めます。	関係各課
矢部高校魅力化プロジェクト(経済的支援)	今年度から経済的支援事業の一部拡充を行っています。	入学希望者に対しては経済的な支援はできていると考えるが、少子化により入学者が減少傾向であり、全国募集を強化し、経済的な支援も含め検討します。	関係各課

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
山都町「総合的な学習」事業	学校で実施するSDGsに係る費用（消耗品費等）を補助しています。全小中学校の対象学年に対し、食育授業（講話及びワークショップ）を実施しています。また、1月末にSDGs給食週間を実施し、有機農産物を使用した給食を提供（各校に対し、食材購入費として児童生徒1人あたり500円補助）。	各校で実施するSDGs学習に対する補助を継続します。	関係各課

具体的施策② 地域における子育て支援ネットワークの強化

子育てを地域社会全体で支えていくためには、地域の関係機関や町民との連携が必要です。保護者同士や相談支援員のネットワーク、行政や関係機関とのあらゆるネットワークを有機的につなげることで、地域全体の子育て力の向上を図ります。

●地域における包括的な支援体制の構築・強化

相談支援をはじめとした教育・保育、福祉、保健、医療等の関係機関との情報交換や共通理解の場を設けることで「横の連携」を進め、地域における支援体制の強化を図ります。

また、出生、保育園等や学校への入（園）学、進学、就職など生活の場が広がることで支援の一貫性を失うことがないように、こどものライフステージに応じた体制の充実など「縦の連携」による支援体制を構築し、包括的な支援体制（縦横連携）による切れ目ない支援に努めます。

●地域子育て支援拠点の充実

「親子への交流の場の提供および交流の促進」、「子育て等に関する相談・援助の実施」、「地域の子育て関連情報の提供」等の地域子育て支援拠点の充実を図り、地域における子育て支援ネットワークのハブ機能としての役割強化を目指します。

●こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図ります。

担い手自身が喜びを感じながら仕事におけるキャリアが形成できる環境づくりを進めるとともに、こどもや家庭との関わりの中でストレスに晒されている職員等に対するメンタルケアに取り組みます。

地域における身近な大人や若者など、ボランティアやピアサポートができる人材など多様な人材の確保・育成を推進します。

こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化を図ります。



(主な取組・事業)

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
地域における子育て支援サービス等のネットワーク形成	各分野で庁内連携会議を実施しています。	関係機関との連携会議等を開催し、ネットワークの構築を目指します。	福祉課
地域子育て世代間交流の推進	保育園等・学校、公民館事業、青少年健全育成事業等、町内の各地域で実施しています。	今後も継続していきます。	生涯学習課
子育て支援サービスのための施設の有効利用	こども家庭センター1箇所 放課後児童クラブ7箇所 子育て支援センター1箇所 出張ひろば2箇所	こども家庭センター1箇所 放課後児童クラブ6箇所 子育て支援センター1箇所 出張ひろば2箇所	福祉課
子育てを社会全体で担う意識啓発（新肥後っ子がやきプラン）	学校応援団、ボランティアによる読み聞かせを実施しています。	今後も関係団体と連携し、継続していきます。	福祉課 学校教育課
地域活動への教職員、保育士の自主的参加	福祉まつり等への積極的な参加を呼び掛けています。	福祉まつり等への積極的な参加を図ります。	福祉課
担い手人材の確保・育成・支援	保育人材の採用試験に実施と併せて職員のメンタルケア研修や相談窓口を開催するとともに、各種研修会に積極的に参加しています。また、こども食堂等ボランティア団体への支援を実施しています。	今後も継続しつつ、地域のボランティア団体等の育成・支援に努めます。	総務課 福祉課

具体的施策③ 子育てしやすいまちづくり

「こどもまんなか」に基づくまちづくりを推進するとともに、妊婦や乳幼児、子育て中の保護者に対して配慮するなど、外出しやすいまちづくりを推進します。

また、こどもや子育て世帯に魅力的なまちづくりを推進するに当たって、当事者の声を取り入れながら、取り組んでいきます。

●安心して外出できる環境の整備

道路、公園、公共交通機関、公的建築物についてバリアフリー化を進めるとともに、妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用、また、施設において子育て世帯に配慮したトイレの整備等を進めます。

●公園の整備

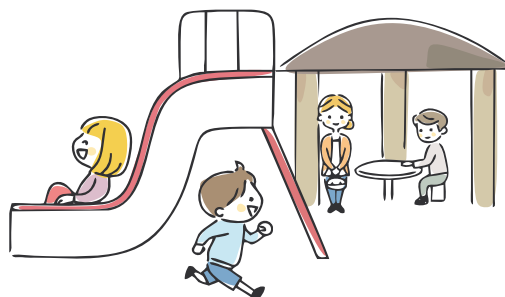
こどもが安心して遊べる安全で快適な公園を整備し、保護者も安心できる公園づくりを目指します。また、公園でのびのびと遊べる環境となるよう、魅力ある公園空間の創出に努めます。

●子育てに適した居住空間の創出・確保

子育て世帯を支援していく観点から、ファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するとともに、民間賃貸住宅に関する情報提供を推進します。

●移住者への支援

移住された子育て世帯やこれから移住を考えている子育て世帯に対し、本町の移住定住に関する施策や子育て施策等をわかりやすく説明するため町ホームページ、町広報誌等を有効に活用し情報提供を推進します。



(主な取組・事業)

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
ファミリー向け賃貸住宅の供給支援	地域優良賃貸住宅整備事業(交付金)を活用した若者向け定住促進住宅(下市PFI)住宅整備事業を実施(名称:おおりメゾンド浜町)、令和5年3月に管理開始(12戸)し、現在満室となっています。	山に都創造課と連携し、まずは建設候補の選定を行う必要があります。(下市ふれあいの里構想地等)	建設課 山の都創造課
民間活力を活かした住宅建設の支援	事業実施に向け、情報提供を行っています。	民間賃貸住宅事業者に対して、有益な情報等があれば情報共有及び支援を継続します。	建設課 山の都創造課
空き家等の住宅確保に関する情報提供	空き家バンク制度チラシの各戸配布、町広報誌への掲載により、情報提供を行っています。	これまでの取り組みを続けるとともに固定資産税納付書に空き家バンク制度のチラシを同封するなど周知を強化します。	山の都創造課
幅の広い歩道の整備	道路改良行使における歩道設置は、行っていないが、新設道路工事においては、ニーズに応じ、歩道を設置しています。	今後の改良計画に於いては、歩行者の有無等を考慮した歩道の整備を実施していきます。	建設課
公園施設長寿命化事業	公園施設の維持管理を実施しています。	公園施設の計画的な更新と維持管理を行い、快適な公園づくりを推進します。	関係各課
公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化	建設課の事業実施している建築等については、バリアフリー化を考慮した設計、施工を行っています。	今後も子育て支援及び高齢者等を考慮した設計、施工を引継ぎ実施していきます。	関係各課
子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	公共施設の建設において実施しています。	今後も継続していきます。	関係各課
移住定住の促進と情報発信	山都町地域仕事センターを中心に移住定住に関する制度を設け、移住定住の促進を図っています。	各種移住定住情報発信と併せて町の子育て施策に関する情報発信を強化していきます。	福祉課 山の都創造課

具体的施策④ こどもの安全・安心の確保

交通事故の防止に向けて、安全性の高い道路や歩道整備と交通安全教育を進めます。

また、家庭・地域・行政が連携し見守り活動に取り組むとともに、地域との情報共有や連携を強化し、地域ぐるみで安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。

●こどもの交通事故防止

町内小学校において、学年に合わせた交通安全指導や交通安全教室を実施し、交通安全に関する正しい知識を身につけ、道路における様々な危険を予測・回避する能力を育む機会の充実を図ります。また、正しい自転車の乗車方法を学び、乗車する際のヘルメット着用など、自転車の安全利用を推進します。

保育園等や学校において交通安全指導を実施し、横断歩道の横断方法等や登下校時における安全確保の知識向上と啓発を図ります。

歩行者や自転車の安全確保を図るため、地域の実情に即した交通規制や車道との分離等の安全対策を推進します。

●こどもの犯罪被害防止

「ライフビジョン」等の防災情報メール配信による町民の自主防犯意識の啓発を行います。

防犯教室や防犯講座を実施するほか、警察や関係団体から提供される防犯情報を発信し、児童の防犯意識の高揚を図ります。

青色回転灯付パトロール車による防犯パトロールを継続するとともに、地域見守りボランティアによる登下校時の安全指導等、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

●こどもを取り巻く有害環境対策

書店やコンビニ等で性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌や、DVD、インターネット等のメディアからこどもを守るため、地域団体、住民と協力して、有害情報に巻き込まれないような情報モラル教育を推進します。



(主な取組・事業)

事業及び取組	実施状況 (令和5年度)	今後の取組	主管課
こどもの事故予防のための啓発	こどもが自ら動き始める7ヶ月健診以降、事故発生の危険性が高まるため、パンフレット等を使用して集団指導を実施しています。	今後も継続していきます。	健康ほけん課
事故防止のための知識の普及	こどもが自ら動き始める7ヶ月健診以降、事故発生の危険性が高まるため、パンフレット等を使用して集団指導を実施しています。	今後も継続していきます。	健康ほけん課
こどもたちを有害環境から守るための取組み	地域学校協働活動により、学校、地域、家庭の連携強化を図っています。	こどもたちを有害環境から守るための取り組みに向けた研修会等を開催します。	学校教育課 生涯学習課
交通安全教育の実施	町内の小中学校・保育園等において各年代に合わせた交通安全教室を実施しています。	今後も継続していきます。	福祉課 学校教育課
チャイルドシートの正しい使用の徹底	交通安全運動をはじめとした各種キャンペーン、保育園等・小学校における交通安全教室において啓発活動を実施しています。 チャイルドシート安全比較の冊子を庁内に配置しています。	今後も継続していきます。	福祉課 総務課 学校教育課
自転車の安全利用の推進	警察、交通指導員と協力して、町内の小中学校において各年代に合わせた自転車教室を開催しています。	今後も継続していきます。	総務課 学校教育課
「ライフビジョン」等の防災情報メール配信	-	町民の自主防犯意識の啓発を行います。	総務課
SNSに関する教育	学校やPTA活動の中で講演会等を実施し、適切なインターネットやSNSの利用に関する周知啓発を実施しています。	今後も継続しつつ、全町的な情報モラルのためのチラシの配布や町ホームページなどで周知啓発に努めます。	福祉課 学校教育課

第5章 教育・保育及び地域子育て支援事業の量の見込み

1 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須記載事項となっています。

本町では、教育・保育の区域は、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細やかなニーズ（勤務状況に合わせた保育園等利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること、特色のある教育・保育を利用者が選べる等のメリットから、町全域（1区域）で教育・保育の量の見込みを定めていきます。

山都町における教育・保育の提供区域：1区域

2 教育・保育の量の見込み

（保育の必要性の認定区分）

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等に応じた保育の必要性により、教育・保育を利用することもについて3つの認定区分が設けられ、この認定区分に応じて、利用する教育・保育施設・事業が決まっていきます。

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上	なし	認定こども園
2号認定（教育希望が強い）		あり	認定こども園
2号認定（保育希望が強い）			保育園・認定こども園 等
3号認定	満3歳未満	あり	保育園・認定こども園・地域型保育事業 等

(量の見込み)

● 1号認定（満3歳以上で教育希望が強い）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	12	10	9	9	9
②確保方策(利用定員数)	20	20	20	20	20
②-①過不足	8	10	11	11	11

● 2号認定（満3歳以上で保育希望が強い）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	139	121	106	109	110
②確保方策(利用定員数)	152	152	152	152	152
②-①過不足	13	31	46	43	42

● 3号認定（0歳で保育希望が強い）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	16	15	14	13	12
②確保方策(利用定員数)	24	24	24	24	24
②-①過不足	8	9	10	11	12

● 3号認定（1～2歳で保育希望が強い）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	76	83	85	77	73
②確保方策(利用定員数)	94	94	94	94	94
②-①過不足	18	11	9	17	21

(確保策の方針と対応策)

- ・ 公立保育園再編計画に基づき、公立保育園の再編を視野に検討を進め、保育サービスの質の向上に努めます。
- ・ 定員の変更等が生じた場合は整備量を見直すとともに、不足が生じないよう定員数の確保に努めます。

3 地域子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条では、子ども・子育て支援事業計画に沿って、同法に規定されている「地域子ども・子育て支援事業」を行うこととされています。

本町の地域の実情に応じて量の見込みと提供体制の確保の内容を定め、計画的に事業を実施します。

地域子ども・子育て支援事業一覧

- (1) 時間外保育事業（延長保育）
- (2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）
- (3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- (4) 地域子育て支援拠点事業
- (5) 一時預かり事業
- (6) 病児保育事業（病後児保育室）
- (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- (8) 妊婦に対する健康診査
- (9) 乳児家庭全戸訪問事業
- (10) 養育支援訪問事業（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）
- (11) 利用者支援事業
- (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- (14) 子育て世帯訪問支援事業（新規）
- (15) 児童育成支援拠点事業（新規）
- (16) 親子関係形成支援事業（新規）
- (17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新規）
- (18) 産後ケア事業（新規）
- (19) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業（新規）

(1) 時間外保育事業（延長保育）

保育園において、通常保育時間を超えてこどもを保育する事業。

（量の見込み）

（単位：人）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	165	160	155	150	145
②確保方策(利用定員数)	165	160	155	150	145
②-①過不足	0	0	0	0	0

（確保策の方針と対応策）

- ・各施設において受け入れ体制を確保できるように支援を行います。

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通うこどもを対象に、放課後（土曜日、学校休業日は一日）に安全な生活の場を提供することにより、保護者の就労を支える事業。

（量の見込み）

（単位：人）

区分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み (利用見込み)	低学年	93	90	87	84	81
	高学年	62	60	58	56	54
	計	155	150	145	140	135
②確保方策(利用定員数)		240	240	240	240	240
②-①過不足		85	90	95	100	105

（確保策の方針と対応策）

- ・全校区に設置済みですが、今後の利用状況を見ながら、既存の学童保育の定員枠の維持を図ります。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が一時的にこどもの養育が困難で、かつ、他に養育する方がいない場合に、宿泊を伴う保護を行う事業。

（量の見込み）

（単位：人日）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	2	2	2	2	2
②確保方策(利用定員数)	35	35	35	35	35
②-①過不足	33	33	33	33	33

（確保策の方針と対応策）

- ・ 充足されている状況を維持できるように、引き続き、対象施設において提供体制を確保していきます。
- ・ 事業の周知広報を強化し、利用促進に努めます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児と保護者に安心して過ごせる遊び場等の提供や、子育てに関する総合相談及び情報提供を行う事業。

（量の見込み）

（単位：人日、箇所）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	520	500	480	460	440
実施箇所(箇所)	1	1	1	1	1
②確保方策(箇所)	1	1	1	1	1

（確保策の方針と対応策）

- ・ 事業の周知広報を強化し、利用促進に努めるとともに、「出張ひろば」をはじめ、子育て相談機能の充実を図ります。

(5) 一時預かり事業

(保育園等における一時預かり(預かり保育)事業)

家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業(全ての家庭の0～5歳児対象)。

(量の見込み)

(単位:人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み(利用見込)	880	860	840	820	800
実施箇所(箇所)	10	10	10	10	10
② 確保方策(箇所)	10	10	10	10	10

(確保策の方針と対応策)

- ・現在実施している一時預かり事業は、現行体制を維持します。

(6) 病児保育事業(病後児保育室)

こどもが病気で集団保育が困難な期間、専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業。

(量の見込み)

(単位:人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	309	301	287	275	256
②確保方策(利用定員数)	309	301	287	275	256

(確保策の方針と対応策)

- ・事業の広報周知に努め、利用促進を図りつつ、病後児保育事業は現行の体制を維持し、必要に応じて病児保育事業の体制確保について検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

育児の手助けが必要な方（依頼会員）からの依頼に応じて、育児の手助けができる方（提供会員）を紹介し、育児の支援を図る事業。

（量の見込み）

（単位：人）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	3	3	3	3	3
②確保方策(利用定員数)	3	3	3	3	3

（確保策の方針と対応策）

- ・依頼に応じる協力会員の充実を図ります。

(8) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施し、公費による受診負担の軽減を図る事業。

（量の見込み）

（単位：人）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	50	48	46	44	42
②確保方策(利用定員数)	50	48	46	44	42

（確保策の方針と対応策）

- ・確保の内容を維持し、妊婦の健康管理及び健康の保持増進を図ります。
- ・県内の医療機関において受診可能とし、妊娠初期、中期、後期において検査を実施します。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

保健師及び保育士等が、生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の健康状態や養育環境を確認し、必要な支援を行う事業。

(量の見込み)

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	49	44	41	39	36
②確保方策(利用定員数)	49	44	41	39	36

(確保策の方針と対応策)

- ・引き続き、町が実施している4か月児健康診査で全ての乳児の養育環境などの把握に努めます。

(10) 養育支援訪問事業 (子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業)

養育支援が特に必要な家庭に対して、専門的相談支援として、保健師又は助産師等が養育に関する指導・助言を、居宅に訪問して行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保、また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員の専門性強化と、関係機関との連携強化を図る事業。

(量の見込み)

(単位:人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(利用見込み)	2	2	2	2	2
実施体制	要保護児童対策協議会と連携を図ります				

(確保策の方針と対応策)

- ・養育環境に課題があるなど支援が必要なケースについては、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関と連携した支援を行うとともに、必要に応じて、子育て世帯訪問支援事業の家事支援や育児支援とあわせて保健師等が同行し、相談支援等を行います。
- ・子どもを守る地域ネットワーク強化事業の実施計画はありませんが、引き続き、要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携強化に努めるとともに、利用者支援事業の資格取得支援等の事業を活用し、職員等の専門性を高めていきます。

(11) 利用者支援事業

子育て中の親子の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、専門の職員が、必要な情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。

(量の見込み)

(単位:人)

区分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年	令和 11 年
①量の見込み (利用見込み)	基本・特定型	地域子育て支援拠点事業及び保健師による事業推進にて対応				
	母子保健型					
	計					
②確保方策(利用定員数)						

(確保策の方針と対応策)

- ・乳幼児及びその保護者にとってより身近な場所で子育て支援を行うため、地域子育て支援拠点をはじめ、こども家庭センターで実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

特定子ども・子育て支援施設である幼稚園等に対し、保護者が支払うべき副食費に係る実費徴収費用について、保護者の世帯所得の状況等を勘案して行う補足給付事業。

(確保策の方針と対応策)

- ・地域子ども・子育て支援事業に位置付けられている本事業は計画期間において、その実施の必要性について検討をしていきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

民間事業の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置を促進していくために必要な調査研究、支援や相談・助言等を行う事業。

(確保策の方針と対応策)

- ・今後の国の指針や取組を踏まえながら検討していきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規）

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等が
いる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、
家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高
まりを未然に防ぐことを目的とした事業。

（量の見込み）

（単位：人日）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	2	2	2	2	2
②確保方策(利用定員数)	2	2	2	2	2

（確保策の方針と対応策）

- ・保健師、こども家庭センター等で事業を推進していきます。

(15) 児童育成支援拠点事業（新規）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して、当該児童の居場
所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学
習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状
況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包
括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る
ことを目的とした事業。

（確保策の方針と対応策）

- ・養育環境に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童に対するこどもの居場所づく
りは必要であることから、こども食堂への支援など、多様なこどもの居場所づくりを
行います。

(16) 親子関係形成支援事業（新規）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義
やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の
提供、相談及び助言を実施する事業。

（確保策の方針と対応策）

- ・子育てに関する各種教室や乳幼児とその保護者が相互に交流する場など、あらゆる相

談機関の利用を促進することで、必要な支援につなげていきます。

(17) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) (新規)

保護者の就労要件等を問わず、保育園等に通っていない生後 6 ヶ月以上満 3 歳未満の児童を保育園等の施設に通わせることができる制度。(令和 7 年度のみ地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、令和 8 年度からは新たな給付制度として位置付けられる)

(量の見込み)

0 歳

(単位:人)

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	-	1	1	1	1
②確保方策(利用定員数)	-	1	1	1	1
②-①過不足	-	0	0	0	0

1 ～ 2 歳

(単位:人)

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	-	2	2	2	2
②確保方策(利用定員数)	-	2	2	2	2
②-①過不足	-	0	0	0	0

(確保策の方針と対応策)

- ・新たな給付制度として位置づけられ、実施可能場所の検討選定を行い、令和 8 年度から実施します。

(18) 産後ケア事業（新規）

出産後の心身ともに不安定な時期にあって、育児支援を特に必要とする母子を対象に、心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制を確保するとともに児童虐待防止につなげることを目的とする事業。

（量の見込み）

（単位：人）

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み(利用見込み)	49	44	41	39	36
②確保方策(利用定員数)	49	44	41	39	36

（確保策の方針と対応策）

- ・支援が必要な産婦に対し、適宜ケアやサポートが行えるよう、産院等と連携して対応していきます。

(19) 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業（新規）

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦のための支援給付と妊婦への相談支援を行う事業。

（量の見込み）

（単位：人）

区分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の 見込み	妊娠届出数	49	44	41	39	36
	1組当たり面談等回数	2	2	2	2	2
	面談等実施合計回数	98	88	82	78	72
②確保方策(面談等実施合計回数)		98	88	82	78	72

（確保策の方針と対応策）

- ・妊産婦に対し、妊娠期から伴走型の相談支援や各ステージにおける現金給付等による経済的支援を実施します。

4 教育・保育の一体的な提供及び推進

(1) 幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策

保育園等でこれまで培ってきた知識・技能を生かしつつ、幼児期におけるこども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供します。

特定教育保育施設においては、幼稚園教育要領、保育園保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、学習指導要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて異なる施設相互の連携を強化しつつ、町内の施設全体として、小学校就学後を見据えた教育・保育の連続性・一貫性を確保します。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育園等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

本町では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組んでいます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、熊本県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めます。

5 その他推進方策

（１）産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育園を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

また、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に施設整備を行います。

（２）労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の施策との連携

多様な生き方・働き方が浸透する中、家族との時間を大切にする働き方も重視されており、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりの促進に継続して取り組みます。

具体的には、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取り組みを継続します。

また、父親が子育てに参加できるような各種講座を開催するなど、すべての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境の整備に努めます。

6 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組

本町においては、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、国の「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月策定）、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月策定）に基づき、放課後児童対策を推し進めてきました。

国においては、「新・放課後子ども総合プラン」が令和5年度までで終了し、引き続き令和6年度まで「放課後児童対策パッケージ」に基づき取り組みを推進しています。本町においても国の動向を踏まえ、引き続き放課後児童健全育成事業を推進していくこととしています。

なお、「放課後児童対策パッケージ」終了後も、放課後児童対策の推進にあたっては、国の動向を踏まえながら放課後児童クラブ及び放課後こども教室の一体的な、又は連携による実施についても検討していくほか、確保方策としては、小学校の余裕教室の活用等も検討しつつ、教育部門と福祉部門が連携して事業実施について協議していきます。

①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

（放課後児童クラブ）

平成 30 年度に国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学年ごとの量の見込みを行い、女性就業率の上昇、共働き世帯の増加に伴う学童保育のニーズに対応する体制の確保に取り組めます。放課後児童クラブについては、令和 6 年度現在、町 6 箇所で行っており、教育委員会と連携し、地域におけるニーズを注視しながら、事業の充実を図っていきます。

(放課後こども教室)

教育委員会と連携し、地域の実情に合わせ、放課後子ども教室の実施等や小学校区内の余裕教室等の活用を含め、児童の放課後の居場所が確保できるように検討します。

②放課後こども教室の実施計画

事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて、放課後こども教室の実施について検討します。

③連携型の放課後児童クラブ及び放課後こども教室の目標事業量

連携型の放課後児童クラブ及び放課後こども教室については、今後も保護者のニーズ、地域の動向を踏まえ事業実施の必要性を関係機関で協議し、地域の実情に応じて放課後児童クラブと放課後こども教室の連携が図れる体制の整備を検討します。

④放課後児童クラブ及び放課後こども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

本町においては、放課後児童クラブの事業は福祉課、放課後こども教室の事業は教育委員会で担当しており、両事業の実施については学校との調整が不可欠であるため、教育委員会と連携し、情報共有を図り、必要に応じて協議を行います。

⑤特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

必要に応じ関係機関との協議のうえ、連携強化に取り組めます。

第6章 計画の推進

1 計画内容の住民への周知

山都町を「かがやく未来へ 山都ならではの人づくり」としていくためには、私たちみんなが、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取組みを実践し継続していくことが欠かせません。

そのため、本計画について、概要版を含め、関係機関・団体等への配布やホームページ等での内容公表・紹介等に努めます。

2 推進体制

(1) 推進体制の整備

庁内関係課と連携し、本計画に基づき適切に事業を実施することで、こども政策を総合的に推進していきます。

(2) 地域や関係機関等との連携・協働

地域の子育て支援団体、山都町社会福祉協議会、山都町民生委員児童委員協議会、NPO法人、企業等と協力し、またその活動を支援するとともに、連携を深めるため、ネットワークを構築していきます。また、関わるすべての人に対し、「こどもの権利に関する条約」の理解促進を図り、地域が一体となってこどもの権利保障の視点から計画を推進していきます。

3 計画の点検・評価の実施

この計画（Plan）の初期の達成を得るためには、計画に基づく取組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「山都町子ども・子育て会議」において、今後、毎年度の進捗状況について、山都町として、各種施策が利用者の直面している問題や目標に役立ったか、満足できるものであったか等、利用者の視点に立った点検・評価を実施するとともに、中間年においては、本計画の対象者に対し、意識調査を実施する等、「PDCAサイクル」による継続的評価の考え方を基本として、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体等から得ながら、適時、事業取組みの見直し・改善を行うこととします。

第7章 資料編

1 山都町子ども・子育て会議条例

平成26年3月18日

条例第5号

(設置)

第1条 山都町に居住する子ども及びその保護者の総合的な支援を行うために、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、山都町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

(1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月14日条例第33号）抄

（施行期日）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

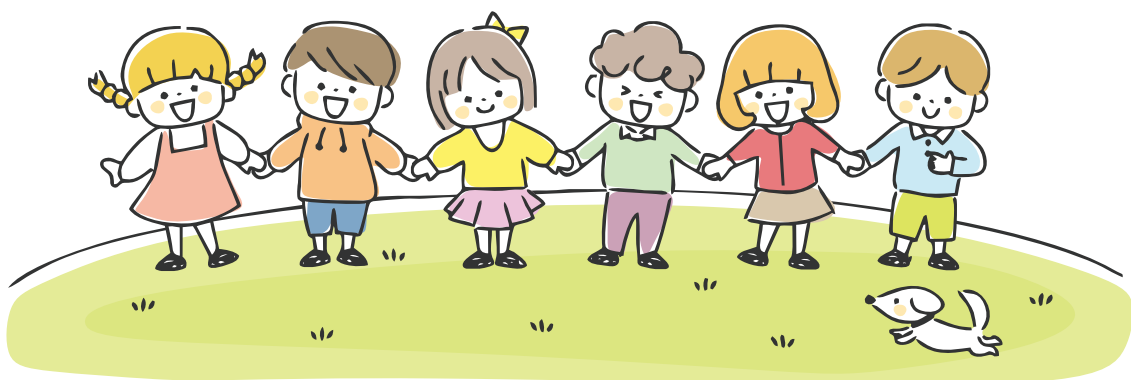
附 則（令和5年3月6日条例第6号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 山都町子ども・子育て会議委員名簿

	役職	氏名	町条例 第2条 第2項	備考
1	委員	今吉 光弘	1 号	熊本学園大学 非常勤講師
2	委員	吉川 美加	3 号	山都町議会議員 厚生常任委員 委員長
3	委員	坂梨 理恵子	3 号	教育委員
4	委員	池部 聖吾智	1 号	小中学校長会代表 矢部小学校 校長
5	委員	緒方 宏樹	1 号	矢部高等学校 校長
6	委員	平岡 裕子	2 号	公立保育園 園長代表 金内保育園 園長
7	委員	武元 紘子	2 号	私立保育園 園長代表 菅尾保育園 園長
8	委員	橋本 亮子	2 号	放課後児童クラブそよかぜ会指 導員
9	委員	岩田 陽一	3 号	山都町 PTA 連絡協議会 会長
10	委員	増田 勇樹	3 号	公立保育園（山都みらい保育園 保護者会長）
11	委員	江藤 建	3 号	私立保育園（菅尾保育園保護 者会長）
12	委員	武原 寿枝	3 号	山都町民生委員児童委員協議会 主任児童委員



山都町こども計画

発行年月 令和7年3月

編集・発行 山都町 福祉課

〒861-3592 熊本県上益城郡山都町浜町6番地

TEL : 0967-72-1111 / FAX : 0967-72-1080